

JONA オーガニック基準 2024

JONA オーガニック基準 2024

日本オーガニック & ナチュラルフーズ協会
Japan Organic & Natural Foods Association

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。
 網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。
 点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

§ 目 次 §

§1 序 文	《JAS》 《JONA IFOAM》 《JONA 独自》 《EU》 1
§2 オーガニック認証の目的	《JAS》 《JONA IFOAM》 《JONA 独自》 《EU》 1
§3 ことばの定義	《JAS》 《JONA IFOAM》 《JONA 独自》 《EU》 2
3-1 認証について	 2
3-2 農畜水産物、農法等について	 2
3-3 使用される資材、物質等について	 4
3-4 その他	 6
§4 有機農産物認証基準	 7
4-1 一般的生産圃場の環境要件	《JAS》 《JONA IFOAM》 《EU》 7
4-2 土壌と土づくり	《JAS》 《JONA IFOAM》 《EU》 9
4-3 作付け	《JAS》 《JONA IFOAM》 《EU》 11
4-4 病虫害対策	《JAS》 《JONA IFOAM》 《EU》 12
4-5 雑草対策	《JAS》 《JONA IFOAM》 《EU》 12
4-6 種子（球根、根茎を含む）、種苗及び接ぎ木	《JAS》 《JONA IFOAM》 《EU》 《独自（有機種苗に関するもののみ）》 13 ¹²
4-7 生長の調整及び受粉	《JAS》 《JONA IFOAM》 《EU》 15 ¹⁴
4-8 収穫・保管・出	《JAS》 《JONA IFOAM》 《JONA 独自》 《EU》 15
4-9 温室栽培（加温・無加温）	《JONA IFOAM》 《EU》 16
4-10 キノコ類（堆肥栽培以外のキノコ類）	《JAS》 《JONA IFOAM》 《EU》 16
4-11 水耕栽培（芽もの野菜）及びスプラウト	《JONA 独自》（水耕栽培）、 《JAS》（スプラウト） 19 ¹⁸
4-12 果樹	《JAS》 《JONA IFOAM》 《EU》 21
4-13 野生植物	《JAS》 《JONA IFOAM》 《EU》 22 ²¹
農産物の物質リスト	 23
§5 有機畜産物認証基準	 26
5-1 一般的管理	《JAS》 《JONA 独自》 26
5-2 飼育施設の条件	《JAS》 《JONA 独自》 26

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

5-3	身体損傷	《JAS 認証》 《JONA 独自》	27
5-4	品種と繁殖	《JAS 認証》 《JONA 独自》	28 27
5-5	飼育の対象となる家畜又は家きん	《JAS 認証》 《JONA 独自》	28
5-6	飼料（栄養）	《JAS 認証》 《JONA 独自》	28
5-7	獣医薬品	《JAS 認証》 《JONA 独自》	30
5-8	輸送及びと殺等の管理	《JAS 認証》 《JONA 独自》	31
5-9	乳と卵の生産		32
	《JAS 認証》 《JONA 独自》		32
5-10	有機農産物飼料(調整調製又は選別の工程のみを経たもの)		33 32
	《JAS 認証》 《JONA 独自》 《EU 認証》		33 32
5-11	有機加工飼料(調整調製又は選別の工程以外の工程を経たもの)		33 32
	《JAS 認証》 《JONA 独自》		33 32
	畜産物の物質リスト,生産基準に関する別表附属書		35
§6	有機養蜂産物認証基準	《JONA 独自認証》	36
6-1	生産における一般管理の要件		36
6-2	収穫行程		38
§7	有機水産物認証基準	《JONA 独自認証》	40
7-1	一般的環境要件		40
7-2	種苗及び育苗		40
7-3	生産方法		41
7-4	病虫害防除		43
7-5	飼料		44
7-6	甲殻類の特定規則		45
	水産物の物質リスト		48
§8	有機微細藻類認証基準	《JONA 独自認証》	50
8-1	栽培工程の要件		50
8-2	収穫以降の工程の要件		51
8-3	その他		51

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。
 網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。
 点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

§9 有機加工食品認証基準	《JAS 認証》 《JONA IFOAM 認証》 《JONA 独自》 《EU 認証》	53 52
9-1 一般的要件		53 52
9-2 原料		54 52
9-3 製造加工工程		55 54
9-4 食品添加物及び加工助剤		56 55
9-5 防虫防鼠		56 55
9-6 包装資材		58 56
9-7 物流確認及び記録の作成と保管		58 57
加工食品の物質リスト		59 58
§10 オーガニックコスメティクス認証基準	《JONA 独自認証》	62 60
原則		62 60
10-1		62 60
10-2 使用できる原材料区分		63 61
10-3 有機原料の要件		63 61
10-4 鉱物および鉱物由来原料の要件		63 61
10-5 水の要件		64 62
10-6 非有機農畜水産物由来原料の要件		64 62
10-7 有機食品で使用が許可されている添加物の要件		64 62
10-8 製造方法		65 63
10-9 製造工程の管理		65 63
10-10 有害動植物防除		65 63
10-11 包装資材		66 64
10-12 表示区分および原材料使用割合の計算		67 65
10-13 商品表示		67 65
10-14 記録の作成と保管		68 66
コスメティクスの物質リスト		70 67
§11 オーガニックレストラン認証基準	《JAS 認証》 《JONA 独自認証》	73 70
11-1 認証対象、評価		73 70

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。
 網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。
 点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

11-2	食材とメニュー.....	74 <u>72</u>
11-3	調理法.....	76 <u>73</u>
11-4	食器・包装材.....	76 <u>73</u>
11-5	衛生管理、施設、空間.....	76 <u>73</u>
11-6	廃棄物、環境.....	77 <u>74</u>
11-7	労働環境.....	77 <u>74</u>
11-8	消費者とのコミュニケーション.....	77 <u>74</u>
§12	保管・輸送・取扱認証基準 《JAS 認証》 《JONA IFOAM 認証》 《JONA 独自認証》 《EU 認証》.....	79 <u>76</u>
12-1	保管・輸送・取扱上申請を必要とする場合.....	79 <u>76</u>
12-2	取扱上の一般的注意点.....	80 <u>77</u>
12-3	保管及び輸送方法.....	80 <u>77</u>
12-4	物流確認及び記録の作成と保管.....	81 <u>78</u>
§13	認証表示／報告／禁止事項 《JAS 認証》 《JONA IFOAM 認証》 《JONA 独自認証》 《EU 認証》.....	82 <u>79</u>
13-1	認証表示上の原則.....	82 <u>79</u>
13-2	報告義務事項.....	83 <u>80</u>
13-3	禁止事項.....	84 <u>80</u>
§14	付帯項目.....	81

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。
網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。
点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。
本「JONA オーガニック基準 2024」の読み方

本「JONA オーガニック基準 2024」は、日本オーガニックアンドナチュラルフーズ協会が示す、有機生産、製造、取り扱い等の基準であり、以下の認証プログラムに対応している。

本文中の表記と対応する諸要件を以下にまとめる。本文中の表記は、以下のいずれかである。

表記		対応する要件
表記	書式	
無印		章やセクションで明示する基準全て。
網掛のみ		JONA IFOAM 認証のみ (有機 JAS 認証、JONA 独自認証の際には、要求されない。ただし、推奨されることはある)
点線下線		JONA 独自認証のみ (有機 JAS 認証の際には、要求されない)
網掛、かつ、 点線下線		JONA IFOAM 認証、および、JONA 独自認証 (有機 JAS 認証の際には、要求されない)
波線下線		EU 認証

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。
網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。
点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

§1 序文

《JAS 認証》《JONA IFOAM 認証》《JONA 独自認証》《EU 認証》

日本オーガニック&ナチュラルフーズ協会（以下 JONA と表記）は、日本国内の健全な有機農畜水産業及び市場を形成するため、日本の気候風土、食生活習慣に適合した本「JONA オーガニック基準」を策定し、有機農畜産物、水産物、野生植物、加工食品等の生産行程、及び有機食品の流通、輸送・保管のプロセスを認証する。

JONA の認証・認証マーク付き商品は、JONA がその生産、加工、流通等の各プロセスで、「JONA オーガニック基準」が守られていることを確認した事業者が貼付するものである。認証・認証を希望する申請者は、「有機食品認証契約書」（別資料）に従い、「JONA 認証プログラム」及び「JONA オーガニック基準」の遵守に努めなければならない。また、認証・認証を受けた事業者は、これらの有機食品について、JONA の指導のもと、適切な表現でオーガニックである旨を表示する義務を負う。

以上の実現に向けて、JONA の会員及び認証申請者は等しく本「JONA オーガニック基準」及び「JONA 認証プログラム」を守り、有機食品普及を目指すものである。会員及び認証申請者は、自らの権益を守るためにも、不当に JONA の名称を利用、または、利用させてはならない。

これらの基本方針は、健全な有機農畜水産業の育成、市場の形成、不当表示防止のために定められたものであることを付記しておく。

本「JONA オーガニック基準」に関する訂正、追加、削除等の改定は、JONA 会員にのみ提案の権限がある。本「JONA オーガニック基準」は、JONA 会員の提案及び判定委員会の判定前例に基づいて、定期的開催される基準委員会が検討、改定案を起草し会報上に発表する。発表後 30 日間の改定案に対する質疑応答期間を設定するので、質疑のある会員は、その期間内に JONA へ書面にてその旨提出すること。その後 30 日間の理事会等による検討期間を経て、総会において改定の可否を正式に決定する。

JONA は、一般規定として基準の発効を、当該年度の総会において基準の採択が決定された年度の 4 月 1 日とする。また、改定前の基準とのクロスオーバー期間を 2 年間とする。

したがって、本「JONA オーガニック基準 2024」の発効日を 2024 年 4 月 1 日とし、「オーガニック基準 2023」とのクロスオーバー期間（双方の基準が有効である期間）を 2 年間(2026 年 3 月 31 日まで)設定する。

EU の新制度「Regulation (EU) 2018/848 とその関連制度」に基づく審査の認可が下り次第、JONA オーガニック基準の EU 基準は廃止とする。

書式変更：左揃え

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。
網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。
点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

§2 オーガニック認証の目的

《JAS 認証》《JONA IFOAM 認証》《JONA 独自認証》《EU 認証》

有機農畜産物、水産物、野生植物及び加工食品等の認証を推進する主たる目的は以下の通りである。

- 2-1 有機農畜水産物の推進により、生産性の維持向上をはかり、農薬、肥料、薬剤等による環境破壊から、自然の生態系を守ること。
- 2-2 長期的な視野に立ち、再生可能な資源を利用した地域農業、食品加工システム、食品等流通システムを確立すること。
- 2-3 薬剤及び食品添加物等を使用した加工食品による弊害から、人々の健康を守るために、自然な方法、伝統的な方法による食品加工を推進すること。
- 2-4 農畜産物、水産物及び加工食品が、正しく本「JONA オーガニック基準」に従ったプロセスで生産されることを検査・判定し、生産から消費まで、履歴の追跡を可能にする一貫したシステムを構築し、安全かつ安心な生活環境をつくりあげること。
- 2-5 有機認証に際して、JONA は第三者の立場を維持する。すべての申請に対して、本「JONA オーガニック基準」に基づき客観的判断をすることによって、オーガニックの信頼を高めること。

以上の目的を遂行するために、ここに本「JONA オーガニック基準」を定め、本基準をもって JONA におけるオーガニックの定義とする。JONA 会員及び認証申請者は、この「オーガニック認証の目的」を等しく遵守し、認証申請、普及活動を通じてアピールしていくものとする。

書式変更：左揃え

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

§3 ことばの定義

《JAS 認証》《JONA IFOAM 認証》《JONA 独自認証》《EU 認証》

本「JONA オーガニック基準」では、JONA において使用される用語を、以下のよう

3-1 認証について

3-1-1 **JAS 認証**：「JONA 認証プログラム」を実行し、JAS 法による「認証の技術的基準」（農林水産省告示）に適合する事業者の生産行程/取扱い方法が、本「JONA オーガニック基準」及び有機 JAS 規格（農林水産省告示）で定める生産方法に適合していること。認証を受けた者による生産物/取扱い品であることを示すために、有機 JAS マークを表示できる。認証の詳細は、「JONA 認証プログラム」に定める。

3-1-2 **JONA 認証**：「JONA 認証プログラム」を実行する事業者の生産行程/取扱い方法が、本「JONA オーガニック基準」で定める生産方法/取扱い方法に適合していること。認証を受けた者による生産物/取扱い品であることを示すために、JONA IFOAM 認証マーク、JONA 独自認証マークを表示できる。認証の詳細は、「JONA 認証プログラム」に定める。また、本「JONA オーガニック基準」では、主に「認証」という言葉を使用するが、とくに JONA IFOAM 認証及び JONA 独自認証に限り「JONA 認証」という用語を使用する。

3-1-3 **JONA EU 認証**：「JONA 認証プログラム」を実行する事業者の生産行程/取扱い方法が、本「JONA オーガニック基準」で定める生産方法/取扱い方法に適合していること。認証を受けた者による生産物/取扱い品であることを示すために、EU ロゴを表示できる。認証の詳細は、「JONA 認証プログラム」に定める。また、スイス認証、英国認証においては本基準で「EU 認証」と記載する部分を「スイス認証」、「英国認証」と読み替える。

3-2 農畜水産物、農法等について

3-2-1 **オーガニックリスク**：有機食品（有機農産物、有機加工食品等）を生産・製造するプロセスにおいて、使用禁止物質によって汚染される、又は有機以外の一般品が混入するリスク。有機認証を取得するためには、オーガニックリスクを排除するための管理が必要である。

3-2-2 **有機食品**：有機農産物と有機加工食品等を合わせて有機食品と表記する。

3-2-3 **有機農産物**：①JAS 法に基づく、有機農産物の日本農林規格（有機 JAS 規格）に適合する農産物。有機 JAS マークを表示できる。②有機 JAS 規格及び本「JONA オーガニック基準」に適合する農産物。JONA IFOAM 認証マークを表示できる。③有機 JAS 規格適用外で本「JONA オーガニック基準」に適合する農産物。JONA 独自認証マークを表示できる。

3-2-4 **有機加工食品**：JAS 法に基づく、有機加工食品の日本農林規格（有機 JAS 規格）に適合する加工食品。有機加工食品は、JAS 法上、有機農産物加工食品、有機畜産物加工食品、有機農畜産物加工食品に分類される。

3-2-5 **有機農産物加工食品**：①有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

剤を除く。)の重量に占める有機農産物の割合が 95%以上であるもの。有機 JAS マークを表示できる。②①を満たし、本「JONA オーガニック基準」に適合する加工食品。JONA IFOAM 認証マークを表示できる。

3-2-6 **有機畜産物加工食品**：①有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める有機畜産物の割合が 95%以上であるもの。有機 JAS マークを表示できる。②①を満たし、本「JONA オーガニック基準」に適合する加工食品。原料の認証によって異なるが、JONA 独自認証マーク又は、JONA IFOAM 認証マークを表示できる。

3-2-7 **有機農畜産物加工食品**：①有機加工食品のうち、有機農産物加工食品及び有機畜産物加工食品以外のもの。有機 JAS マークを表示できる。②①を満たし、本「JONA オーガニック基準」に適合する加工食品。原料の認証によって異なるが、JONA 独自認証マーク又は、JONA IFOAM 認証マークを表示できる。

3-2-8 **有機 JAS 規格適用外農産物／加工食品**：有機農産物の日本農林規格及び、有機加工食品の日本農林規格が適用されない農産物及び加工食品。本「JONA オーガニック基準」では、水耕栽培、ロックウール栽培等の特殊栽培農産物、養蜂産物、栽培及び採取水産物（藻類除く）、これらを原料とした加工食品を指す。

3-2-9 **有機酒類**：国税庁告示第 7 号「酒類における有機の表示基準」（2025 年 10 月 1 日まで適用告示）、有機加工食品の日本農林規格、JONA IFOAM 基準、JONA EU 認証基準に適合する酒類。JONA の独自認証マーク、有機 JAS マーク又は、JONA IFOAM 認証マーク、EU ロゴを使用できる。原料供給者の認証されたプログラムによって、製造業者の認証プログラムが異なるので注意すること。詳細は、「JONA 認証プログラム」を参照すること。

3-2-93-2-10 **その他有機加工食品**：有機加工食品のうち、有機農産物加工食品、有機畜産物加工食品及び有機農畜産物加工食品以外のもの

3-2-103-2-11 **有機畜産物**：①JAS 法に基づく、有機畜産物の日本農林規格に適合する畜産物。有機 JAS マークを表示できる。②本「JONA オーガニック基準」に適合する畜産物。JONA 独自認証マークを表示できる。

3-2-113-2-12 **有機飼料**：①JAS 法に基づく、有機飼料の日本農林規格に適合する飼料。有機 JAS マークを表示できる。②JAS 規格及び本「JONA オーガニック基準」に適合する飼料。JONA 独自マークを表示できる。

3-2-123-2-13 **有機種子**：本基準を満たす種子、もしくは、日本が同等性を認めている国、地域の制度で有機認証された種子。

3-2-133-2-14 **採取水産物**：閉鎖性水域に生息する魚類、貝類、藻類等を捕獲、採取等の漁労手法によって漁獲したもの。栽培種苗の放流後、捕獲したものも含む。

3-2-143-2-15 **栽培水産物**：養殖によって漁獲された魚類、貝類、及び栽培された藻類など、人為的手法によって飼育され漁獲されたもの。放流を目的とした種苗の栽培も含む。

3-2-153-2-16 **野生植物**：森林、荒地等の非農業生産目的地域において自生した植

書式を変更：フォント：太字（なし）

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

物、及びその収穫物のこと。有機 JAS 規格に基づく認証の対象。

3-2-163-2-17 生産圃場：農業、畜産業及び水産業によって、収穫物を得る目的で利用されている土地、水域及び環境のこと。

3-2-173-2-18 輪作：土壌微生物の偏在及び栄養欠乏の防止、病虫害の予防、連作障害の防止等を目的として行われ、複数の別種の一年生作物を、同一の圃場で順に栽培する作付け方法のこと。多年生の木本、草本類については、適用されない。

3-2-183-2-19 休耕：土壌微生物の偏在及び栄養欠乏の防止、病虫害の予防、連作障害の防止等を目的として、一定の期間、生産圃場における作物の栽培を休止すること。休耕期間は、圃場の環境、作物の状態等によって異なるが、長期的な圃場管理計画に基づいていることが条件となる。

3-2-193-2-20 不耕作のほ場：開拓されたほ場、耕作の目的に供されていなかったほ場又は有機的管理の開始日を確認した後、何らかの事情等により耕作または管理されないほ場

3-2-203-2-21 転換期間：農産物、畜産物、及び水産物の生産において、一般慣行栽培又は新たに生産を開始した時点から、有機 JAS 規格及び本「JONA オーガニック基準」に沿った栽培（飼育）に移行する過程及び期間のこと。転換期間中、有機 JAS 規格及び本「JONA オーガニック基準」に沿った栽培（飼育）を行う。

3-2-213-2-22 加温式栽培：温室において、太陽光等の自然エネルギー以外の熱エネルギーを供給して温室内温度を上昇させる栽培方法。自然エネルギーをいったん熱または化学エネルギーに転換しておき、後で温室内温度上昇のため用いる場合も、加温とみなす。

3-2-223-2-23 無加温式栽培：温室において、太陽光等の自然エネルギー以外の熱エネルギーを用いずに行う栽培方法。

3-2-233-2-24 有機的管理の開始（転換開始時期）：JONA が申請書を受領した時点、認証審査の開始とし、実地検査の実施をもって有機的管理の開始とする。ただし、過去の栽培記録等の評価により、転換の開始時期を実地検査前に遡ることができる場合は、使用禁止物質を生産圃場に投入した栽培が終了した時点とする。

3-2-243-2-25 緩衝地帯：有機圃場のうち、使用禁止物質からの汚染の可能性がある、これを防ぐ為に事業者が自主的に区分管理する地帯。詳細は、§4-1-3 を参照のこと。

3-2-253-2-26 分離生産：有機生産とそれ以外の生産が同一生産者によって行われている生産形態。

3-2-263-2-27 並列生産：分離生産のうち、有機生産とそれ以外の生産で同一品目を生産している形態。

3-3 使用される資材、物質等について

3-3-1 **農薬**：農薬取締法第1条の2第1項及び第2項にいう農薬のこと。

3-3-2 **肥料及び土壌改良資材**：肥料取締法第2条第1項に定められる肥料のことで

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

あり、土壌改良資材も肥料に含まれる。

3-3-3 **有害動植物防除資材**：マルチ等の被覆資材、防虫ネット、農薬等の資材。

3-3-4 **化学合成農薬**：農薬の内、合成、分解等の化学的手法によって製造されたもの。

3-3-5 **化学肥料**：肥料のうち、合成、単離等の化学的手法によって製造されたもの。

3-3-6 **化学薬品**：畜産業、栽培水産業、食品加工業等において使用される防腐剤、殺虫剤、殺菌剤等の薬品のうち、合成、分解等の化学的手法によって製造されたもの。

3-3-7 **食品添加物**：食品衛生法にいう食品添加物(加工助剤を含む)のこと。食品を製造加工する過程において添加される物質のこと。酸化防止剤、増粘剤、発色剤、漂白剤、凝固剤、着色剤、膨張剤等が含まれる。

3-3-8 **加工助剤**：食品衛生法にいう食品添加物のうち、食品を製造加工する過程において使用され、最終的に食品中に残留しない物質のこと。食品添加物としての表示義務はない。

~~3-3-83-3-9~~ **粗飼料：牧草、飼料作物（茎葉等を含めた作物全体を利用するものに限る。）**、農場残さ又は野草を生、乾燥又はサイレージ調製したもの。

~~3-3-93-3-10~~ **飼料添加物**：畜産業、栽培漁業等において使用される酸化防止剤、防湿剤、増粘剤、発色剤、漂白剤、凝固剤、着色剤、膨張剤、栄養補給剤等の添加物のうち、合成、分解等によって製造されたもの。

~~3-3-103-3-11~~ **天然物質**：自然界又は生物由来のものであって、化学的な処理を行っていないもの。粉碎、焼成等の物理的処理を受けたものを含む。

~~3-3-113-3-12~~ **使用許可物質**：農薬、肥料、土壌改良資材、有害動植物防除資材、食品添加物(加工助剤を含む)のうち、JAS 法に基づく農林物資ごとに定められた日本農林規格の**別表附属書附属書**等で使用が認められた物質。有機 JAS 規格以外の酒類の場合は、国税庁告示第 7 号「酒類における有機の表示基準」(2025 年 10 月 1 日まで適用告示 2000 年 12 月 26 日告示)の**別表附属書**等で使用が認められた物質。JONA IFOAM 認証、及び JONA 独自認証では、JONA オーガニック基準・物質リストに定められた物質。

~~3-3-123-3-13~~ **使用禁止物質**：農薬、肥料、土壌改良資材、有害動植物防除資材、食品添加物(加工助剤を含む)のうち、**別表附属書附属書**に定める使用許可物質以外の物質および土壌、植物又はきのこ類に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理をおこなっていない天然物質に由来するものを除く）。その他、建築資材、プラスチック等から放散・溶出される化学物質も使用禁止物質に含まれる。

~~3-3-133-3-14~~ **遺伝子工学**：生物の遺伝情報媒体である DNA 又は RNA を、化学的（化学薬品、制限酵素、人工ヌクレアーゼ酵素、バクテリオファージ等を使用）な方法等によって改変すること。交配による品種改良等の方法は、この限りではない。遺伝子工学により作られた生物からは、種子、資材、薬品（ワクチン、抗生物質等）、食品添加物等が得られる。

~~3-3-143-3-15~~ **環境ホルモン**：内分泌攪乱物質。生体内において、天然ホルモン物質と同様の働きをする、また天然ホルモン物質の活動を阻害する等の作用を

書式を変更：フォント：太字（なし）

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

もたらす化学物質のこと。

3-3-153-3-16 放射線照射殺菌：農産物及び加工食品等に、放射線を照射して、微生物等を殺菌する方法、及びその処理のこと。食品中のタンパク質、核酸等の物質に、重大な変化を誘発する可能性があるため禁止する。

3-3-163-3-17 下水汚泥：都市部の下水、生活廃水等の水質浄化処理行程上、凝集、沈澱方法により得られる汚泥のこと。下水及び生活廃水等から、合成界面活性剤、環境ホルモン物質、重金属、抗生物質、化学薬品等の混入の恐れがある。

3-3-173-3-18 検査項目・検出基準：周囲からの汚染等が懸念される生産圃場、作物、施設等を実施される土壌検査、水質検査、残留農薬検査等の項目と、検出許容範囲のこと。検出許容範囲を超えた認証圃場、認証マーク付き商品等については、有機生産の中止あるいは商品の回収を要求する。検査員による訪問検査項目とは異なる。

3-3-183-3-19 ナノ物質：ナノスケールにおいてのみ得られる特異な性質や組成（形状、表面特性、化学的性質など）のために意図的に人工的に作り出されたナノスケール領域（約 1-300nm）の物質。均質化、製粉、攪拌、凍結など本基準で許可された食品加工工程で偶発的に発生、あるいは自然に発生したナノスケール領域の粒子はこれに含まれない。

3-3-193-3-20 化学的処理：化学的手段（燃焼、焼成、熔融、乾留及びけん化を除く。以下同じ。）によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。または、化学的手段により得られた物質を添加すること（最終的な製品に当該物質を含有しない場合を含む。）。

3-4 その他

3-4-1 **認証プログラム**：JONA 認証及び JAS 認証を受けるため、及び受けた後に事業者が実行する手続き、手順、管理システムのこと。認証の申請から判定員・契約検査員による書類審査、契約検査員による実地検査、認証可否の決定、改善事項の確認、表示・表現方法の審査、販売申請・確認書の発行、売上報告義務、運営協力費の支払い等、一連のプログラムをいう。

3-4-2 **認証表示**：JONA により、有機認証を受けた事業者が示す生産物等の表示、表現のこと。本「JONA オーガニック基準」に準拠したことを示す有機認証の表示で、JONA の認証/認証マーク、ロゴ等により表現される。パンフレット等の文面、商品パッケージ等に適用される。消費者に対する情報提供にあたる。

3-4-3 **格付表示**：本「JONA オーガニック基準」及び JONA 認証プログラム中、有機 JAS 認証を受けたことを示す表示。有機 JAS マーク、有機表示により表現される。

3-4-4 **認証申請者**：有機認証/認証申請を希望する者のこと。JONA 会員、非会員の別を問わない。認証申請者には、主たる申請者と、委託を受け申請する申請者がある。

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

§ 4有機農産物認証基準

有機農産物の全ての生産行程において、農薬及び化学肥料等の使用を避けることを原則として、自然循環機能を活用した堆肥づくり、土づくりを行い、生物多様性を図りながら、環境負荷を可能な限り低減した農法を目指すこと。

4-1 一般的生産圃場の環境要件

《JAS 認証》《JONA IFOAM 認証》《EU 認証》

- 4-1-1 原則として生産圃場全体又は一部が、再生可能な有機物を有効に活用して堆肥づくりを行い、持続可能な有機農業を実行していること。なお EU 認証では § 4-1-19 の場合を除いて原則並列生産は認めない。
- 4-1-2 分離生産を実施している生産行程管理者は、それぞれの農産物、圃場を、生産から農場内作業、倉庫保管、輸送等のあらゆる工程において、物理的に視覚的にも明確に区分すること。
- 4-1-3 申請圃場の周辺に慣行圃場等のオーガニックリスクがある場合、申請者は自らそのリスクを評価し、リスクに応じた対策を講じること。リスク低減対策の一つである緩衝地帯を設ける場合、リスクの大きさ、土地の高低差、栽培作物、その他のリスク低減対策等を勘案して自ら幅を設定し、その趣旨を説明すること。JONA は周辺のオーガニックリスクと申請者のリスク低減対策を考慮して審査する。
(緩衝地帯の幅について JONA は平地で申請圃場と慣行圃場が接している場合、暫定的に 4m を目安とし、リスクの大きさ、その低減対策を考慮して緩衝地帯の幅を増減する。)
- 4-1-4 一般の慣行農業から有機農業への転換には、多年生作物（牧草を除く）の場合は収穫前に最低 3 年間、多年生作物以外の作物にあつては播種又は植付け前に最低 2 年以上の期間を必要とする。
- 4-1-5 有機的管理を開始し、§ 4-1-4 の期間を満たさないが、収穫前 1 年以上有機的管理を継続した圃場の農産物は、転換期間中有機として格付表示することができる（ただし、転換期間中有機の表示は、JONA IFOAM 認証ではできない）。
- 4-1-6 不耕作の圃場は 2 年以上使用禁止資材が使用されていないことが確認できる場合は、多年生の植物から収穫される農産物にあつては最初の収穫前 1 年以上、それ以外の農産物にあつては播種・植付前 1 年以上の転換期間を必要とする。過去に不耕作であったことの確認は、ほ場の履歴がわかる記録のほか、他の管理者（公的機関を含む）の使用禁止資材不使用の宣誓書、認証情報等、その証拠を入手すること、また、その適合性や信憑性が JONA の審査で評価されること。
- 4-1-7 生産圃場の周囲に重大な環境の汚染源が無いこと。この場合、汚染源となるのは、ゴミ焼却場、一般廃棄物処分場、重化学工業、産業廃棄物処理場、埋め立て地の施設である。汚染源が確認され、汚染の危険がある場合、環境調査及び分析検査を実施することがある。
- 4-1-8 収穫後の作物に放射線照射を行わないこと。

書式変更：左揃え，インデント：左： 0 mm

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

- 4-1-9 認証申請の対象である圃場周辺で、一般慣行農業、農薬の空中散布、家庭菜園等が実施されている場合、認証対象の有機農業による圃場、収穫物が汚染されることを防止するため、使用されている農薬に関する情報、散布時期、散布実施者氏名、使用されている化学物質に関する情報等を入手し、それに応じ対策を講ずること。
- 4-1-10 土壌又は植物に使用禁止物質を含む資材を施してはならず、隣接地域や使用する機材、灌漑用水、空中散布等から、使用禁止物質による汚染の危険性がある場合は、適切な対策をとっていなければならない。汚染の疑いがある場合、土壌分析検査、残留農薬分析検査、水質分析検査等を必要とする。これらの検査項目及び基準値は、§ 14-5「検査項目・検出基準」に従うこと。また、自ら立てる汚染防止対策のために、上記の検査を定期的に行うことが望ましい。
- 4-1-11 過去 5 年間（有機 JAS 認証の場合は 3 年間以上）の生産方法、管理、使用した資材等の記録と報告書が、正しく保管され監査ができること。
- 4-1-12 認証を申請する生産圃場では、有機農業を実施したりしなかったりすること（たとえば、隔年で有機以外の栽培と、有機栽培を同じ生産圃場で行う等）はできない。これを行うと、認証基準に従った状態を継続的に維持することはできず認証されない。
- 4-1-13 生産圃場だけでなく、関連施設、使用する機材等が使用禁止物質で汚染されていないこと。
- 4-1-14 肥料・土壌改良資材、有害動植物防除資材がある場合、正確にその情報を提供できること。
情報の内容によっては使用を許可しない場合があるが、情報提供を故意に怠った場合は申請そのものを却下する。
購入資材を使用する場合は、メーカー等から原材料や製造工程が把握できる資料を入手し、農産物の物質リストに適合するか判断すること。資材の原料や製法は状況により変化する可能性があるため、資材ごとに毎年資料を入手し確認することが望ましい。使用する場合は、制度上の使用規定を守って使用すること。
- 4-1-15 有機的管理の開始は、使用禁止物質を使用した作付の収穫後の JONA 実地検査の開始をもって開始時期と見なすことを原則とする。ただし、栽培管理、圃場管理方法が適切に記録されている上に、使用禁止資材不使用の宣誓書、管理履歴、認証情報等を入手し、その適合性や信憑性が JONA の審査で評価された場合、実地検査の開始前の下記の時期を有機的管理の開始とすることができる。
- 使用禁止物質が最後に使用された作付けの収穫終了時
 - 計画的に有機栽培を始めた作業時：多年生作物の最初の収穫前の栽培、不耕作のほ場を耕作の目的として作業を実施した時点。
- 4-1-16 天災あるいは事故等により、有機認証圃場へ土砂や濁流等が流入した場合は、汚染の有無を調査した上で認証区分を変更する場合がある。
- 4-1-17 使用した農業用資材は環境に負荷にならないように適切に処理しなければならない。プラスチック資材等は、野焼きせず、適切に回収すること。

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

4-1-18 JONA により認証された圃場には、その旨を示す看板を明示することが望ましい。表記すべき内容には、生産者名（実際の耕作者）、及びその連絡先、生産行程管理者名（団体名）、及びその連絡先、認証機関名（JONA）、認証日を含んでいること。また、看板の大きさは、十分に認識できる程度のものであれば任意とする。

4-1-19 EU 認証の場合、気候・地理的・構造上の制約がある土地で有機生産を開始または維持するために必要な場合は、多年生生物で以下の条件に当てはまる場合に限り例外的に並列生産を認める。

- a) 並列生産は有機への転換の一環であり、最長5年以内とする。
- b) 適切に区分管理されていること。
- c) 収穫について、少なくとも48時間前にJONAに連絡する。
- d) 収穫が終わったら、収穫量と区分管理方法をJONAに連絡する。
- e) 転換計画をJONAに提出し、毎年承認を得ること。

4-2 土壌と土づくり

《JAS 認証》《JONA IFOAM 認証》《EU 認証》

有機圃場の土は、腐食に富み、植物の生育に必要な有機物と栄養分、ミネラル等をバランス良く含んでおり、それらを植物体に供給できるような土壌でなければならない。生産圃場の生産性を長期的に維持向上させるためには、適切な土づくりが必要である。土づくりには自然循環機能を活用し、肥料等の多投入に頼らないことが重要である。

4-2-1 化学肥料の使用は、土壌中の栄養バランスを崩し、本来土壌が持つ栄養分の供給能力の減退、団粒構造の破壊、微生物の生育阻害等の問題を起こす。過度に施用すると、化学肥料成分が残留し土壌を酸性化したり、流亡した硝酸態窒素が環境を汚染する。また、窒素過多等の生育障害を引き起こす危険性も高い。そのため、生産圃場の生態系を破壊するとともに、資源の枯渇を招く原因となる。このような農業は持続可能な農業とは言えない。よって原則的に化学肥料の使用を禁止する。またチリ硝石の使用も禁止する。詳細は、物質リストを参照すること。

4-2-2 化学合成農薬、除草剤、土壌改良資材等の化学合成資材の使用は、生産圃場の土壌微生物、天敵、有効動植物を減少又は死滅させ、生態系を破壊する。その結果、植物生育に支障を来し、本来あるべき生物の多様性による害虫、病気等のコントロール機能が破壊されるとともに、資源の枯渇を招く原因となる。このような農業は持続可能な農業とは言えない。よって原則的に化学合成資材の使用を禁止する。詳細は、物質リストを参照すること。

4-2-3 良い土壌とは、団粒構造を持ち、微生物、ミミズ、昆虫等が活発に活動し、干ばつ時に保水力を持ち、洪水時には水はけの良い土のことである。十分な栄養分の供給能力を持ち、あらゆる植物にとって良好な生育条件を提供するものである。

4-2-4 土壌の酸性度、土質等を改善する目的で、土壌改良資材等を過度に使用してはならない。土壌改良資材等の多用は、土壌中の栄養バランスを崩し、本来土壌

書式変更：左揃え、インデント：左：0 mm

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

- が持つ栄養分の供給能力の減退、団粒構造の破壊、微生物の生育阻害等の問題を起こす危険性がある。これらの改善は、堆肥の施用、輪作、緑肥、休耕等の有機農業的方法によることが望ましい。生物的な土壌改良方法として、当該圃場以外から生物（組換え DNA 技術が用いられていないものに限る。）を導入することができる。
- 4-2-5 水田を除く有機圃場において、過度の灌漑水を使用することを禁止する。過度の灌漑は、土壌に含まれる栄養分、ミネラル等を流亡させ、地下水の汚染につながる。地下水の使用量の制限は、当地の条例に従うこと。
- 4-2-6 土壌は、塩類の集積を予防するように努めること。過度の灌漑、ハウス栽培による土壌の乾燥、未熟堆肥の施用、肥料の多投入は、塩類を集積させる要因になる。塩類の集積を予防するためには、輪作、緑肥、休耕等の有機農業的方法によること。
- 4-2-7 土壌は、流水や風などによって侵食されることがないように、適切に管理されていなければならない。防風林の設置、被覆植物の利用、側溝の設置などが行われていること。
- 4-2-8 完熟した堆肥には、豊富な植物ホルモン様物質（前駆体等）、フミン、有機酸が含まれている。適切な堆肥の施用で、健全な土づくりと作物の生長調整を達成すること。
- 4-2-9 再生可能な有機物による完熟堆肥を生産し、生産圃場に適切な施肥を行うこと。生産圃場で使用される有機物、完熟堆肥の原料及び肥料は可能な限り自己調達により同一農場又はその周辺で確保すること。
- 4-2-10 生産圃場で使用される有機物、完熟堆肥の原料及び肥料について、自己調達されず外部から持ち込まれる有機物及び肥料に頼らない方法を実現するために、自己調達の目標値を設定し、毎年自ら評価すること。自己調達されず外部から持ち込まれる有機物及び肥料の目安は、自己調達分を含む全投入量(原物重量)の 50%以下(水稲の場合は 10%以下、茶類の場合は 30%以下)とする。自己調達資材とは、①緑肥や自ら管理する圃場等から排出される残さ由来の資材 ②自らの周囲を含む一定地域内（例えば同一都道府県や市町村）で生産される資材をいう。
- 4-2-11 施用する堆肥は、90 日以上発酵及び熟成期間を経て、十分に熱の下がったものを使用すること。発酵熱を利用することで、堆肥中の病原因子、害虫類を取り除くことができる。また、未熟な堆肥の施用は、土壌中の生態系、栄養分の供給能力を破壊する危険性が高いので、これを避けること。
- 4-2-12 当該申請圃場の外部から持ち込まれる肥料等がある場合は、そのすべての説明書、施用記録、保管記録を保持すること。また、圃場に有機農産物の残さ、厩肥等以外の肥料を施用する場合は、その供給源、成分内容、製造者等に関する情報を提示すること。
- 4-2-13 堆肥以外で圃場に施用することを認められる肥料には、禁止物質による汚染がない米ぬか、大豆かす、菜種かす、ビールかす等の食品残さ、稲わら、山草、雑草、樹木枝葉等の植物体及び作物残さ、骨粉、血粉等がある。また、下水汚泥やクロム処理された皮革製品、骨粉や血粉等、動物体から得られる肥料は、

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

重金属汚染の危険性があるので、その由来、生産方法及び成分に注意すること。

- 4-2-14 植物が発芽や生長に必要とする有機物と栄養分、ミネラル等のアンバランスは、それを食する人の健康にも重大な影響を与える。よって有機物と栄養分、ミネラル等のバランスの良い土づくりを実施しなければならない。
- 4-2-15 肥料および土壌改良資材を使用する場合、「物質リスト」により分類される、使用許可の使用細目を遵守し、正しく記録、管理すること。使用する場合は、必ず資料を提出し、その旨を報告すること。
- 4-2-16 土壌の肥沃度を増し、表土の浸食を防止するためにも、緑肥作物、被覆作物を植えること。土留め、排水設備等の適切な措置を行うこと。緑肥作物、被覆作物等を植えるにあたっては、その種子・苗の由来を確認しておくこと。原則的に § 4-6 に適合する種子・苗であること。
- 4-2-17 地下水汚染、環境破壊、栄養分の偏りにつながる肥料等の過剰な施用を避けること。また、施用量の決定に際しては、肥料等の成分、土壌の状態、作物の特性および自治体・地域の関連法令で定める基準(窒素肥料の総投入量の慣行レベル)等に留意すること。肥料等の総投入量(窒素換算)は、別途作物ごとに定める (§ 14-5-11 参照のこと)。
- 4-2-18 人糞尿を施用することは原則的に禁止する。ただし、物質リストのメタン発酵消化液(汚泥肥料を除く)に該当するものはこの限りではない。
- 4-2-19 有機認証圃場に外部の土壌を大量に投入する場合は、当該圃場の土壌の性質が維持されないため、新たに有機圃場への転換を開始することとなる。
- 4-2-20 圃場から土壌を取り出してはならない。収穫時に作物に付随して取り出される場合は許容される。
- 4-2-21 土壌の全般的な条件や土壌もしくは作物中の栄養状態の改善のために適切な微生物資材を使用してもよい。

4-3 作付け

《JAS 認証》《JONA IFOAM 認証》《EU 認証》

長期的に生産圃場の生産性を維持向上する方法として、適地適作及び輪作、休耕を推奨する。

- 4-3-1 畑地における連作障害は、化学肥料の施用、土壌のくん蒸処理及び消毒等の方法によって克服できない。結果的には、生産圃場の放棄等の荒廃を招く。よって、連作障害の防止、土壌の持つ再生産力を、維持向上するために適切な輪作体系を策定し、実施することが望ましい。
- 4-3-2 輪作体系は、マメ科植物、イネ科植物、休耕期間等を取り入れること。
- 4-3-3 水田におけるイネの栽培は、連作障害を起こさないので、輪作を義務づけない。
- 4-3-4 同一作物を大量に栽培すると、土壌中の栄養分の偏った消費を生じ、その作物特有の病気、害虫の発生を招く危険性が高い。その結果、作物を守るために、農薬や化学肥料に頼った農業に転落することになる。多品目の作物を作付けすることによって、自然の生態系を維持できるように工夫すること。
- 4-3-5 センチュウの害や土壌病害を防止するためにニラ、ネギなどと混植する等の伝統的な方法による作付けを活用すること。

書式変更: 左揃え, インデント: 左: 0 mm

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

4-3-6 アレロパシー植物を活用し、作物の生育向上や病害の防除に努めることが望ましい。アレロパシー植物とは、ある特定の作物に対し選択的に生長促進、生長抑制作用を持つ植物のことである。例として、ムギ類の生長を促進するムギナデシコ等がある。

4-3-7 連作障害の防止や地力の低下を防止する目的で、適切な休耕期間を設定することが望ましい。同じ科の作物を同一の圃場で栽培する場合には、特に長期の休耕期間を設けなければならないので、休耕を含めた輪作体系を確立すること。

4-4 病害虫対策

《JAS 認証》《JONA IFOAM 認証》《EU 認証》

環境に適した作物の選定（適地適作）、輪作体系の確立、バランスのとれた施肥、健康な土づくりを基本とした有機農業の諸技術によって病気及び害虫の防除がなされなければならない。病害虫対策は、物理的、生物的、又は、耕種的な対策をとることを原則とする。

4-4-1 病気に対する抵抗力を持つ品種を選定し、作付けすること。

4-4-2 病害虫対策のために、遺伝子工学により作られた作物、微生物、ウイルス及びその由来物を使用することは禁止する。

4-4-3 害虫対策として、自生の天敵、物理的わな、視覚的わな、殺虫灯、誘蛾灯等を有効に活用すること。

4-4-4 § 4-4-1～4-4-3 の物理的、生物的、又は、耕種的な対策で効果が得られない場合、病害虫対策の物質を使用してよい。この物質は、「物質リスト」で使用が許可されている物質のみである。

4-4-5 土壌の病害虫対策は、適切な輪作、転作、休耕などの耕種的防除を基本とするが、マルチ資材、蒸気、熱水の使用による土壌の温熱殺菌は許可される。ただし、使用後のマルチ資材等は § 4-1-16 で示す管理方法で処理しなければならない。その他の土壌殺菌は許可されない。JONA-IFOAM 認証の場合、土壌の温熱殺菌は深刻な病虫害が発生し、§ 4-4-1～4-4-4 では効果が得られない場合以外は認められない。

4-4-6 雑草の物理的防除の手法として、古紙に由来するマルチ（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。）を認める。

4-5 雑草対策

《JAS 認証》《JONA IFOAM 認証》《EU 認証》

雑草が繁殖する条件には、土壤水分率、日照、栄養分のかたより、又は富栄養化等がある。雑草対策は、これらの条件を改善することに努めるとともに、輪作、被覆植物、緑肥の利用、休耕等、雑草の生育を抑制する方法で行うこと。

4-5-1 除草作業は、可能な限り物理的、機械的、生物的方法によること。物理的方法としては人による除草等、機械的には耕耘機の活用等、生物的にはアイガモ、タニシ、コイ、フナ等の利用がある。

4-5-2 雑草対策に、被覆資材の使用は許可される。詳細は「物質リスト」を参照のこと。

書式変更：左揃え、インデント：左：0 mm

書式変更：左揃え、インデント：左：0 mm

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

4-5-3 化石燃料を大量に使用する除草を行わないこと。

4-5-4 「物質リスト」に規定されているもの以外の薬剤等を除草目的で使用することは認めない。

4-6 種子（球根、根茎を含む）、種苗及び接ぎ木

《JAS 認証》《JONA IFOAM 認証》《EU 認証》《独自認証（有機種苗に関するもののみ）》

§ 4-1~4-5、4-7~4-9、4-10 及び有機農産物の日本農林規格第 4 条箇条 5 に適合する管理において採取された有機種子、有機苗等（苗等とは、苗、苗木、穂木、台木その他の植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されるものをいう。）の使用を原則とする。

4-6-1 作目と品種は、地域の土壌及び気象条件への適合性と病害虫に対する抵抗性によって選択されるべきである。また、有機栽培に適していると知られている品種を優先することが望ましい。

4-6-2 種子、苗等の処理で、使用禁止物質を使用しないこと。

4-6-3 種子選別には、使用禁止物質を使用しないこと。

4-6-4 育苗は、圃場で行う場合、認証圃場で行うほか、圃場以外で行う場合、培土として認証圃場の土壌を使用することを基本とし、有機農産物の日本農林規格別表附属書 1—肥料および土壌改良材表 A.1—肥料及び土壌改良資材および 2 年以上使用禁止物質を使用していない土壌を使用することができる。また、育苗において、使用禁止資材による処理を行わないこと。認証する有機苗の育苗については、有機種子を使用すること。

4-6-5 コットンリッターに由来する再生繊維を原料とし、製造工程において化学的に合成された物質が添加されていない農業用資材に帯状に封入されたものを使用することができる。ただし組換え DNA 技術により作られた綿由来のものは使用できない。また JAS 認証においては、JONA が認めた期間中、やむを得ないと判断された時のみ、たまねぎの育苗用土に粘度調整のためにやむを得ず使用する場合に限り、ポリビニルアルコール、ポリアクリルアミド及び天然物質に由来するもので化学的処理を行ったものを使用することができる。

4-6-6 遺伝子工学により作られた種子、及び遺伝子工学により作られた植物から得られた種子、苗、花粉等は、使用を禁止する。

4-6-7 有機種子、有機苗等が通常の方法によって入手困難な場合においては、転換期間中有機種子、転換期間中有機苗を使用すること。それらが入手困難な場合、使用禁止資材が使用されていない種子、苗等を、使用すること。これらの種子、苗等の入手が困難な場合は、種子繁殖する農産物にあつては持続的効果を示す化学的に合成された肥料・農薬が使用されていない種子、栄養繁殖する農産物にあつては持続的効果を示す化学的に合成された肥料・農薬が使用されていない入手可能な最も若齢な苗等を使用すること（食用新芽の生産を目的とする場合の種子及び植え付けられた作期において食用新芽の生産を目的とする場合の苗等を除く）。この際、入手困難な場合の理由を提出すること。JONA-IFOAM 基準、EU 認証については使用禁止資材が使用された種子、苗等（栄養繁殖す

書式変更：左揃え

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

る品種にあつては入手可能な最も若齢な苗を含むは使用しないこと。

- 4-6-8 有機種子、有機苗等が入手困難な場合として以下を認める。
- 栽培品種が F1 で親株が一般慣行栽培物しかない場合の種子
 - ウィルスフリー種子、苗等が必要な場合
 - 有機栽培由来の種子、苗等が一般慣行品の 3 倍以上の価格差があるなど、明確な経済的理由がある場合 (IFOAM 認証及び EU 認証を除く)
 - 品種の維持更新が必要な場合
- 4-6-9 有機種苗又は 4-6-7 に掲げる苗等の入手が困難な場合であり、かつ、次のいずれかに該当すると JONA が判断した場合は、植付け後には場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬 (別表附属書表 A.1-1 又は別表附属書表 B.1-2 に掲げるものを除く。) が使用されていない苗等を使用することができる。
- (1) 災害、病虫害等により、植え付ける苗等がない場合
 - (2) 種子の供給がなく、苗等でのみ供給される場合。
- 4-6-10 (JAS 認証のみ) ナス科及びウリ科の果菜類の生産において種子からの栽培が困難な場合並びにこんにやくいもの生産において有機苗等又は 4-6-7 に掲げる苗等の入手が困難と JONA が判断した場合は、JONA が認める期間中、植付け後には場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬 (別表附属書表 A.1-1 及び別表附属書表 B.1-2 に掲げるものを除く。) が使用されていない苗等 (組換え DNA 技術を用いて生産されたものを除く。) を使用することができる。ただし、申請の際に、有機又は使用禁止資材が使用されていない種苗への転換計画 (試験栽培計画や商業的栽培が困難である最新の調査・試験結果なども可) と実施状況を提出すること。
- 4-6-11 全ての種子・苗等を有機種子・有機苗等に、それらが入手困難な場合は使用禁止資材が使用されていない種子、苗等 (栄養繁殖する品種にあつては入手可能な最も若齢な苗を含む) に 2026 年をメドに転換を進める努力をすること。ただし、法で消毒処理が義務付けられている場合は除く。この際、転換プログラムを作成し提出することが望ましい。
- 4-6-12 有機圃場での自家採種を進めること。自家採種の継続のみによっては、品種の特性が失われ購入種子による更新を必要とする場合は、1 作あたり全体の 1/3 を目安として購入種子の使用を認める。この際、自家採種プログラムを作成提出すること。
- 4-6-13 多年生植物のうち、果樹・樹木について有機圃場に 4-6-7 に該当する苗等を導入する場合は、導入後 12 ヶ月以降の収穫物から有機表示できるものとする。
- 4-6-14 有機種子等は少なくとも 1 世代、多年生植物の場合は 2 栽培期間以上、この基準で定める有機管理下で生産されたものであること。
- 4-6-15 農園でのあらゆる増殖は成長点培養を除いて、有機的管理下で行われなければならない。
- 4-6-16 非有機の種苗は播種・植え付け前に個々の事業者に一度に一季のみ認められる。有機管理由来以外の種を使用する場合は、播種前に JONA の承認を得ること。
- 4-6-17 本基準 § 4-6 への適合性を文書で確認すること。EU 認証では、第三者から有機種子を入手する場合、適合性を EU 認証書で確認する必要がある。

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

4-6-18 有機種苗を販売、譲渡する場合、関連する法令を遵守すること。

4-6-19 有機種苗を育苗する際、非有機栽培の農産物の花粉による交雑を防止する対策をすること。

4-7 生長の調整及び受粉

《JAS 認証》《JONA IFOAM 認証》《EU 認証》

作物の生長を調整することは、農産物の安定供給や、市場の安定化等の経済的理由によって大切なことである。しかし、経済性を優先するために化学薬品等によって処理することは、人への危険性、環境への負荷が大きいこと等の理由で避けるべきである。生長調整や受粉には、物理的、生物的方法を用いること。

4-7-1 作物の生長をコントロールするためには、日照時間、光感受性、磁気感受性、超音波等の物理的方法を用いること。生長促進又は抑制のために、ホルモン剤、生長調整剤等の化学薬品を使用してはならない。

4-7-2 受粉は自然受粉を第一とするが、物理的方法も許可する。マルハナバチ、ミツバチ等の利用や、人による作業が望ましい。受粉のため、及び不稔果実を作るため、果実の糖度を上げるため等の理由で、薬品処理することは認めない。詳細については「物質リスト」を参照のこと。

4-8 収穫・保管・出荷

《JAS 認証》《JONA IFOAM 認証》《JONA 独自認証》《EU 認証》

有機農業によって栽培された農作物が、収穫、収穫後の調整調製・洗浄・選別、保管、出荷等のプロセスにおいて、汚染及び混入がないことが確認できるシステムが確立され、遵守されていること。

4-8-1 収穫後の作物に放射線照射を行わないこと。

4-8-2 有機認証圃場の収穫・保管・出荷等は、その他の生産物と視覚的・物理的に明確に区分して行うこと。具体的な区分方法としては、視覚的区分は杭、目印、看板等の設置や、札、使用する機材類の色分け等、また物理的区分は収穫を別々に実施すること、作業時間をかえること、使用する機材を別にすること等がある。

4-8-3 収穫後作業施設の防虫防鼠は、9-5 に基づき実施すること。ただし、9-5 に定める「有機加工食品の日本農林規格」別表附属書 2 表 C.1-薬剤については、「有機農産物の日本農林規格」別表附属書 4 表 C.1-薬剤に読み替える。

4-8-4 燃料、オイル等による汚染を防止するために、日常的に機械類、機器類、道具類の保守点検を行うこと。なお、茶刈機に使用する潤滑油は食用油脂を主成分とするものであること。

4-8-5 認証対象の有機農業による収穫物が、保管又は輸送中に使用禁止物質等で汚染されないように管理すること。また、使用禁止物質等による汚染があった場合には、有機認証マークを除去して、不適合品として処分すること。

4-8-6 収穫後の有機農産物の洗浄用水について、水源や採水地の周辺環境の観察、水質分析などの方法で自ら評価すること。水質分析で評価する場合、特に生食する作物を洗浄する水については、水道法に基づく水質基準を満たすかこれと同

書式変更：左揃え，インデント：左：0 mm

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

等であることが望ましい。分析の頻度については、水源や採水地の周辺環境に応じて認証事業者自ら検討すること。

4-8-7 農産物の収穫量、集荷業者、保管先、販売先等の変更によって生産行程が変わる場合は、必ず JONA 事務局へ事前に報告すること。変更の内容によっては、再度申請及び検査を実施する場合がある。

4-8-8 JONA 認証に関するトレーサビリティに関する記録は、最低 5 年間（有機 JAS 認証のみの場合は格付に必要な認証書類、記録、帳票類は、出荷から 1 年以上保管しなければならない）。

4-8-9 遺伝子組換え技術を用いた生産をする農家は有機農家とみなさない。

4-9 温室栽培（加温・無加温）

《JONA IFOAM 認証》《EU 認証》

原則的に、加温式の温室栽培は認めない。本「JONA オーガニック基準」における温室栽培は、無加温式栽培によるものを指す。

4-9-1 地域特有の気候条件から、加温を認める場合がある。加温する場合、現地の気候に適した品種を選び、かつ、植物の本来持つ生育サイクルを乱さない方法であること。

4-9-2 加温する際には、環境への負荷をできるだけ軽減した方法で、温室内の環境管理を行うこと。具体的には、地熱（温泉水も含む）、外気との温度差を利用したヒートポンプ等、自然エネルギー由来の加温方法を用いること。

4-9-3 寒冷地での育苗等、自然エネルギーのみによる加温が困難な場合には、自然エネルギー以外の加温を行うこともできる。ボイラー等化石燃料による加温方法を使用する場合には、加温開始設定温度を下げ、可能な限り環境への負荷を軽減すること。

4-9-4 温室を管理する際には、栽培記録に気温及び湿度等の諸条件を記入し、作物にとって最適の環境が保たれるように注意すること。

4-9-5 温室栽培を行っている生産圃場では、適宜土壌中の「電気伝導度及び塩類分析」を実施することが望ましい。また、前記の分析を行った場合は、JONA へ報告すること。

4-9-6 温室栽培される農産物は、単一品種でないことが望ましい。常に輪作体系を維持し、管理すること。

4-9-7 温室の素材は、できるだけ環境負荷の少ないものを選択すること。また、有害物質を発生する危険性のある素材は使用を禁止する。

4-9-8 温室内の通気を計画的に行い、過乾燥、過湿を防止するとともに、病害虫の管理を行うこと。

4-9-9 原則的に、光源には自然光を利用すること。人工光は植物の繁殖のため、もしくは日照時間を延ばすために太陽光の補助としてのみ最長 1 日あたり 16 時間まで認められる。

書式変更：左揃え，インデント：左：0 mm

4-10 キノコ類(堆肥栽培以外のキノコ類)

《JAS 認証》《JONA IFOAM 認証》《EU 認証》

書式変更：左揃え，インデント：左：0 mm

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

キノコ類の栽培には、土壌及び堆肥を活用して栽培するもの、樹木及び竹又は育成媒体（オガクズ等）を使用するもの、及び自然に生育しているものがある。本項で定める基準は、樹木及び竹又は育成媒体（オガクズ等）を使用するもの、土壌を使わない堆肥栽培に適用する。なお、土壌を活用して栽培するものは § 4 有機農産物の項、天然に生育しているキノコ類については § 4-13 の野生植物の項を適用する。また、樹木及び竹又は育成媒体を使用するキノコ類にも § 4-1~4-9 の項は適用する。

- 4-10-1 栽培されるキノコ類は、種類にあった、育成媒体、及び栽培方法を選択すること。
- 4-10-2 育成媒体に使用するもの、その処理方法等として、以下の項目を遵守すること。
- 育成媒体の殺菌は、蒸気等を活用した物理的な方法のみで行い、使用禁止物質を使用しないこと。
 - 育成媒体に水分を与える際に、化学的な栄養分を含む培養液等は使用しないこと。
- 4-10-3 種となる菌糸等については、以下の項目を遵守すること。
- 可能な限り、有機認証された生産圃場から得られる、種菌、菌糸を使用すること。
 - 遺伝子操作された種菌、菌糸でないこと。
 - 種となる菌糸を培養するための培地の条件を以下に定める。ここで制約する培養は、食用とする子実体を得るためのほだ木、菌床などによる培養の一段階前の培養のことである。
 1. 有機農畜水産物由来で化学的処理がされていない資材
 2. 上記の資材が入手困難な場合、生産期間中使用禁止資材不使用の農畜水産物由来で化学的処理がされていない資材
 3. 上記の資材が入手困難な場合は、一般の農畜水産物由来で化学的処理がされていない資材
 4. 上記の資材のみでは培養できない場合は、酵母エキス、麦芽エキス、砂糖、ぶどう糖、炭酸カルシウム、硫酸カルシウムを使用することができる。
- 4-10-4 生産に用いる資材にあつては、以下の項目を遵守すること。
- 樹木及び竹に由来する資材については、過去 3 年以上、周辺から使用禁止資材が飛来せず、又は流入せず、かつ、使用禁止資材が使用されていない一定の区域で伐採され、伐採後に化学物質により処理されていないものであること。
 - 樹木及び竹に由来する資材以外の資材については、有機農産物、有機加工食品、有機飼料、有機畜産物の排せつ物、廃菌床（本基準に従って生産された菌床栽培きのこの生産に使用されたものであって、菌床栽培きのこの収穫後に化学物質によって処理されていないものに限る。）に由来するものであること。
 - 菌床栽培において、上記の資材が入手困難な場合にあつては、農産物物質リスト別表附属書 1 の食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材の項に適合する米ぬか、ふすまであること 表 A.1-肥料及び土壌改良資材の

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材に適合するぬか類及びふすま並びに表 A.1 の炭酸カルシウム及び消石灰であること。

4-10-5 土壌において栽培される堆肥栽培きのこ以外の堆肥栽培きのこの生産において 4-10-4 の資材のみの栽培が困難な場合は、4-10-4 の資材に加えて、表 A.1 の肥料及び土壌改良資材を使用できる。

~~4-10-5~~4-10-6 病害虫の管理について、以下の項目を遵守すること。

- 農薬(特定農薬を含む)、及び薬剤の使用は原則禁止する。ただし、栽培物が重大かつ急迫した危機にある場合には、特定農薬(食酢及び重曹)の使用を認める。
- 害虫、害獣の発生などは、物理的な防除(衛生管理、トラップの設置、通気等)を活用して予防する。

~~4-10-6~~4-10-7 樹林地域及び栽培施設の管理等について、以下の項目を遵守すること。

- 天然の樹木及び竹を土台として屋外でキノコ類を栽培する場合は、周囲から使用禁止物質による汚染がないよう管理すること。
- 生産圃場が屋外の場合 4 メートルを目安として緩衝地帯を設けること。ただし緩衝地帯の幅は、風向き、土地の高低、航空防除等の周辺状況を考慮して設定する。§ 4-1-3 も参照のこと。
- 生産圃場(施設内外いずれの場合にも)の周辺に重大な汚染源があり、汚染の危険性が高い場合、環境調査を要求する場合がある。

~~4-10-7~~4-10-8 キノコ類を栽培する際に使用する水は、水道法に基づく水質基準を満たすか、これと同等の値であること。ただし重金属類については基準を満たすこと。同等の値であるとの判断は、分析項目や栽培方法、水源や採水地の周辺環境を考慮して評価する。分析の頻度については、水源や採水地の周辺環境や分析結果に応じて認証事業者自ら検討すること。

~~4-10-8~~4-10-9 キノコ類の栽培に使用された育成媒体の残渣は、堆肥化、再利用化、又は燃料化等の処理を行い、環境への負荷になるような処理をしないこと。

~~4-10-9~~4-10-10 収穫後には、鮮度を保った状態で速やかに出荷すること。その際に、鮮度保持剤等の使用は禁止する。

~~4-10-10~~4-10-11 生産圃場において、他の菌類の繁殖を防ぐために最大限の注意を払い、管理を徹底すること。

~~4-10-11~~4-10-12 JONA-IFOAM 認証・EU 認証の場合、菌床の原料は以下のものであること。

- a) 家畜及び家さんの排せつ物は(i)有機畜産由来か(ii) (i)がない場合限り、被覆資材や加水分を除いて堆肥化する前の重量の 25%を超えない範囲で、EC839/2008 の Annex I にある資材を使用できる。
- b) 上記 a) で示すもの以外で、有機農産物由来の資材
- c) 化学的処理が施されていない泥炭
- d) 伐採後化学的処理が施されていない木材
- e) Annex I の鉱物、水、土壌

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。
網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。
点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

4-11 水耕栽培（芽もの野菜）及びスプラウト

書式変更：左揃え，インデント：左：0 mm

《JONA 独自認証》（水耕栽培）、《JAS 認証》（スプラウト）

水耕栽培とは、液体肥料（肥料成分を水溶液にしたもの）及び土壌以外の育成媒体（肥料成分を持たないもの）を使用して農産物を生産することを指す。この水耕栽培が一般的に行われている、芽もの野菜（カイワレダイコン、アルファルファ等）、及び葉菜類（オオバ、ミツバ等）の栽培にのみ認められる。有機 JAS 規格適用外農産物。

一方、液体肥料を使用しないスプラウト栽培は認められ、有機 JAS 規格適用農産物である。

4-11-1 葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）、果菜類（トマト、ミニトマト、キュウリ等）等、土壌での栽培が一般的な農産物の水耕栽培は認めない。

4-11-2 モヤシ類（緑豆モヤシ、大豆モヤシ等）の栽培に液肥を使用してはならない。

4-11-3 一般的な栽培条件として、以下の項目を遵守しなければならない。

- 化学的に合成、又は単離された発芽促進剤、鮮度保持剤、及び漂白剤等を使用してはならない。
- 環境中に、汚染された排水を出さないこと。原則的に、水溶液は循環させて使用し、排出に際しては自施設内で排水処理を行うこと。
- 栽培に関して施設を利用する場合、§ 4-9 に準ずること。
- できる限り自然採光、通風等を利用し、外との環境変化が大きくなりすぎないように留意すること。スプラウト類の栽培においては、人工照明の使用は認めない。

4-11-4 水耕栽培及びスプラウト類の栽培に使用する種子は、以下の項目を遵守しなければならない。

- 種子、種苗が、化学合成農薬、化学薬品等の使用禁止物質によって、処理されていないこと。使用される種子、有機認証圃場で栽培されたものであること。
- 著しく危険とされる微生物に汚染された、またその可能性のある種子は、使用を禁止する。食塩水（90%以上の塩化ナトリウムを含有する食塩を使用したものに限り）を電気分解した次亜塩素酸水有機農産物の日本農林規格表 D.1-調製用等資材の次亜塩素酸水及び次亜塩素酸ナトリウムで殺菌することは認める。
- 原料種子の長期保存のために、化学薬品等を使用してはならない。冷蔵保管等物理的な方法のみ保存技術として認める。

4-11-5 水耕栽培およびスプラウト類の栽培に使用する水、及び培地（スプラウト類の栽培）、液体肥料（水耕栽培）は、以下の項目を遵守しなければならない。

- 水は、「水質検査」を実施し、それぞれ JONA で規定している「検査項目・検出基準」値の範囲内のものを使用すること（厚生省令第 101 号「水道水質基準」に準ずる）。
- 水道法に則した水の使用は、原則的に認めるが、塩素除去等の水質改善を

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

可能な限り行うこと。

- 使用する水に関して、防腐剤を使用しないこと。
- スプラウト栽培に使用する培地は、天然物質に由来し、~~組換え DNA 技術を用いて製造されておらず~~、肥料、農薬その他の資材が施されていないものを使用すること。
- 液体肥料等を使用して調整された培養液は、化学薬品等による pH 調整、殺菌等を行わないこと。
- 培養液に、化学合成された植物生理活性物質、生長ホルモン等を添加することを禁止する。
- 液体肥料の調合に関して、使用する物質の全リスト、及び製造、調合方法の提出が義務づけられる。
- 液体肥料の原料として、「物質リスト」に定めるもの以外のものは、その使用を認めない。
- 液体肥料成分、及び生理活性物質等として、天然物からの抽出物、分解物等を使用することは認められる。ただし、その製造方法（原料、抽出方法、分解方法等）を明らかにすること。

4-11-6 栽培及び栽培施設に関して、以下の項目を遵守しなければならない。

- 認証申請される水耕栽培の施設は、有機専用であること。スプラウト類の栽培の施設が、有機と非有機栽培で使用される場合、周辺から使用禁止資材が飛来、又は流入しないようにすること。
- 液体肥料を含んだ排水等が、施設の環境外部に漏洩、排出等されないこと。排出する際には、排水設備、浄化システムを通して処理をし、環境汚染の無いように配慮しなければならない。浄化等処理後の排水について、必ず「水質検査」を実施し、その結果を JONA へ提出すること。
- 有機の認証までの転換期間は、播種、苗の植付けから収穫までを 1 サイクルとして、連続して 10 サイクル以上、本「JONA オーガニック基準」に合致していることを JONA が確認することを条件とする。
- 栽培の記録、原料種子、使用された水、出荷等の記録は、連続した 30 サイクルのものを保管しなければならない。
- 育成媒体として使用する培地は、天然素材のもので、化学的処理（殺菌、養分添加等）を行わないこと。化学的に製造された培地（ウレタン等）を使用する場合、その原料、製造方法を明確にし JONA へ報告すること。使用の可否は、JONA が決定する。
- 栽培に使用する容器、設備等は、半永久的に使用できる、又は再利用可能なものであること。
- 原則的に、光源には自然光を利用すること。人工光は補助的な使用に限る。

4-11-7 水耕栽培及びスプラウト類の栽培で実施される方法に関して、以下の項目を遵守しなければならない。

- 原料種子の有機性を保持する管理方法を採用していること。
- 原料種子の発芽に関して、化学合成された発芽促進剤、ホルモン剤等の使用は禁止する。

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

- 栽培の過程において、化学合成物質に汚染される危険性を回避すること。
また、その栽培方法に関するプログラム及び実施記録を、JONA へ提出すること。
- 4-11-8 種子、容器及び設備等の殺菌等に関して、以下の項目を遵守しなければならない。ただし、施設が所定の公的機関の指導により、所定の方法を採用しなければならない場合、その内容を必ず JONA へ報告すること。
 - 栽培に使用する容器及び栽培施設の殺菌等に関しては、熱、紫外線、天然物を原料とした抽出物、分解物等を利用すること。
 - 種子の殺菌等に関しては、熱、紫外線等を利用すること。また、天然物を原料とした抽出物、及び分解物等は、補助的な目的に限り、その使用を認める。
 - 殺菌等に使用する天然物を原料とした抽出物、及び分解物等は、その原料及び製造方法を明確にし、必ず「成分分析」を行うこと。
 - 所定の公的機関により、所定の殺菌方法等を採用しなければならない場合、その使用薬剤、方法等の情報を、JONA へ報告すること。
- 4-11-9 収穫後の処理等に関して、以下の項目を遵守しなければならない。
 - 収穫後は、速やかに出荷に適した荷姿に整え、鮮度保持、品質保持のために保管等を行わないように留意すること。保管をする場合には、冷蔵及び冷凍倉庫等を使用し、冷暗所での保存を行うこと。
 - 収穫時、及び収穫後に、漂白、防腐等の化学薬品処理を行わないこと。
 - 生長抑制には、光度調整、ガス充填、熱処理等の方法を採用し、化学薬品等は使用しないこと。

4-12 果樹

《JAS 認証》《JONA IFOAM 認証》《EU 認証》

果樹栽培を行っている生産圃場の環境、土づくり、栽培方法、種子及び種苗、生長調整及び受粉等について、本「JONA オーガニック基準」§4 に、以下の項目を追加する。

- 4-12-1 果樹栽培を行っている生産圃場は、汚染リスクが高いことを考慮して緩衝地帯を設けること。§4-1-3 も参照のこと。
- 4-12-2 果樹栽培を行っている生産圃場の土づくりは、適度な軟らかさ、弱酸性又は中性を保つように、堆肥の施用等で管理されること。強酸性土壌の改善のために、炭酸カルシウムを施用することが認められるが、土壌を硬くするので過度な施用は避けること。
- 4-12-3 果樹の剪定は、樹木の生長が休止状態にある冬期間に行うこと。剪定後の処理は、物理的な方法によること。薬剤を使用する場合は、物質リストにあげられている物質のみ許可する。
- 4-12-4 果実生長調整のための摘花処理は認める。
- 4-12-5 受粉処理は、虫媒、風媒、水媒及び手作業等で行うこと。化学薬品による処理は認めない。
- 4-12-6 果実の見栄えを良くする目的で、化粧用ワックスを使用してはならない。乾燥

書式変更：左揃え、インデント：左：0 mm

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

防止、害虫防除等の目的でワックスを使用する場合、「物質リスト」に挙げられている物質に限り許可する。その際、その物質の製造方法（抽出及び単離等）、原料、製造業者等を明確にすること。

4-12-7 果実の商品価値を高めることを目的として、本来その果実が持つ特性を損なう処理をしてはならない。糖分の注入、着色等は禁止する。

4-13 野生植物

《JAS 認証》《JONA IFOAM 認証》《EU 認証》

野生植物とは、自然に生息、繁殖する自生植物のことを指し、それを採取、取り扱うことにより、有機認証の対象とする。対象となる野生植物は、シダ類（ワラビ、ゼンマイ等）、キノコ類、タケノコ、フキノトウ、カタクリ、クズ、野生の果実（アケビ、クリ、トチノミ等）、野生の雑穀（ヒエ、アワ、キビ等）、野生植物の葉（セリ、ドクダミ、オオバコ、クマザサ、カキノハ等）、根（地下茎を含む）等であり、多くは伝統的に食用、及び飲用に提供されてきたものである。野生植物の採取は、その採取する場所の環境破壊をするものであってはならない。

4-13-1 採取する場所(以下、採取場)は、周辺から使用禁止物質が飛来しない一定の区域で、過去 3 年以上、使用禁止物質が使用されていないこと。確認のためには、所轄の営林署、林業組合等の客観的な資料・記録が必要となる。

4-13-2 採取場の周囲(200 メートル程度内)に、重大な汚染源(産業廃棄物処理場、焼却炉など)があってはならない。

4-13-3 採取場に消火のための薬剤等が使用された可能性がある場合、残留薬物検査を実施すること。

4-13-4 採取場において、汚染のないことが明確でない場合、「大気汚染分析」「土壌分析」「水質検査」を実施する場合がある。この際、汚染状況の判断に要する項目及び検出基準値は、本基準に付帯する「検査項目・検出基準」を適用する。

4-13-5 野生植物は、持続的にその場所から供給されるものであること。その対象植物の数を、減少させてしまうような採取を行ってはならない。

4-13-6 野生の果実は、経年で特定の場所から採取されることが確認され、記録されていること。

4-13-7 認証の申請者は、採取地域をよく把握していること。また、野生植物の採取に際して、その地域に生息するその種の範囲及び量を勘案し予定収穫量を決定すること。予定収穫量は、毎年提出すること。

4-13-8 認証の申請者は採取者および地元の仲介者（仲買人）に採取場所、認証基準やその要求事項を指示すること。

4-13-9 認証の申請者は仲買人（最初の収集・保管地点として機能する仲介者）と契約していなければならない。

4-13-10 生産地域は地図上で適切に識別でき、非認証生産物が混入するリスクを下げるのに十分なほど広く、離れていること。

書式変更：左揃え、インデント：左：0 mm

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。
網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。
点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

農産物の物質リスト

●肥料及び土壌改良資材

使用許可物質

最新の有機農産物の日本農林規格及び別表附属書表 A.1-1-肥料および土壌改良資材に準ずるが、JONA IFOAM 認証においては、以下の条件が付加される。

- ① 組換え DNA 技術を用いた原料を使用していないこと。
- ② 天然鉱物及び微量元素については、使用理由の報告及び緑肥、輪作、その他使用許可物質の使用を含めた年間施肥計画を提出すること。適切な土壌、葉の分析や観察、または、第三者の専門家の診断で認められる場合に使用できる。
- ③ 発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材については、当該圃場での補完的・追加的な窒素発生の取り組みをせずに窒素の主要な供給源としてはならない。また、原料となる糞尿が集約的に飼養された家畜由来である場合、JONA から確認を得ること。
- ④ 食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材は重大な汚染物質を含まないこと、または有機圃場に投入する前に堆肥化し重大な汚染物質を含んでいないことが確認されていること。
- ⑤ 有機農産物の日本農林規格及び別表附属書 1-表 A.1-1-肥料及び土壌改良資材のうち、JONA オーガニック基準において以下の物質は、使用禁止とする。
 - ・ リン酸アルミニウムカルシウム
 - ・ 食酢のうち合成酢
 - ・ 肥料の造粒剤及び固結防止剤のうちリグニンスルホン酸塩
 - ・ 塩基性スラグ

EU 認証の場合は、Regulation (EC) No 889/2008 の Annex VIII に準じる。

(参考)

有機農産物の日本農林規格 別表 1-表 A.1-1-肥料及び土壌改良資材

https://www.maff.go.jp/j/ias/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-436.pdf

(1 段階目施行:令和 6 年 7 月 31 日分)

https://www.maff.go.jp/j/ias/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-437.pdf

(2 段階目施行:令和 7 年 1 月 1 日)

※クロレラ抽出物液剤、ワックス水和剤及びケイソウ土粉剤の削除のみ令和 7 年 1 月

1 日施行)

https://www.maff.go.jp/j/ias/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-266.pdf

●有害動植物の防除

使用許可物質

最新の有機農産物の日本農林規格及び別表附属書 2-農薬表 B.1-1-農薬 (組換え DNA 技術を用いて製造されたものを除く) に準ずる。ただし、JONA IFOAM 認証においては、条件が付加される物質と使用を禁止する物質がある。農薬製剤の有効成分は別表附属

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

書2表 B.1-農薬にある物質であること。またその他の原料が発がん物質、催奇形物質、突然変異原、神経毒でないこと。農薬製剤の活性成分だけでなく、不活性成分による環境負荷も考慮し、原則的に農薬の使用を避けること。

使用の条件が付加される物質

- ・ 硫黄・銅水和剤（使用量をローリング平均値として、6 kg/ha・年までとして制限する）
- ・ 炭酸水素ナトリウム・銅水和剤（使用量をローリング平均値として、6 kg/ha・年までとして制限する）
- ・ 銅水和剤（使用量をローリング平均値として、6 kg/ha・年までとして制限する）
- ・ 銅粉剤（使用量をローリング平均値として、6 kg/ha・年までとして制限する）
- ・ 硫酸銅（使用量をローリング平均値として、6 kg/ha・年までとして制限する）
- ・ 脂肪酸グリセリド乳剤（天然物質由来であること）
- ・ 性フェロモン剤（トラップや容器に入れて使用すること）
- ・ 炭酸カルシウム水和剤（天然物質由来であること）

使用を禁止する物質

- ・ ワックス水和剤
- ・ メタアルデヒド剤
- ・ 食酢のうち合成酢
- ・ 炭酸水素ナトリウム水溶液および重曹
- ・ 炭酸水素ナトリウム・銅水和剤
- ・ マシン油エアゾル
- ・ マシン油乳剤
- ・ 展着剤（パラフィン成分とするもの）

EU 認証の場合は、Regulation (EC) No 889/2008 の Annex II に準じる。

有機農産物の日本農林規格 別表 2 表 B.1-農薬

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yyuuki-266.pdf

以下の物質は、物理的方法として使用許可される。個別の条件有り（括弧内参照）。JONA IFOAM 認証においては、組換え DNA 技術を用いた原料を使用していないことが条件としては付加される。

① マルチ

- ・ ポリマルチ（環境ホルモン溶出の可能性のある素材でないこと。ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリカーボネート製品が許容される。化学的に合成された除草・病害虫防除効果を目的とした物質が添加されたものは除く。使用後は適切に回収処理を行うこと。）
- ・ その他マルチ（有機農産物の日本農林規格 4 条箇条 5 及び別表 附属書 附属書 4 表 A.1-肥料及び土壌改良資材に定められる物質により構成されること。化学的な方法によらず製造され、いかなる化学的に合成された物質も添加されていないこ

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。
網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。
点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。
と。)

- ② 寒冷沙、防虫ネット、ハウス等（化学的に合成された除草・病虫害防除効果を目的とした物質が添加されていないこと。環境ホルモン溶出の可能性のある素材でないこと。ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリカーボネート製品が許容される。使用後は適切に回収処理を行うこと。）

●施設薬剤

使用許可物質

最新の有機農産物の日本農林規格及び別表附属書附属書 4-薬剤表 C.1-薬剤に準ずる。ただし、JONAIFOAM 認証においては、カプサイシンについて植物から抽出したものであることが条件として付加され、ケイ酸ナトリウムは除外される。

有機農産物の日本農林規格 別表 4 表 C.1-薬剤

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-266.pdf

●調製用等資材

使用許可物質

最新の有機農産物の日本農林規格及び別表附属書 5-調整用等資材表 D.1-調製用等資材に準ずる。ただし、JONA IFOAM 認証において以下の物質は、使用禁止とする。

- ・ 卵白アルブミン
- ・ 樹脂成分の調整品
- ・ 硫酸アルミニウムカリウム
- ・ オゾン
- ・ 次亜塩素酸水
- ・ 次亜塩素酸ナトリウム

書式を変更：模様：なし

有機農産物の日本農林規格 別表 5 表 D.1-調製用等資材

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-266.pdf

書式変更：標準

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

§5 有機畜産物認証基準

農業システムにおいて、家畜(牛・馬・めん羊・山羊・豚)及び家きん(にわとり・うずら・だちょう・あひる・かも(かもにおいては、あひるとの交雑種を含む。以下同じ))は、栄養分のサイクル(循環)を補完する重要な役割を担っており、有機畜産物の生産においては化学的に合成された飼料、飼料添加物、薬剤の使用を避けることを基本とする。また、畜産由来の糞尿、廃水、廃棄物等を適切に処理し、環境負荷を可能な限り低減するとともに、家畜及び家きんの福祉に配慮した管理方法を目指すこと。

§5「畜産物認証基準」は、有機畜産物一次産品のうち食肉、乳、卵に適用される。

5-1 一般的管理

《JAS 認証》《JONA 独自》

家畜及び家きんは、その地域に適した品種を選定するよう努める必要がある。

家畜及び家きんの飼育方法は、対象となる家畜及び家きんの生理学的、生物学的、及び行動学的要求を満たすように行い、できる限り自然行動を制約、又は干渉しないこと。また、畜産由来の糞尿、廃水、廃棄物は、地下水その他環境の汚染源とならないように、適切に処理、処分されていなければならない。

5-1-1 家畜及び家きんを野外の飼育場に自由に出入りさせること、または週 2 回以上、野外の飼育場に放牧すること。但し、以下の期間は、この限りでない。

- 天候条件、及び天災等によって、家畜又は家きんの出入りが困難である場合
- 牛にあっては、出生から 2 ヶ月又は離乳後 7 日を経過する日までのいずれか長い期間。
- 雌牛にあっては、妊娠 8 ヶ月から分娩までの期間。
- 豚にあっては、出生から離乳までの期間。
- 雌豚にあっては、妊娠 3 ヶ月から出産した子豚の離乳までの期間。
- 肥育の最終期間(3 ヶ月又は家畜及び家きんの生存期間の 5 分の 1 のいずれか短い期間)。
- 運動することが疾病等の回復に悪影響を与えると認められる期間。
- 家畜又は家きんの採食により、野外の飼育場の維持管理に支障が生じると認められる期間。
- 法律あるいは法律に準ずる通達等で、家畜又は家きんの出入りが禁止された期間。

5-2 飼育施設の条件

《JAS 認証》《JONA 独自》

家畜及び家きんの健康を守るため、及び環境汚染を引き起こさないために、畜舎及び野外の飼育場はできるだけ広いスペースを確保すること。また、できる限り屋外、自然環境に近い状態を作り出すこと。

5-2-1 畜舎及び家きん舎では、新鮮かつ十分な水・空気・飼料を供給すること。また適切な日射、防風、通風、温度、湿度の調節が行えること。

5-2-2 畜舎及び家きん舎は、清掃・消毒に必要な器具又は設備を備えており、適切に

書式変更: アウトライン番号 + レベル : 1 + 番号のスタイル : 1, 2, 3, ... + 開始 : 1 + 配置 : 左 + 整列 : 7.5 mm + インデント : 7.5 mm

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

清掃・消毒されていること。ただし、清掃・消毒に使用できる薬剤は、有機畜産物 JAS 規格・別表附属書 4 表 D.1-畜舎又は家きん舎の清掃又は消毒用薬剤に定められたものとする。

5-2-3 畜舎には、十分に休息できる場所として、家畜が横臥することができる敷き料が敷かれている状態あるいは土の状態の清潔で乾いた床面を確保すること。また、家きん舎においては、種の特性及び群の大きさに合わせて、休息場所としての止まり木等の設置及び十分な大きさの出入口を設けること。

5-2-4 畜舎の床は、平坦で滑らない構造であること。また床が、スノコあるいは格子構造になっている場合には、それらが全床面積の 50%以下であること。

5-2-5 家畜又は家きんが畜舎又は家きん舎に自由に出入りできない場合にあっては、過度の雨、風、日光及び気温を避けることのできる施設を有していること。

5-2-6 家畜(豚を除く)に係る野外の飼育場は、有機認証圃場と同一の条件を満たす場所であること。具体的には、作物ごとに以下の期間にわたり有機的管理を行っていること。

多年生作物(牧草を除く)を栽培している場合は家畜を放牧する前 3 年以上

牧草の場合は 2 年以上

採草放牧地の場合は 3 年以上

それ以外の作物の場合は種または植付け前 2 年以上

5-2-7 野外の飼育場は、遺伝子組換え作物によるリスクを排除していること。

5-2-8 上記 5-2-6 の規定にかかわらず、有機(流通)飼料、天然由来の無機塩類、化学処理を行っていない魚粉及び藻類、酵素または微生物の給与合計が、平均採食量(有機畜産物 JAS 規格・別表附属書 3 表 C.1-平均採食量)の 50%未満であり、かつ、家畜(豚を除く)の飼育場が同一農場内にある場合は、過去 2 年以上使用禁止物質が使用されていなければ、当該飼育場を使用できる。

5-2-9 豚、家きんに係る野外の飼育場は、有機的管理の開始日から 1 年以上経過していること。

5-2-10 野外の飼育場における有機的管理の開始日は、JONA の検査実施日とする。但し、過去の記録とそれを裏付ける客観的証拠が十分な場合には、禁止物質を使用した作物の栽培サイクルが一巡した時点有機的管理の開始とする。

5-3 身体損傷

《JAS 認証》《JONA 独自》

家畜及び家きんを故意に傷つけないこと。但し、最も適切な時期にできる限り苦痛を伴わない方法であれば、例外的に認められる場合がある。

5-3-1 適切な理由(安全性・健康・福祉・法令遵守等)がある場合は家畜及び家きんに以下の処置を行うことを認める。

- 除角、断嘴、断尾等の外科的処置
- 耳標の装着等、家畜の識別のために行う処置
- 外科的去勢
- ミュールズ法(羊毛生産用の品種の場合)

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

5-4 品種と繁殖

《JAS 認証》《JONA 独自》

家畜及び家きんは、地域に適合した品種を選択し、同一経営体内において、有機的な方法で飼育された親の自然交配によって維持することが原則である。

5-4-1 受精卵移植技術、遺伝子組換え技術を用いた繁殖技術は禁止する。

5-4-2 人工授精は、許容される。

5-4-3 ホルモン剤を用いた繁殖技術は禁止する。但し、治療目的でのホルモン剤使用はこの限りでない。

5-5 飼育の対象となる家畜又は家きん

《JAS 認証》《JONA 独自》

全ての有機家畜及び家きんは、有機農場で生まれ育った親から生まれ、有機飼育されることが原則である。5-5-1 家畜は、出産前 6 ヶ月以上、有機的に管理された母親の子供であって、出生の時から有機飼育されていること。

5-5-2 家きんは孵化の時から有機飼育されていること。

5-5-3 新たに有機畜産物の生産を開始しようとする場合、有機飼育を開始する以前から当該農場で飼育されてきた家畜又は家きんを飼育の対象にすることができる。但し、家畜又は家きんの種類ごとに、有機畜産物 JAS 規格・別表附属書 7-表 G.1-転換期間で定められた期間を超えて有機飼育されていること。

5-5-4 上記 § 5-2-1、5-2-2、5-2-3 に掲げる家畜及び家きんが入手困難である場合、以下の(1)～(5)に該当する家畜及び家きんを飼育の対象とすることができる。但し、有機畜産物として出荷するためには、有機畜産物 JAS 規格・別表附属書 7-表 G.1-転換期間で定められた期間を超えて有機飼育すること。

(1)更新(過去 3 事業年度間に出荷又は死亡した家畜又は家きんの頭羽数の 3 分の 1 以下の数を新たに導入すること)の場合は、有機畜産物 JAS 規格・別表附属書 8-表 H.1-更新頭数の条件に該当する家畜又は家きん

(2)新たに畜産を開始する場合、新たな種類の家畜及び家きんを導入する場合、有機飼育頭羽数の 30%以上の家畜を新たに導入する場合又は、家きんを購入する場合は、有機畜産物 JAS 規格・別表附属書 9-表 I.1-外部導入の条件に該当する家畜又は家きん

(2)(3) 有機畜産物の生産の規模拡大を目的として家畜を新たに導入する場合導入できる家畜の頭数は、有機飼養している家畜の 50%以下とする。

(3)(4) 災害又は疾病により、有機家畜及び家きんの 25%以上を喪失した場合は、失われた頭羽数以下の家畜又は家きん

(4)(5) 上記(1)から(3)に掲げる家畜の子畜

5-6 飼料(栄養)

《JAS 認証》《JONA 独自》

家畜及び家きんには、有機の飼料(有機農産物、有機加工食品、有機農産物飼料、有機加工飼料、有機乳及び有機畜産用自家生産飼料(有機畜産農家自らが、JONA オーガニック基準 § 4-1~4-9、4-11 及び有機農産物 JAS 規格第 4 条箇

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

条 5 又は JONA オーガニック基準 § 5-10～5-11 及び有機飼料 JAS 規格 第 4 条 箇条 5 の基準に従い生産したもの。但し、多年生の牧草を生産する場合にあっては、収穫前に 2 年以上の転換期間を必要とする。)。以下、同じ)を与えること。

5-6-1 家畜及び家きんには、下記以外の飼料を与えないこと。

●有機の飼料

●天然物質由来で化学的処理を行っていない無機塩類

●化学処理を行っていない魚粉及び藻類（放射線が照射されたもの及び組換え DNA 技術を用いて生産されたものを除き、家畜又は家きんに給与することができる魚粉及び藻類の割合は、上記の有機の飼料の乾物重量換算で 5% 以下に限る。）

●酵素又は微生物（組換え DNA 技術を用いて生産されたものを除く。）

5-6-2 5-6-1 の基準にかかわらず、有機の飼料の入手が困難な場合にあっては、同等国格付飼料（日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 62 号）第 37 条に規定する国において日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 15 条の 2 第 2 項に規定する格付の制度に基づき格付された飼料のうち、次に掲げる事項が記載され、当該国の政府機関その他これに準ずるものとして農林水産大臣が指定するものによって発行された証明書（同法第 15 条の 2 第 1 項に規定する証明書をいう。以下同じ。）又はその写しが添付されているもの）を使用することができる。

(1) 証明書を発行したものの名称及び住所

(2) 証明書の発行年月日

(3) 証明に係る飼料の種類及び量

(4) 当該飼料に係る生産行程管理者（同法第 14 条第 2 項の生産行程管理者をいう。）の認証に相当する行為を行った外国の機関の名称及び住所

(5) 当該飼料について格付が行われたものである旨

5-6-3 有機農産物飼料は § 5-10、有機加工飼料は § 5-11 に規定する。

5-6-4 有機農産物、有機加工食品、有機農産物飼料、有機加工飼料のうち、転換期間中有機割合は乾物重量換算で 30% 以下とする。新たに有機畜産を開始してから 3 年を経過するまでの間においては、この限りではない。

5-6-5 家畜及び家きんの飼料には、いかなる理由があっても遺伝子組換え技術、放射線照射、化学薬品、合成添加物は認めない。

5-6-6 ほ育期間中の子畜には、当該子畜の母親の乳を与えること。但し、これが困難な場合は、6 ヶ月以上有機飼育されている雌の乳を与えることができる(可能な限り異種の雌の乳を給与しないこと)。

5-6-7 上記 5-6-1 で規定する飼料の合計(有機畜産用自家生産飼料を除く)が、乾物重量換算で有機畜産物 JAS 規格・別表 附属書 3 表 C.1—平均採食量で定める平均採食量の 50% 未満である場合は、同一農場内の圃場で生産された飼料を給与することができる。但し、この圃場は、有機農産物 JAS 規格・第 4 条 5.1 「ほ場の条件—圃場の条件」(有機畜産物 JAS 規格・別表 附属書 1 及び 別表 附属書 2 を除く禁止物質による汚染がないこと)を満たしていること。

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

5-6-8 突発的な天災・事故等により、有機の飼料の入手が著しく困難な場合には、入手が可能となるまでの期間に限り、§ 5-6-1～5-6-5 に規定する以外の飼料を乾物重量換算で平均採食量から § 5-6-1 に規定する無機塩類及び蚕のさなぎ粉の重量を除いた重量の 50%まで給与することができる。但し、§ 5-6-1～5-6-5 に規定する以外の飼料を給与する場合には、飼料の内容、給与の量、及び給与期間について、JONA の指示に従うこと。

5-6-9 家畜(豚を除く)に与える飼料は、生草、乾草、又はサイレージ以外の飼料が乾物重量換算で有機畜産物 JAS 規格・別表附属書 3 表 C.1-平均採食量で定める平均採食量の 50%未満であること(肥育の最終期間の牛にあつては 75%未満、育成期の馬にあつては 80%未満とすることができる。ただし、粗飼料を自由に採食できる環境を確保すること)。

5-6-10 上記 5-6-7 の規定は、以下の場合は適用外とすることができる。

- ほ育期間、搾乳を開始してから 3 ヶ月間

- 肥育の最終期間(3 ヶ月又は家畜及び家さんの生存期間の 5 分の 1 のいずれか短い期間)。ただし、粗飼料を自由に採食できる環境を確保すること。

5-6-11 化学合成した成長促進剤の埋め込み、注入、投与は禁止する。

5-6-12 家畜及び家さんの飲料、飼料等として与えられるものには、いかなる理由においても以下の物質を含んではならない。

- 尿素

- 動物の糞尿、肥やし、及びその他の糞尿類

- 反すう動物もしくは同種族から出る、屠殺場の廃棄物及びその処理物等の動物性副産物

- ヘキサン等の有機溶剤により抽出された飼料、大豆、アブラナ・ミール等の抽出物、又はその他の化学薬品が添加されたもの

- 遺伝子工学により作られた生物体(動物、植物等)、及びそれに由来する有機物等

5-6-13 家畜及び家さんに給与するビタミン類は、§ 5-11-4 に定める有機加工飼料の飼料添加物として使用することができる。

5-6-14 肥育期間において、故意にビタミン類を欠乏させるような飼育を行ってはならない。

5-7 獣医薬品

《JAS 認証》《JONA 独自》

有機家畜及び家さんの健康は、バランスのとれた有機飼料、緊張及び苦痛のない生活環境及び病気・寄生虫・感染症に抵抗力のある品種の選択を通じて維持すること。5-7-1 動物用医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)第 83 条第 1 項に規定する動物用医薬品であつて、ビタミン及び無機塩類以外のものをいう。以下、同じ)を使用しないこと。但し、特定の疾病又は健康上の問題が発生、又は発生の可能性があつて、他に適当な治療法がない場合、あるいは法律で義務付けられている場合はこの限りではない。

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

- 5-7-2 法的に使用を義務づけられているワクチンの使用は許可されるが、遺伝子工学によって得られたものではないことに限定される。また、動物用医薬品のうち、動物用生物学的製剤(ワクチン、血清、診断薬)及び駆虫薬は治療目的に限り使用できる。
- 5-7-3 要診察医薬品(薬機法第 44 条第 1 項に規定する毒薬、同条第 2 項に規定する劇薬、及び獣医師法施行規則第 10 条の 5 で定める医薬品をいう。以下、同じ)又は抗生物質以外の動物医薬品を用いた治療が効果的でない場合には、要診察医薬品又は抗生物質を使用することができる。但し、以下の期間はこれらを使用することはできない。
- 動物用医薬品の使用に関する規制(昭和 55 年農林水産省令第 42 号)別表附属書 1 及び 2 に掲げる医薬品にあつては、それぞれ医薬品ごと、畜種ごとに定められた使用禁止期間の 2 倍の期間。
 - 動物用医薬品の使用に関する規制・別表附属書 1 及び 2 以外の医薬品にあつては、と殺、搾乳、採卵する前 48 時間、又は、薬機法第 14 条の第 1 項、同第 7 項、第 14 条の 4 及び 6 に定められた休薬期間の 2 倍のいずれか長い期間。
- 5-7-4 家畜及び家きんの健康状態には細心の注意を払い、常に病気に対する抵抗力をつけさせ、感染症を予防するような管理方法を採用すること。病気が発生した場合にも、その原因を発見し、管理方法を変えることによって、将来の病気の発生を防ぐようにしなければならない。また、すべての畜産農家は、天然物質と自然の方法で治療を行うよう努力すること。
- 5-7-5 下記の物質は使用禁止とする。
- 成長ホルモン及び自然成長を抑制するための薬品
 - 繁殖促進、排卵誘発、発情誘起及び発情同期化のためのホルモン等(繁殖障害の治療目的を除く)
- 5-7-6 同一農場内で、病気の治療等に際して、一般的な化学薬品等が使用された家畜及び家きんがある場合には、その個体についての記録を保管し、その個体が識別できるように管理すること。保管しなければならない記録は以下の通り。
- 使用した化学薬品の商標、及び組成、効果、半減期等の内容説明
 - 獣医師の処置とその内容の詳細、及び期間

5-8 輸送及びと殺等の管理

《JAS 認証》《JONA 独自》

輸送及びと殺においては、家畜及び家きんの緊張、苦痛を最小限に抑えるよう配慮すること。

- 5-8-1 家畜又は家きんの輸送は、できる限り頻度を減らすとともに、輸送距離又は時間をできる限り低減すること。
- 5-8-2 輸送媒体は、畜種に適切なものであること。また、気候その他の条件によって、水と餌を適切に給与すること。
- 5-8-3 輸送にあたっては、電気刺激又は精神安定剤を使用しないこと。
- 5-8-4 と殺は緊張及び苦痛を最小限に抑える方法で行うこと。

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

5-8-5 解体以降の全ての作業プロセスにおいて、以下の管理を実施すること。

- 有機畜産物とその他の畜産物が混合しないこと。
- 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を活用した方法(遺伝子組換え技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。)で行うこと(物理的又は生物の機能を活用した方法では効果が充分でない場合のみ、有機畜産物 JAS 規格・[別表附属書 2](#)、[別表附属書 10 表 J.1-薬剤](#)及び有機加工食品 JAS 規格[別表附属書表 C.1-薬剤 2](#)の薬剤並びに食品及び添加物(これらを原材料として加工したものを含み、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用するものを除く。)を使用することができる)。
- 畜産物の品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を活用した方法で行うこと(物理的又は生物の機能を活用した方法では効果が充分でない場合のみ、有機畜産物 JAS 規格・[別表附属書 11 の調整用資材表 K.1-調製用等資材](#)(製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る)を使用することができる)。
- 放射線照射が行われないこと。
- 有機畜産物が、動物用医薬品、洗浄剤、及びその他の薬剤等によって汚染されないこと。

5-9 乳と卵の生産

《JAS 認証》《JONA 独自》

乳と卵の生産については前項までの規程に加え以下の条件を遵守すること。

- 5-9-1 搾乳に用いる施設及び器具並びに乳頭の洗浄・消毒に用いる薬剤は有機畜産物 JAS 規格・[別表附属書表 D.1-畜舎又は家きん舎の清掃又は消毒用薬剤表 4](#)に掲げる薬剤以外を使用しないこと。また、定期的に一般細菌、及び大腸菌群の計数検査を実施し、これらの数値が法的規制の値を超えていないことを確認すること。
- 5-9-2 採卵鶏にあって、人工照明により日長を延長する場合は、延長された日長時間が1日当たり16時間以内であること。
- 5-9-3 病気の治療の際に、一般的な薬品を投与された家畜から得られる乳製品は、一定期間、有機としての出荷を停止する。出荷停止期間は、薬品の特性等を考慮し、§5-7-3で定める期間を下回らない範囲で JONA が決定する。
- 5-9-4 病気の治療等を受けた家畜からの搾乳は、他の有機乳との混合を避けるため区分管理すること。
- 5-9-5 病気の治療等の理由で、畜産農場内で抗生物質を使用した場合、他の家畜及び施設等が汚染されていない客観的な資料(獣医師の証明等)を保管しておくこと。
- 5-9-6 家畜に与えられる飲料水の水質を定期的に検査し、窒素及び硝酸塩の含有量を監視すること。
- 5-9-7 鶏卵には糞尿が付着してはならない。ただし温水又は水及び有機畜産物 JAS 規格・[別表附属書 10 表 K.1-調製用等資材](#)以外の資材を使用した洗浄は避けること。

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。
網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。
点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

5-10 有機農産物飼料(調整調製又は選別の工程のみを経たもの)

《JAS 認証》《JONA 独自》《EU 認証》

飼料用農林産物の基本的な生産管理方法(圃場等の条件、肥培管理、播種又は植付ける種苗、有害動植物の防除、輸送・選別・調整調製・洗浄・貯蔵・包装その他の工程に係る管理)は、§ 4 有機農産物認証基準と同様であるが、以下の項目を追加条件とする。

- 5-10-1 一般の慣行農業から有機農業への転換に関する規定は、§ 4-1-4 に準ずる。ただし多年生の牧草を栽培する場合にあつては、収穫前に 2 年以上の転換期間を必要とする。なお、牧草を含む飼料用農林産物の転換期間中有機に関する規定は、§ 4-1-5 に準ずる。
- 5-10-2 有機農産物飼料の調整調製等に使用できる資材は、表 K.1-調製用等資材別表 附属書 11 に定める資材とする。

5-11 有機加工飼料(調整調製又は選別の工程以外の工程を経たもの)

《JAS 認証》《JONA 独自》

基本的な生産管理方法は、§ 9 食品製造加工認証基準と同様であるが、以下の項目を追加条件とする。

- 5-11-1 有機加工飼料に占める主原料・副原料の 95%以上は、JONA あるいは JONA が信頼性を認めた認証団体の有機認証マーク付き有機農産物、有機加工食品(乳及び乳製品以外の畜産物を原材料とするものを除く)、有機農産物飼料、有機加工飼料、有機乳であること。
- 5-11-2 有機 JAS 認証の有機加工飼料の場合は、有機 JAS マーク付き有機農産物、有機加工食品(乳及び乳製品以外の畜産物を原材料とするものを除く)、有機農産物飼料、有機加工飼料、有機乳の割合が 95%以上であること。ただし、有機加工飼料を製造する認証事業者が自らその原料を生産・格付した場合は、有機 JAS マークの貼付は必須条件としない。
- 5-11-3 有機加工飼料には、有機原料の他に、一般の農畜水産物(有機原料と同一品目、乳及び乳製品以外の畜産物を原材料とするものを除く)、食塩、水、石灰石、貝化石、貝殻、ドロマイトリン鉱石、ケイソウ土、及びこれらに由来する炭酸カルシウム、炭酸マグネシウム、リン酸二石灰、リン酸三石灰、及びケイ酸が使用できる。ただし、これらの物質はその製造工程において化学的処理を行っておらず、化学的な物質を添加していないこと。
- 5-11-4 飼料添加物(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 2 条第 3 項に規定する飼料添加物であつて、遺伝子工学により作られたものと抗生物質を除く)のうち、天然物質または化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを使用することができる。ただし、通常の方法によって当該飼料添加物の入手が困難な場合には、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給のために用いられるアミノ酸、ビタミン及びミネラルに限り、類似する飼料添加物を必要最小限で使用できる。

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

JONA 有機畜産物基準・附則（有機畜産物 JAS 規格の附則を準用する）

1. 有機畜産物 JAS 規格の公布日から当分の間、[別表附属書表 G.1—転換期間 7](#)—中乳を生産することを目的として飼養する牛及び山羊の基準は 90 日間とする。
2. 有機畜産物 JAS 規格の公布日から当分の間、5-5-4 の(1)で参照する[別表附属書 8 表 H.1—更新頭数の条件](#)に加えて、以下の表も基準に適合することとする。

家畜又は家きんの種類	基準
肉を生産することを目的として飼養する牛	12 ヶ月齢未満であって、次の(1)から(8)までのいずれかであること。 (1) 黒毛和種であって体重が 310 kg 以下のもの (2) 褐毛和種であって体重が 340kg 以下のもの (3) 無角和種であって体重が 300kg 以下のもの (4) 日本短角種であって体重が 300kg 以下のもの (5) アンガス種又はヘレフォード種であって体重が 280kg 以下のもの (6) 雌を除くホルスタイン種であって体重が 310kg 以下のもの (7) ホルスタイン種を母とする交雑種であって体重が 310kg 以下のもの (8) 上記(1)から(7)に該当しない肥育用の牛であって体重が 340kg 以下のもの
肉を生産することを目的として飼養する馬	12 月齢未満であること
肉を生産することを目的として飼養するめん羊及び山羊	5 月齢未満であること。
肉を生産することを目的として飼養する豚	4 月齢未満であること。
肉を生産することを目的として飼養する家きん	3 日齢未満であること。
卵を生産することを目的として飼養する家きん	18 週齢未満であること。

3. 公布の日から起算して 5 年を経過する日までの間に限り、[5.4.1.a\) 第 4 条の表飼料の給与の項 1 の\(1\)](#)の飼料以外の飼料(組換え DNA 技術を用いて生産されたもの、抗生物質又は合成抗菌剤を含まない飼料に限る。)を、乾物重量換算で、牛、めん羊又は山羊にあつては平均採食量から[同項 1 の\(2\)及び\(3\)](#)、[5.4.1.b\) 及び c\)](#)に規定する飼料の重量を除いた重量の 15% まで、馬、豚又は家きんにあつては平均採食量から[同項 1 の\(2\)及び\(3\)](#)、[5.4.1.b\) 及び c\)](#)に規定する飼料の重量を除いた重量の 20% まで給与することができる。

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。
網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。
点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

畜産物の物質リスト,生産基準に関する別表附属書附属書

有機畜産物の物質リスト及び生産基準に関する別表附属書附属書は最新の有機畜産物および有機飼料の日本農林規格の別表附属書附属書に準ずる。

(参考) 有機畜産物の日本農林規格 別表附属書附属書

https://www.maff.go.jp/j/ias/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-439.pdf

(1段階目施行:令和6年7月31日分)

https://www.maff.go.jp/j/ias/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-440.pdf

(2段階目施行:令和7年1月1日)

※5.3.4b) 「有機畜産物の生産の規模拡大を目的として家畜を新たに導入する場合。ただし、導入してよい家畜の頭数は、有機飼養している家畜の 50 %以下とする。」は、令和7年1月1日から施行。

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

§6 有機養蜂産物認証基準

《JONA 独自認証》

養蜂産物は、ハチミツ、ローヤルゼリー、プロポリス、花粉、ミツロウ等、ミツバチを飼育することによって得られる産物を対象とする。原則的に、養蜂業において使用禁止物質(農薬、薬剤等の化学物質)を使用することは認めない。

6-1 生産における一般管理の要件

- 6-1-1 有機の養蜂業で使用するミツバチのコロニーは、以下の規定を満たしていること。
- 養ほう振興法による飼育届けを提出していること。
 - 有機の養蜂業を開始して(慣行養蜂業の蜜をすべて掃除採蜜して)から6ヵ月～1年を「転換期間中有機」とし、1年以後を「有機」とする(慣行養蜂の行われていたコロニーから分蜂して、新しくコロニーを作る場合も同じ)。
 - 野生のミツバチ・コロニーを捕獲して養蜂業に使用する場合は、3ヵ月以後を「有機」とする。
 - 有機養蜂業のコロニーから分蜂したコロニーは、分蜂した日から「有機」とする。
- 6-1-2 有機のコロニー又は巣箱は、一貫して有機性を維持すること。慣行の養蜂業と有機の養蜂業を交互に行うことは、ハチミツや巣箱の完全な分離が困難なため禁止する。
- 6-1-3 コロニーに使用する巣礎、巣板には、本「JONA オーガニック基準」に従って生産されたミツロウを使用すること。ただし、これが入手困難な場合には、本「JONA オーガニック基準」を満たさないミツロウを使用した巣礎を使用することができる。なお、巣礎、巣板及び巣箱は化学的な処理および放射線照射を行っていない天然資材を使用すること。
- 6-1-4 養蜂業の蜜源は、半径 4 km以内に重大な汚染リスクが無い地域を選択すること。蜜源の周囲は、禁止農薬等の散布歴がない天然山林及び圃場(果樹園を含む)のみであることが理想である。これらの蜜源が、禁止農薬に汚染されていないことを確認するため、以下の項目を事前に調査すること。
- 天然山林においては、所轄営林署等の協力を得て、山花の種類、開花時期、消火剤及び禁止農薬の散布状況を調査すること(客観的な記録等を入手することが望ましい)。
 - 圃場においては、周辺農家や農協等の協力を得て、あるいは巡回等によって、農薬類の使用状況を確認すること(客観的な記録等を入手することが望ましい)。
- 6-1-5 採蜜のために人工飼料を使用することは認めない。ただし、飢餓状態の回避や有機性を維持するため、以下に定めるケースに限り、必要最低量の人工飼料の使用を認める。なお、人工飼料を給餌した場合は、掃除蜜を採ってから採蜜に入ること。
- 突発的な事故等で、事前に計画していた蜜源を得られない場合。
 - 冬季や花類の端境期等、人工飼料を与えないとコロニーの維持が困

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

難になる場合。

6-1-6 人工飼料として使用できるのは、本「JONA オーガニック基準」に従って生産された以下の飼料である。

● ショ糖(液)

● ハチミツ

● 水飴

——ただし、本「JONA オーガニック基準」に従って生産された上記の飼料が入手できない場合は、合成添加物をはじめとする使用禁止物質の使用がないものを代用することができる。

6-1-7 タンパク源として使用できるのは、本「JONA オーガニック基準」に従って生産された大豆粉末、花粉等である。ただし、本「JONA オーガニック基準」に従って生産された上記の飼料が入手できない場合は、合成添加物をはじめとする禁止物質の使用がないものを代用することができる。

6-1-8 巣箱の設置は、禁止物質による重大な汚染がない地域を選択すること。

6-1-9 蜂場での有害動植物の防除方法は、本基準 4-4 および 4-5 に従っておこなうこと。

6-1-10 養蜂産物の収穫に使用する機材類の清掃・洗浄は、温湯のみで実施すること。また、慣行の養蜂業と有機の養蜂業の産物を、同一の機材を兼用して収穫する場合には、切り替え時の清掃を充分に行い、残さがないことを確認すること。

6-1-11 コロニーの衛生管理は、巣箱基底部の清掃を重点的に行うこと。

6-1-12 有機の養蜂業では、衛生管理及び病害虫の発生を予防するために、巣箱に化学的な処理を行わないこと。また、基本的に、抗生物質等の薬品類を使用することも禁止する。

6-1-13 前項 6-1-11 の規定は、以下の場合は適用しない。ただし、以下の処置を実施する際には、事前に JONA へ報告すること。また、抗生物質等の薬品類(動物医薬品として登録認可された薬品に限る)を使用した場合は、一定の有機出荷停止期間を設定する。この停止期間は、薬品の種類及びハチミツの残留分析検査を参考に JONA が決定するが、慣行養蜂における一般的な休薬期間の 2 倍を目安とする。

● 腐そ病予防対策として、抗生物質（ミロサマイシン）の使用を認める。ただし、抗生物質が養蜂産物に混入しないよう使用すること。

● チョーク病予防対策として、逆性洗剤による巣箱の洗浄を認める。ただし、逆性洗剤を使用した後は、巣箱を十分に水洗いし、乾燥させてから使用すること。

● バロア病予防対策として、殺ダニ剤（フルバリネート、アミトラズ）を塗布したシートの使用を認める(動物医薬品として登録認可されたものに限る)。

なお、散布剤、くん煙剤等の使用は認めない。

6-1-14 病害に対する抵抗性が高い種を選択すること。

6-1-15 コロニーの設置は、衛生的な地域・場所に行うこと。

6-1-16 女王蜂の翅切処置は認めない。

6-1-17 コロニーの健康上、必要だと判断される場合に限り女王蜂の更新を認める。

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

6-2 収穫行程

6-2-1 養蜂産物の収穫時、ミツバチの攻撃性を奪う目的で、麻布等の煙によって燻すこと、及び霧吹きを行うことは許可する。ただし、くん煙剤等でミツバチの攻撃性を奪うこと、有機酸等で消毒することは禁止する。また、収穫時に意図的に蜂を殺傷してはならない。

6-2-2 巣板を剥がす作業は、熱や蜜刀を利用した物理的方法のみにより行うこと。

6-2-3 養蜂産物の収穫は、各蜂場ごとに行うこと。有機ハチミツ等の混合は、充填及び最終包装の段階で行うこと。

6-3-1 有機原料は、本「有機養蜂産物認証基準」に即して生産された JONA 認証マーク付き原料、有機 JAS 格付原料、有機農産物の日本農林規格および有機加工食品の日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められている格付制度を有する国の有機認証原料であること。ただし、他の第三者認証機関によって認証された事業者が供給する有機原料のうち JONA が使用を許可したものはこの限りでない。他の第三者認証機関および有機原料の認証機関は、次のものがある。

- IFOAM-accredited を取得している団体であること。
- ISO17065 を取得している団体であり、認証基準は IFOAM Family of Standards にある、または、JONA が同等と認めるものであること。
- 政府系の第三者認証機関であり、認証基準は JONA が同等と認めるものである。

6-3-2 充填後のハチミツの製品サンプルを保持すること。蜜源特定のため、JONA が花粉分析を指示する場合がある。

6-3-3 充填に際して使用する容器は、ガラスなど再使用が可能なものを原則とする。プラスチック容器を使用する場合は、内分泌攪乱物質を溶出しないものを選択すること。

6-3-4 加工工程において、精製・濃縮等の作業を必要とする場合には、湯煎による分離・濃縮、遠心分離器の使用、フィルターろ過等の物理的手法によること。

6-3-5 プロポリスの精製時に、有機溶剤を使用することは認めない。

6-3-6 養蜂産物は、以下のような方法で保管・管理すること。

- ミツロウは、乾燥状態で保管すること。
- プロポリス及びローヤルゼリーは、凍結状態で保管すること。
- ハチミツは、21%以下の水分率のものを収穫し、最終包装形態又は大型タンクにて保管すること。
- 有機ハチミツの保管は、収穫から2年間とする。

6-3-7 有機品を保管、製造する施設の防虫防鼠管理については本基準 9-5 に従いおこなうこと。

6-3-8 保管中の沈澱物の堆積、固形化等の防止策として、乳化剤等を使用することは禁止する。

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

6-3-9 保管用の容器は、食品の保管に適したものが選択されなければならない。

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

§5 §7 有機水産物認証基準

《JONA 独自認証》

本基準の主目的を水産資源の維持、及び永続的な生産の確立とする。従って有機水産物の生産は、養殖水域及び採取場の自然循環機能を活用し、化学的に合成された飼料、飼料添加物、薬剤の使用を避けることを基本として、水域環境への負荷をできる限り低減した方法で行うこと。

7-1 一般的環境要件

有機水産物の養殖および採取によって重大な水産資源の枯渇、水域の汚染等を引き起こさないよう配慮すること。また有機水産業に取り組む以外にも、水産資源の維持、及び永続的な生産につながる環境活動を実施するのが望ましい。

有機水産物の養殖水域、採取水域いずれの水域も、本基準に定める環境及び汚染調査に基づいて選択すること。

- 7-1-1 有機水産物の養殖及び採取を行う水域は、明確に範囲を特定できること。
- 7-1-2 養殖場及び採取場は、放射性物質、化学物質、重金属、細菌等の汚染を排除し、又それらの汚染源から明確に区分されていること。
- 7-1-3 水域の汚染状況調査は、主に重金属、抗菌性物質、汚染の可能性のある化学薬品を対象として行うこと。サンプリングに供する試料は、水、水底泥土、水産物とする。汚染状況の判断に要する項目及び検出基準値は、本基準に付帯する「検査項目・検出基準」を適用する。
- 7-1-4 水域の水質は、日本水産資源保護協会の「水産用水基準」の最新版に準ずること。なお、水質改善に使用できる薬剤は、[別表附属書 1](#) に掲げるもののみとする。
- 7-1-5 養殖場から周辺環境へ、飼料残さ、ワクチン、水産物などが流出しないよう管理すること。
- 7-1-6 飼料及び水産物の残さ、廃水・汚水等は、水質又は環境汚染源にならないよう適切に処理すること。
- 7-1-7 養殖池およびタンクから出る排水については定期的にモニタリングすること。また物理的または生物的な方法等で不要な栄養分を回収すること。

7-2 種苗及び育種

水産資源の維持、及び永続的な生産を実現するため、養殖地域で育成された種苗を用い野生種に重大な影響を与えない種が有機種苗として選択されなければならない。

- 7-2-1 繁殖または遺伝的多様性を持たせるために、有機種苗が利用できない場合は、自

然採取された種苗を使用することができる。ただし有機種苗として使用する 3 ヶ月前から 有機管理されなければならない。

なお養殖場に自然流入する幼生（仔稚魚類）および許可された割り当て量のシラスウナギは利用することができる。その他、湿地等で人為的な給餌がされることなく伝統的粗放的な養殖場で採取される幼生（シラスウナギを除く）

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

は、政府等によって持続可能と認められた限度量内は利用することができる。

- 7-2-2 導入する種苗の由来を JONA に報告すること。
- 7-2-3 種苗（以下稚魚も含む）の採取及び育種は、適切な管理に基づいて行うこと。
- 7-2-4 天然物を採取して種苗とする場合は、定期的に水産資源調査を行うこと。
- 7-2-5 種苗は、十分成熟した親から、自然又は人工的に採卵・採精すること。その際、採卵・採精は苦痛のないように行われなければならない。
- 7-2-6 排卵・排精誘発剤、促進剤、成熟のためのホルモン剤投与、遺伝子組み換え技術(倍体数処理を含む)を用いた卵、精子、種苗の使用は禁止する。
- 7-2-7 種苗獲得のための人工受精は、卵に精子を混合する方法に限る。混合の方法は、湿導法、乾導法のいずれかによること。
- 7-2-8 育種は交配のみによること。また、いかなる理由があっても、成長ホルモン剤、薬品類、遺伝子組み換え技術を使用してはならない。
- 7-2-9 孵化機を使用する場合は、紫外線、放射線、赤外線などの照射、及び抗菌剤、硫化水素、中性洗剤等の添加を行わないこと。また、重金属、農薬などに汚染されることがないように管理すること。
- 7-2-10 孵化は自然発生を主体とし、振動など発生に重大な影響を与える手法を用いないこと。
- 7-2-11 種苗に対する摂餌は、摂餌の適期を見極め、過不足なく行うこと。初期摂餌の内容は、生物であることが望ましい。
- 7-2-12 ふ化場、種苗生産施設における種苗生産については、有機と非有機が明確に区分されていれば同時生産することができる。

7-3 生産方法

有機水産物の生産は、周辺環境への配慮と、周辺環境からの汚染防止を主眼に置くこと。

- 7-3-1 有機水産物と非有機水産物を並列生産する場合は、明確に区分し生育段階が異なること。
- 7-3-2 水産物の生産方法は、魚種によりもっとも適した方法(養殖、飼養、畜養、放流、採取等)を選択すること。
- 7-3-3 魚種の基本的行動要求に則した、水域、水温、摂餌管理に配慮すること。
- 7-3-4 養殖密度は、魚種の行動要求をできるだけ阻害せず、魚種の生理的変調をきたさない程度とする。養殖最大密度については以下を目安にすること。
 - 淡水性サケ科魚類（ブラウントラウト、ニジマス 25 kg/m³、タイセイヨウサケ 20 kg/m³、その他 15 kg/m³）
 - 海水性サケ科魚類 10 kg/m³
 - ヒラメ科魚類 25 kg/m³
 - その他海水性魚類 15 kg/m³
 - 汽水域で湿地等を利用した環境で養殖される、スズキ科、ボラ科、ウナギ科の魚類 4 kg/m³（なお池の周囲の 50%が植物でおおわれていること）
 - 淡水性のチョウザメ 30 kg/m³
 - 淡水性のコイ科、ナマズ科は 1 年あたり、1500 kg/ha であること。（なお

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

池に有機農産物基準の別表附属書1表 A.1-肥料及び土壌改良資材の有機質肥料および鉱物由来の窒素を 20 kg/ha/年 投入することができる。また一般圃場との間に自然植生を活かした緩衝帯を設けること

- クルマエビ科および淡水性エビ類（種苗投入時ポスターバ 22 匹/m²、水揚げ時 240g/m²）
- サバヒー、ティラピア 20 kg/m³

7-3-5 閉鎖循環式施設での有機生産は認められ~~ら~~ない。（ふ化場および種苗生産施設は除く）

7-3-6 人工的な照明、水流などの調整は、養殖する魚種の要求に、適したものである場合に限り認める。水の人工的な加熱と冷却は、ふ化場および種苗生産施設のみ認められる。ただし自然に湧出する水や温水は利用することができる。

かけ流し式施設では、流入量と流出量をモニタリングし、水質がコントロールできること。人工的な調整は、水域の生態系及び環境に配慮して行うこと。

7-3-7 人工照明は、1日16時間を上限として認めるが、必要最小限であること。

7-3-8 養殖池、施設の水辺の5%以上が自然の状態であること。

7-3-9 底生淡水魚についてはできるだけ自然に近い環境であること。またコイ科の場合、底は自然の状態であること。

7-3-10 海上養殖の場合周囲の環境影響をできるだけ少なくするよう、水流、深さ、水交換率などを考慮し設置すること。いけす等の施設は、周辺環境に対して適切な構造で設置され、維持管理されなければならない。

7-3-11 生産に使用する施設、設備、機械類は、衛生的に管理するとともに、禁止物質による汚染及び一般品の混入を防止するため、明確に区分すること。

7-3-12 養殖水域や採取水域で使用する器具や設備に付着した藻類や貝類等の除去は物理的な方法で行うこと。ただし、JONA がやむを得ないと判断した場合のみ以下の条件で漁網防汚剤や船底塗料等の使用を認める。

- シリコン系の漁網防汚剤や船底塗料など、なるべく環境への負荷が少ないものを優先的に選択すること
- 使用前に SDS シート等入手し、JONA の確認を受けること

なお、有機スズ系の漁網防汚剤や船底塗料は使用禁止とする。

7-3-13 採取及び収穫方法は、目的とする水産物のみを捕獲するのに適した方法を選択すること。

7-3-14 許可される主な採取及び収穫方法は、養殖業では網で掬う、釣る、などであり、採取漁業の場合は、刺し網、追い込み漁、釣る、定置網、延縄、蛸壺、築、貝巻などの伝統的漁法である。海藻類の採取は手作業で行い、シリコンなどの物質を使用することは認めない。また使用する網は、適度な目の細かさを持つものを使用し、他の魚類などの動物を捕獲することがないように注意すること。

7-3-15 採取した魚類等に対しては、速やかに活け締め、冷凍、解体、いけすへの放流などの処理が行われなければならない。

7-3-16 不必要に採取してしまった水産物は、生きているものは放流し、その他のものは養殖業の飼料あるいは有機質肥料として有効に活用すること。

7-3-17 天然採取を主流とする魚種は、将来の永続的生産を可能とする養殖技術、種苗

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

の生産技術を研究することが望ましい。

7-3-18 有機認証を受けた水田から採取されたコイ、フナ、タニシ、ドジョウなどの水産物も、申請の対象となる。

7-3-19 エアレーションは、動物の福祉と健康の為にのみ使用できる、動力源は再生可能エネルギーに限られる。エアレーションの実施の際は記録を保持すること。

7-3-20 酸素の使用は、生物の健康に重大な影響が予想される場合と輸送時のみ使用可能とし、以下の条件をみたくこと。

- 予想できない温度変化、気圧低下、汚染時
- サンプルングや間引きなど不定期の数量管理のため
- 生存が維持できない場合

7-3-21 養殖施設の有機への転換期間は以下のとおりする。

- 洗浄や清掃等できない施設→24ヶ月
- 清掃等され後使用されていなかった施設→12ヶ月
- 清掃された施設→6ヶ月
- 二枚貝の養殖水域や開放的な水域→3ヶ月

7-4 病害虫防除

有機水産物の病害虫管理(衛生管理を含む。以下同じ)は、薬剤の使用を避けることを基本とすること。

7-4-1 病害虫防除は、生産方法の選択(魚種、養殖密度、給餌、病魚の除去など)、物理的防除(水流、水温、光源、遮蔽物、魚体洗浄、塩水浴、淡水浴など)、生物的防除(水産用ワクチンの接種、天敵等の活用など)、又は、これらを組み合わせた方法によること。

7-4-2 ワクチンは薬機法第 83 条に基づき承認された水産用ワクチン(水産用医薬品)に限る。また注射器によるワクチン接種時に、薬機法第 83 条に基づき承認された麻酔剤(水産用医薬品)の使用が認められる。

7-4-3 水産物に急迫した重大な危険がある場合で、前項の方法のみでは水域における病害虫が防除できない場合に限り、[別表附属書 2](#)に掲げる薬剤及び薬機法第 83 条に基づき承認された駆虫剤、消毒剤、ビタミン剤等(水産用医薬品)の使用が認められる。ただし、行政等による指示があった場合以外は、1年につき2回までとする。また1年未満の生活サイクルの生物については1年につき1回とする。(なお駆虫剤については1年につき1回又は18ヶ月に2回とする)

7-4-4 遺伝子組み換え技術を用いた水産用ワクチン、薬剤等の使用は禁止する。

7-4-5 各種薬剤の使用に際しては、対象群、使用理由、使用量を明確にすること。

7-4-6 JONA では、使用された薬剤の種類、使用量、使用した時期に応じて、有機水産物として出荷を停止する期間を設定する。この期間は薬剤の種類によって決定するが、法令で定められた期間の2倍または48時間のいずれか長い方を基本とする。

7-4-7 水産用医薬品や[別表附属書 2](#)の薬剤を使用した個体については明確に識別され、出荷前に JONA に申告するものとする。

7-4-8 天敵の侵入を防除する、適当な手段を講じること。

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

- 7-4-9 病虫害防除の一環として生産の各ステージにおいてサンプリング調査を行い、寄生虫、病害の発生状況を日常的に監視することが望ましい。なお、養殖する魚種の生態に、何らかの異常が観察された場合や、周辺水域に異常が発生した場合には、直ちに水質分析、魚種のサンプリング調査を行うこと。
- 7-4-10 生産に用いる器具、機材等は適切に洗浄、消毒すること。その際使用~~す~~できるものは**別表附属書 1**に掲げるものであること。
- 7-4-11 海上養殖、湖沼養殖の場合、養殖終了後に一定の休閑期間を設けること。養殖池、タンク養殖においても休閑期間を設けるのが望ましい。なお二枚貝の養殖においては必要としない。休閑期間中、養殖に使用された器具、設備等は空にされ、適切に洗浄、消毒等されること。
- 7-4-12 飼料残さ、死亡した個体、排泄物等により、養殖環境や施設の衛生環境を悪化させないように、必要に応じて撤去すること。

7-5 飼料

有機水産物の飼料には、飼料添加物を使用することは極力避けること。また有機および持続可能な資源由来のものを基本とし、動物の栄養要求に即し環境への負荷が少ないものとする。

- 7-5-1 肉食性の魚類、甲殻類の飼料は、以下の優先順位で構成される。
1. 有機水産物由来の有機飼料
 2. 有機水産物の残さ由来の魚粉、魚油等副産物
 3. 人の消費の為に持続可能な漁法で漁獲された水産物の残さ由来の魚粉、魚油等副産物（ただし、化学的に合成された物質を添加したもの、放射線照射、遺伝子組み換え技術を用いたものを除く）
 4. 有機農畜産物由来の飼料
 5. 政府等によって持続可能と認められた漁業由来の水産物。
- 7-5-2 有機農畜産物由来の原料は飼料全体の重量ベースで 60%以下とすること。
- 7-5-3 飼料添加物(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 2 条第 3 項に規定する飼料添加物)のうち、天然物質または化学的処理を行っていない天然物質に由来するもので、栄養成分その他の有効成分の補給のために用いられる、アミノ酸、ビタミン、ミネラル及び、栄養成分の有効な利用促進のために用いられる、酵素、生菌剤に限り、必要最小限で使用できる(放射線照射、遺伝子組み換え技術を用いたものを除く)。ただし、当該飼料添加物が入手困難な場合には、JONA が認めた場合に限り当該飼料添加物に類似する物質を使用することができる。
- 7-5-4 コイ科、ナマズ科、サバヒー、ティラピア、クルマエビ科および淡水生のエビ類、については、養殖場所で自然発生する飼料を利用しなければならない。ただし、自然発生する飼料資源だけで十分でない場合、JONA が認めた場合に限り養殖場所で栽培した植物性飼料を給餌することができる。
- 7-5-5 幼生（仔稚魚）については、非有機の植物プランクトン、動物プランクトンを給餌することができる。
- 7-5-6 飼料の給与により、周辺環境を汚染しない対策を講じること。また、飼料の残

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

留をコントロールし、適度な給餌量を決定するためにも、定期的に海底生物の生育状況調査、泥土のサルベージを実施することが望ましい。

7-5-7 残留有機物、残留薬品類の調査のため、定期的に泥土の分析、水質分析、養殖水産物のサンプリング調査を行うことが望ましい。

7-6 甲殻類の特定規則

この項では養殖甲殻類(クルマエビ科、その他淡水性エビ類)の生産基準について定める。

7-6-1 池造成のため、マングローブを破壊することは認めない。

7-6-2 転換期間は6ヶ月またはエビの寿命の短い方とする。

7-6-3 親エビの半分以上は3年以上育てたもので、残りは持続可能な漁場由来の病原体のないものが利用できる。

7-6-4 7-5-4 だけでは十分に飼育できない場合は、魚粉は飼料全体の最大 25%、魚油は 10%使用することができる(ただしいずれも持続可能な漁業由来であること)。またクルマエビ科および淡水性のエビの健全な栄養要求を満たす為に、有機コレステロールを使用することができる。有機コレステロールが入手できない場合は非有機のウール、甲殻類、その他供給源に由来するコレステロールが使用できる。

7-7 軟体動物の特定規則

この項では軟体動物(二枚貝綱、腹足綱)の生産基準について定める。有機養殖魚、有機藻類の生産水域で、二枚貝綱、腹足綱の軟体動物の養殖をすることができる。

7-7-2 有機二枚貝の養殖は、明確に区分された区域でおこなわれ、必要に応じてネットやかご等も用いることもできる。

7-7-3 有機二枚貝の養殖水域で使用する捕食者防止用のネット等が水鳥等に危害を与えないようにしなければならない。

7-7-4 養殖水域に生息する非有機貝類に影響を与えない養殖密度とする。また養殖貝類の健康および品質保持のため、仕分け、間引き等により養殖密度を調整すること。

7-7-5 付着生物は、物理的な方法で除去され、必要に応じて養殖水域から離れた場所にもどすこと。

7-7-6 養殖方法は、延縄垂下式、筏垂下式、水底、かご、トレイ、あんどんカゴなどの方法がある。なお筏に垂下するロープは1平方メートルあたり1本で、長さは20m以内とする。

7-7-7 検査は出荷最盛期の前および期間中に実施する。

7-8 藻類の特定規則

この項では採取藻類、養殖藻類の生産基準を定める。また有機水産動物の餌となる、植物プランクトン、微細藻類の有機生産についてもこの項に準拠する。

7-8-1 採取する場合、採取方法、採取サイズ、生活史、資源量等を考慮して、採取海

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

域に大きな影響を与えない採取量とすること。また採取前に資源量の推定すること。

7-8-2 採取する水域と同一水域で一般の採取が行われる場合は、総採取量を考慮し持続可能な採取量の根拠となる次の文書を保持すること。

- 採取箇所を特定し、採取水域ごとの採取記録
- 採取期ごとの採取予想量
- 採取水域に影響を与える汚染源
- 採取水域ごとの持続可能な年間採取量

7-8-3 採取水域の有機への転換期間は6ヶ月とする。

7-8-4 自然環境で養殖する場合、供給される養分は自然環境から得られるものか、有機水産養殖場由来から得られるもの（有機水産動物との複合養殖を含む）のみである。

7-8-5 陸上の施設で養殖する場合は、有機農産物の生産基準別表附属書1表 A.1-肥料及び土壌改良資材に定める鉱物由来の資材のみ利用することができる。ただし、排水の養分が流入水と同一レベルか、流入水以下であることが証明できること。

7-8-6 病虫害防除の方法として酸処理等薬剤による防除は認められない。

7-8-7 養殖する場合、周辺環境へ影響を与えない栽培密度としなければならない。

7-8-8 養殖で使用するロープやその他の資材は再利用されるか、リサイクルされること。

7-8-9 有機養殖への転換期間は6ヶ月または完全な生産サイクルの長い方とする。

7-8-10 生産器具、施設等の清掃・付着生物は物理的な方法で除去しなければならない。また必要に応じて、養殖場から離れた水域にもどされることとする。

7-8-11 器具や施設の清掃は、物理的な方法とする。ただしそれだけでは十分に清掃出来ない場合は、別表附属書1の資材が使用できる。

7-8-12 収穫物を乾燥する際は、直接火があたらない構造とすること。

7-8-13 年間 20 トン以上の水揚げがある場合、生産行為が周辺に与える影響をはかるため、環境影響調査報告書を JONA に提出しなければならない。

7-8-14 採取水域や養殖水域に比例した持続可能な採取・生産計画を毎年作成し、栄養物質の周辺への放出など、環境への負荷をモニタリングすることとする。

7-8-15 再生可能なエネルギーを優先的に利用し、資材のリサイクルを積極的におこない廃棄物を減らす管理計画を策定すること。また余剰熱を利用する場合は、再生可能なエネルギー由来に限られる。

7-9 一時加工、輸送および保管

有機水産物の一時加工、輸送および保管は薬剤に依存しない方法で行うこと。

7-9-1 水産物の一次加工の範囲は、漁船上で行われるもの、漁港、集積場（一般的には水産市場）で行われる活け締め、冷凍、切断、裁断、氷付け、パッキング、洗浄、蒸煮（海藻類）、煮熟（海藻類）、乾燥（海藻類）、塩蔵、燻製、粉末加工、混合に限定する。

7-9-2 一次加工、輸送及び保管施設は、禁止物質による汚染が無いよう管理されていること。

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

- 7-9-3 病虫害防除、衛生等の目的で、放射線照射を行わないこと。
- 7-9-4 施設の衛生管理、品質保持の目的で使用する薬剤及び調整調製資材は、別表附属書 1 及び別表附属書 4 に掲げるもののみであること。
- 7-9-5 鮮度保持のため、又は魚類を気絶させるために使用する、ガス充填の手法は許可される。
- 7-9-6 水産物の輸送及び保管は、一次加工処理を施した状態で行うことが望ましい。また、生(非加熱・非冷凍)の状態での輸送及び保管する場合は、低温貯蔵、氷付けにし、衛生管理を徹底すること。
- 7-9-7 いけすを使用する水産物の輸送は、水産物の緊張及び苦痛を最小限に抑えるように配慮すること。溶存酸素量保持のための装置を使用することが望ましい。
- 7-9-8 一次加工、輸送及び保管に際しては、禁止物質による汚染及び有機以外の水産物の混入がないよう明確に区分していること。
- 7-9-9 輸送及び保管の際に使用される容器等は、再利用可能なもので、可能な限り環境負荷の少ないものを選択すること。また、これらの容器等は、有機専用であることが望ましい。
- 7-9-10 行政指導などの理由により、薬品による処理又は洗浄を行った輸送設備、保管施設は、流水でよく洗浄して、使用した薬品類の残留が無いことを確かめなければならない。また、使用した薬剤の種類、使用量、使用した時期に応じて、有機水産物として出荷を停止する期間を設定する場合がある。この期間は薬剤の種類によって決定する。

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。
 網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。
 点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

水産物の物質リスト

別表 1

水質の改善、施設の管理に使用する薬剤

薬剤	基準
消石灰	水質の改善及び施設の消毒のために使用する場合に限りこと。
次亜塩素酸ナトリウム	水質の改善及び使用する器具の消毒のために使用する場合に限りこと。
次亜塩素酸カルシウム	水質の改善及び施設・器具の消毒のために使用する場合に限りこと。
中性洗剤	施設および器具の洗浄のために使用する場合に限りこと。
オゾン	施設および器具の洗浄のために使用する場合に限りこと。
水酸化カルシウム	施設および器具の洗浄のために使用する場合に限りこと。
酸化カルシウム	施設および器具の洗浄のために使用する場合に限りこと。
水酸化ナトリウム	施設および器具の洗浄のために使用する場合に限りこと。
アルコール	施設および器具の洗浄のために使用する場合に限りこと。
ツバキ科植物の実	エビ類の生産施設に使用する場合に限りこと。
次亜塩素酸水（塩酸又は塩化ナトリウム水溶液を電気分解して得られたものに限る。）	施設および器具の洗浄のために使用する場合に限りこと。

別表 2

病害虫の防除に使用する薬剤

病害虫防除薬剤	基準
ドロマイト	pH 調整のため(エビの養殖に限る)
炭酸カルシウム	pH 調整のために限る
塩化ナトリウム	
ポピドンヨード	水産用医薬品であること

別表 3

調整調製資材

調整調製資材	基準
炭酸カルシウム	

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

水酸化カルシウム	
二酸化炭素	
窒素	
エタノール	
カゼイン	
ゼラチン	
活性炭	
タルク	
ベントナイト	
カオリン	
ケイソウ土	
パーライト	
L-酒石酸	
L-酒石酸ナトリウム	
クエン酸	
微生物由来の調整調製用等資材	
酵素	
植物油脂	
樹脂成分の調製品	
オゾン	二枚貝類の洗浄用に使用する場合に限る
その他の調製用等資材	水産物の選別、採取、輸送、取扱及び燻製、切断、粉碎、内臓処理、血抜き、冷凍等の一次加工等の工程に必要不可欠であって、天然物質又は天然物質に由来するもので化学的に合成された物質を添加していないものであること。

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

~~8.6~~ ~~8.8~~ 有機微細藻類認証基準

《JONA 独自認証》

この基準は、人工的栽培施設（コンクリートやグラスファイバー等）で栽培する微細藻類（クロレラ、スピルリナ等）及びその加工品を対象とする。

有機微細藻類の栽培は、化学的に合成された物質の使用を避けることを基本とし、環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用することを原則とする。

また、その加工品の生産は、有機微細藻類の有する特性を活かし、物理的又は生物の機能を利用した製造・加工方法を採用することを原則とする。

8-1 栽培工程の要件

8-1-1 種株は、8-1-2～8-1-6 に従って生産された有機微細藻類を使用することを原則とする。

8-1-2 種株の処理で使用禁止資材（8-1-4 に示す資材以外の資材）を使用しないこと。

8-1-3 種株は、組換え DNA 技術を用いて生産されたものでないこと。

8-1-4 栽培に使用する培地・培養液の原料は、以下の条件を満たすものであること。また、条件を満たすものであっても増産のみを優先した過剰な投入を避けること。

1. 農畜水産物由来の原料は、本「JONA オーガニック基準」に従って生産された有機農畜水産物又は化学的処理を行っていない有機農畜水産物に由来するものであること。

ただし、それらが入手できない場合は、一般の農畜水産物又は化学的処理を行っていない農畜水産物に由来するものを代用することができる。

2. 「有機農産物の日本農林規格・~~別表附属書 1（肥料及び土壌改良資材）表 A.1-肥料及び土壌改良資材~~」に該当する資材を使用することができる。このうち、発酵した有機物に由来する資材については、病原体の処理を行っていること。

3. 上記 1. 2. の資材が使用困難な場合は、理由を JONA に提出すること。JONA は理由が正当であると判断した場合、代替資材の使用を認める。その際、JONA は 1. 2. の資材への転換計画の提出を求める。ただし、代替資材として、化学的に合成された窒素源（硫酸アンモニウム、尿素等）及びチリ硝石由来の窒素源（硝酸ナトリウム等）は認めない。pH 調整剤として炭酸水素ナトリウムの使用を認める。

4. 水は、食品製造用水（平成 26 年 12 月 22 日 厚生労働省告示第 482 号、以下同）であること。

8-1-5 栽培器具・設備は使用する前に、十分な洗浄、清掃等を行わなければならない。洗浄剤・殺菌剤を使用する場合は、その説明資料（使用方法、安全データシート等）を提出すること。洗浄剤・殺菌剤等を使用した後は、残留しないよう十分にすすぎを行うこと。

8-1-6 屋外の人工的栽培施設の場合、周囲に重大な環境の汚染源が無いこと。汚染源となるのは、ゴミ焼却場、産業廃棄物処分場、重化学工業、航空防除等である。また、樹木等の害虫駆除で殺虫剤を使用する場合も注意が必要である。汚染源

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

が確認され、汚染の危険がある場合、環境調査及び分析検査を実施することがある。

8-1-7 栽培に必要な器具等のすべてにおいて、組換え DNA 技術によって作られた物質の使用を避けること。また同様に、内分泌かく乱作用が疑われる物質についても、その使用を避けること。

8-2 収穫以降の工程の要件

8-2-1 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換え DNA 技術の利用は除く。）のみを認める。

8-2-2 収穫物の洗浄・脱水は、物理的な方法のみで行うこと。濾過する場合、アスベストをはじめ、製品に悪い影響を及ぼす危険性のある技術や物質の利用は禁止する。

8-2-3 有機微細藻類の加工工程において食品添加物の使用は認めない。

8-2-4 添加する水は、食品製造用水であること。

8-2-5 製品の殺菌目的で放射線を照射することは禁止する。

8-2-6 申請対象品以外の食品と同一の設備、機械類によって製造加工する場合は、十分な管理のもとで切り替え作業を行い、十分な洗浄、清掃等を行わなければならない。洗浄剤・殺菌剤を使用する場合は、その説明資料（使用方法、安全データシート等）を提出すること。洗浄剤・殺菌剤等を使用した後は、残留しないよう十分にすすぎを行うこと。

8-2-7 原料の保管時から、原料仕掛け、移動、製造加工工程、製品保管時に至るまで、他からの汚染や他の原料、製品の混入を防ぐ対策がとられていること。

8-2-8 ボイラー添加剤（清浄剤、水質調製剤等）を使用し、ボイラーによる蒸気が食品に接触するように使用する場合、ボイラー添加剤が食品に移行しないような対策をとること。

8-2-9 製造加工工程の全体にわたって、適切な衛生管理を行うこと。

8-2-10 原料の搬入時から製造加工工程、在庫保管、販売、出荷に至るまでの物流管理が十分に行われていること。物流におけるロット管理及びロス管理が行われていなければならない。

8-2-11 製造に必要な器具、**包装資材**等のすべてにおいて、組換え DNA 技術によって作られた物質の使用を避けること。また同様に、内分泌かく乱作用が疑われる物質についても、その使用を避けること。

8-2-12 防虫防鼠管理、包装資材、物流確認及び記録の作成と保管は、§9 有機加工食品認証基準の項を準用する。

8-3 その他

8-3-1 製品への表示は、関連法規及び業界基準を遵守すること。

8-3-2 廃水・汚水等は、水質又は環境汚染源にならないよう適切に処理すること。定期的な分析を行い関連法規による基準を満たすことを確認すること。

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。
網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。
点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。
網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。
点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

§7§9 有機加工食品認証基準

《JAS 認証》《JONA IFOAM 認証》《JONA 独自》《EU 認証》

有機加工食品の生産行程は、有機農産物の特性を損なわないようオーガニックリスクを排除した方法で行い、食品添加物(加工助剤を含む)の使用を避けることを基本とすること。また、食品製造に由来する排水・排煙、廃棄物等を適切に処理し、環境負荷を可能な限り低減するとともに、衛生管理にも十分に配慮しなければならない。

9-1 一般的要件

- 有機認証事業者の製造加工工程及び施設では、原料、食品添加物、加工助剤又は機械設備等からの汚染及び一般品の混入の危険性を、排除しなければならない。
- 9-1-1 すべての有機加工食品の主原料、副原料は、JONA の認証マークが付いた原料であること。ただし、他の第三者機関によって認証された事業者が供給する有機食品のうち、JONA が使用を許可したものはこの限りでない。
 - 9-1-2 有機食品と一般の食品とが同一の設備、機械類によって製造加工される場合には、十分な管理のもとで切り替え作業を行い、十分な洗浄、清掃等を行わなければならない。
 - 9-1-3 原料や資材の保管時から、原料仕掛け、移動、製造加工工程、製品保管時に至るまで、他からの汚染や他の原料、製品の混入を防ぎ、非有機品が有機として販売されないよう対策がとられていること。
 - 9-1-4 原料の搬入時から製造加工工程、在庫保管、販売、出荷に至るまでの物流管理が十分に行われていること。物流におけるロット管理、及びロス管理が行われていなければならない。
 - 9-1-5 有機食品の原料、食品添加物等、製造加工方法(微生物、酵素等の機能を利用した方法)および有害動植物防除用薬剤において、遺伝子工学によって作られた物質を使用してはならない。また、その他、有機食品の製造に必要な器具、包装資材等のすべてにおいて、遺伝子工学によって作られた物質の使用を避けること。対象となる物質は、遺伝子工学の技術を利用して作られた原料作物、微生物、酵素、ビタミン類、油脂、薬品、紙等である。
 - 9-1-6 内分泌かく乱作用が疑われる物質は、原料、食品添加物等、及び製造加工工程、包装資材等のすべてにおいて、その使用をできるだけ避けること。
 - 9-1-7 有機認証事業者は収穫で土壌から持ち出された栄養分、有機物やその他の資源を土壌に返す措置をとること。
 - 9-1-8 有機食品の加工におけるナノ技術の意図的な使用は禁止する。これには、原料、使用する包材、製品と接触する面の素材、使用するすべての物質が含まれる。
 - 9-1-9 有機食品の加工・保管時に失われる特性を戻したり、これらの製品の加工時の不注意の結果を修正したり、さもなければ、これらの製品の品質について誤解を招くような物質や技術は使用してはならない。
 - 9-1-10 有機品を加工する事業者は重要な加工段階を体系的に識別し、適切な手順をつくり、更新していくこと。また GMP (適正製造基準) の原則を守ること。

書式変更: 左揃え

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

9-2 原料

9-2-1 有機加工食品に占める有機食品の割合が、配合時重量比で全原材料の 95%以上でなければならない。JONA IFOAM 認証の場合、主原料、副原料の 95%以上は、本オーガニック基準（IFOAM 認証の基準を含む）に即して生産された原料、又は、IFOAM の認可を受けている認証機関の IFOAM-Accredited のプログラムで認証された有機原料でなければならない。

9-2-2 EU 認証の場合、主原料、副原料の 95%以上は、以下のいずれかの有機原料でなければならない。

- ① IFOAM-Accredited プログラムで認証された原料
- ② EU が同等性を認める国の制度で認証された原料（ただし、同等性の要件を満たすこと）
- ③ EU に登録された機関の EU 認証原料（ただし、登録された条件を満たすこと。）
- ④ EU 有機制度の経過措置として EU 加盟国から輸入許可（Import Authorization）を取得している原料

上記のうち、②～④を使用する際には、原料供給者の認証機関から検査証明書またはそれと同等な内容の証明書を入手すること。特に④については、原料供給者またはその認証機関と JONA の間に有機原料に関する覚書が結ばれていること。

9-2-3 JONA 独自認証の有機酒類の有機原料は、有機 JAS 格付原料、日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められている格付制度を有する国の有機認証酒類、有機農畜産物加工酒類であること。

9-2-4 原料となる有機加工食品中の非有機原料及び食品添加物（§ 9-4 に定めるもの）の重量は、有機食品の割合としてカウントしない。原料となる有機加工食品中の非有機原料及び食品添加物（§ 9-4 に定めるもの）の重量が確認できない場合は、その原料の 95%の重量を有機食品としてカウントするものとする。

9-2-5 非有機原料は有機原料が入手困難な場合に使用することができる。具体的には下記のいずれかの条件を満たすこと。EU 認証では①のみ考慮する。事業者は当該原料が入手困難であることを確認する上で必要な連絡を複数の供給業者と取り、その結果を提出すること。

- ① 有機原料の販売が僅少であること。事業者は当該原料が自国で有機生産基準に沿って十分な数量が生産されていない証拠を示すこと。EU 認証の場合、さらに他国から輸入できない証拠を JONA に提出すること。
- ② 有機原料の価格が著しく高いこと。事業者は有機原料の価格差を調査し、JONA に調査結果を示すこと。
- ③ 製品仕様として特定の原材料を使用することにしているがその有機原料が入手出来ないこと。
- ④ その他、JONA が有機原料の入手困難性に適切な理由があると認めること。

9-2-6 JAS 法の認証対象外の農産物、畜産物、水産物、酒類、加工食品等は、非有機の原料として計算する。JONA IFOAM 認証の場合、有機農産物、有機農産物

書式を変更：下線なし

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

加工食品以外の食品は、非有機の原料として、計算する。

- 9-2-7 有機加工食品の原料として使用する水は、食品製造用水であること。化学的な方法を用いて処理された水は使用することができない。
- 9-2-8 食塩は日本の国内法の基準に適合したものであれば使用できる。食塩については、旨味調味料、食品添加物、各種ミネラル（海水や岩塩から得られた天然のにがりを除く。）などを添加した添加物塩は使用不可とする。
- 9-2-9 食品中に占める有機認証マーク付き原料の表示は、公的規則の表示義務に基づき重量比に従って行うこと。
- 9-2-10 生鮮状態のように水分を含んだまま加工原料となる場合は、その状態の重量で算出すること。その際、製造加工工程で添加される水、塩、及び加工助剤は計算から除外する。なお、食品添加物及び加工助剤については、9-4 で規定する。
- 9-2-11 有機加工食品においては、ひとつの食品中において、同一の原材料を有機とそれ以外のものの両方から調達してはならない。混合して使用することも許可されない。
- 9-2-12 原料の輸送及び保管中に、使用禁止物質の影響がないことが明白であること。汚染の危険性を排除した管理を行うこと。
- 9-2-13 主原料、副原料等すべての有機認証マーク付き原料は、他の一般の材料が混入しないように視覚的、物理的に管理、保管すること。
- 9-2-14 ミネラル類（微量元素を含む）、ビタミン類、アミノ酸及び微量元素は、法的に必要とされる場合以外は使用しないこと。
- 9-2-15 非有機原料はナノ物質を含まないこと。
- 9-2-16 原材料として使用される有機農産物は、その受入れから製造又は加工前までの間、品質の保持改善目的で有機農産物の日本農林規格の表 D.1 の調製用等資材を使用することができる。
- 9-2-15 9-2-17 原材料として使用される有機畜産物は、その受入れから製造又は加工前までの間、品質の保持改善目的で有機畜産物の日本農林規格の表 K.1 の調製用等資材を使用することができる。

書式を変更：フォント：10.5 pt, フォントの色：黒

9-3 製造加工工程

食品の製造加工工程は、それぞれの食品により特徴的なものが多い。基本的には生物的、物理的手法であること。

- 9-3-1 §9-1 の「一般の要件」が遵守され、適切な管理下で製造加工作業が行われていること。
- 9-3-2 製造加工方法は、生物的、物理的手法に基づき、発酵、加熱、圧力、粉碎、混合等の製法を応用したものであること。これらの機械的、物理的工程は、基本的に許可される。濾過技術を用いる場合、アスベストをはじめ、製品に悪い影響を及ぼす危険性のある技術や物質の利用は禁止される。
- 9-3-3 くん煙に用いるチップ等は化学的に処理されていないこと。
- 9-3-4 水、エタノール、油脂類等による成分等の抽出方法は、許可される。ただし、水質検査の実施、油脂の成分分析の実施等が必要な場合もある。また、抽出に

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

使用するエタノール、及び油脂類等のうち、遺伝子工学により作られた原料を使用している可能性があるものは使用を禁止する。有機製品の抽出に使用する溶媒は有機的に生産されたもの、あるいは食品グレードの物質でなければならない。油脂類については、植物油脂、動物油脂に限る。

9-3-5 食品の製造加工工程は、食品添加物及び加工助剤の使用を極力避けることができる方法が選択されること。

9-3-6 有機食品製造に使用される機械類、設備は、一般食品製造から汚染・混合がないように充分洗浄すること。洗浄の適切性を測定する手法を明らかにすること。洗浄剤を有機食品と触れる面に使用する場合、有機製造前に取り除くこと。水及びエタノールは使用し、取り除かなくてもよい。JONA は洗浄剤の成分や使用方法を確認するため申請者に安全データシート(SDS)等の提出を求めることがある。有機食品と一般の食品の扱いがある場合、原料、半製品、最終製品の保管場所は有機品の搬入前に清掃し、その適切性が確認されていること。

9-3-7 製造加工工程において使用される水の水質基準、食品製造加工衛生基準、食品表示基準、排水基準及び食品製造加工に関する一般的な基準については、それぞれ該当する国内法の水準を上回ること。

9-3-8 製造加工工程の全体にわたって、適切な衛生管理を行うこと。

9-3-9 原料から製品の製造に至るまで、放射線を照射することは禁止する。殺菌、殺虫等の理由でも許可されない。

9-3-10 ボイラー添加剤（清浄剤、水質調整剤等）をボイラーに使用し、ボイラーによる蒸気が直接食品に接触するように使用する場合、ボイラー添加剤（清浄剤、水質調整剤等）が、食品に移行しないような対策をとること。

9-3-11 化学的に合成された物質が付着された貯蔵用コンテナ、容器を使用してはならない。これは、合成殺菌剤、保存料または燻蒸剤を含む。

9-4 食品添加物及び加工助剤

本来、有機食品の製造加工工程においては、食品添加物、加工助剤等の使用は極力避けるべきである。製品の製造上やむをえず使用する場合は、有機 JAS 規格及び本「JONA オーガニック基準」で許可された物質を最少限度で使用すること。

9-4-1 食品添加物及び加工助剤の使用に際しては、細心の注意を払うこと。詳細については、「物質リスト」を参照のこと。

9-4-2 食品添加物又は加工助剤を使用する場合には、使用の目的、製造加工工程、使用量、安全データシート（SDS）等を提出し、JONA の判断を仰ぐこと。

9-4-3 遺伝子工学により作られた生物に由来する食品添加物、及び加工助剤の使用は禁止する。

9-4-4 食品添加物の表示は、公的規則に基づき使用した食品添加物の名称(用途)を正しく表示すること。

9-5 防虫防鼠

防虫防鼠には細心の注意を払い、化学薬品による汚染を防止し、環境負荷を軽

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

減するためにも、構造的、物理的対策がとられていることを基本とする。

9-5-1 防虫防鼠は、構造的、物理的な対策を最優先とする。施設の構造を工夫すること及び害虫、害獣の発生源となる残渣の除去によって、侵入、発生を防ぐこと。

9-5-2 物理的な対策として以下の方法は許可される。

- ・ 物理的トラップ（粘着式、機械的等）
- ・ 音及び超音波
- ・ 誘導灯
- ・ 紫外線
- ・ 温度管理

9-5-3 §9-5-1 によって、効果があげられない場合、有機食品製造中、又は、施設内で有機原料が取り扱い中の場合、「有機加工食品の日本農林規格」別表附属書 2 に挙げられる薬剤表 C.1-薬剤並びに食品及び添加物（これらを原材料として加工したものを含み、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用することを除く。）のみ使用できる。これらの薬剤によって製造加工施設、機械類、原料及び製品倉庫等の病害虫防除を行う場合は、有機品の汚染防止対策として以下の条件を遵守すること。また、汚染の危険性が指摘された場合には、残留検査を行い、JONA へ報告すること。

- 薬剤を散布・空間噴霧する場合は、原料・製品に接触する施設の洗浄を行い、薬剤を除去した後、有機品の製造を開始すること。
- 薬剤を設置する場合は、薬剤が原料・製品・施設に接触しないように管理すること。
- 農薬登録されている薬剤の使用は、登録された使用方法のみに限定する。

9-5-4 有機食品が製造されていない、又は、有機原料が施設内に保管されていない場合で、別表附属書 2 の薬剤表 C.1-薬剤等のみで効果が得られない場合は、それ以外の薬剤も使用することができる。汚染防止対策は以下を目安とし、使用する薬剤に関する情報（使用方法、使用量、残効性等）を入手し、それに応じた対策を講じること。

- 散布する場合、原則として、散布から 72 時間以上経過した上で、原料・製品に接触する施設の洗浄を行い、薬剤を除去した上で、有機食品の製造、又は、取り扱いを開始する。
- 空間噴霧する場合、原則として、噴霧から 120 時間以上経過した上で、原料・製品に接触する施設の洗浄を行い、薬剤を除去した上で、有機食品の製造、又は、取り扱いを開始する。
- 設置する場合、有機食品の製造を開始する前に撤去すること。殺鼠剤の使用は原則的に禁止する。
- 酸化エチレン、臭化メチル、リン化アルミニウム、その他施設薬剤の物質リストにない物質による燻蒸は禁止する。

9-5-5 §9-5-3,4 において使用する薬剤の安全データシート（SDS）、使用場所、使用時期、使用目的、薬品の使用に関する責任者を明確に提示すること。

9-5-6 汚染防止のためにも、すべての製造加工工程において、認証品は明確に区別、識別されるように管理すること。

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。
網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。
点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

9-6 包装資材

包装資材の使用に際しては、それ自体から製品等に対する汚染の危険性がないこと。また、環境に負荷を与える資材、使用方法等は避けなければならない。

- 9-6-1 包装資材は、それ自体からの化学物質及び金属等の内容物への移行、混入及び汚染等がないような物質で作られたものを使用すること。
- 9-6-2 包装資材は、食品の包装に適したものが選択されなければならない。
- 9-6-3 包装資材等に関する安全データシート (SDS)、実物サンプル、製造方法説明書等の情報を、申請時に JONA へ報告すること。
- 9-6-4 過剰な包装は可能な限り避け、環境への負荷を軽減すること。
- 9-6-5 包装資材には、リサイクル可能な材料が使われることが望ましい。
- 9-6-6 包装資材、梱包用のダンボール、麻袋等を再利用する場合、有機食品専用のもののみを使用し、他の一般品との併用又は流用を避けること。
- 9-6-7 包装資材に使用するインクや接着剤は、有害でないものを使用すること。さらに、製品との接触があってはならない。

9-7 物流確認及び記録の作成と保管

有機認証マーク付き原材料を使用して食品の製造加工を行い認証を得るためには、入荷時、保管、輸送過程、製造加工工程、包装資材、製品保管及び出荷時、在庫管理、衛生管理等の各段階において、オーガニックリスクが排除されていることが確認できるシステムが確立され、遵守されていることが必要である。

- 9-7-1 有機加工食品の生産にあたっては、原料から最終製品までの区分管理が、管理記録で明確にならなければならない。最終製品にどの原材料が使用され、どのような添加物等が加えられたのか、どのような保管状況にあったのか等の確認ができるシステムが確立されていること。
- 9-7-2 § 9-7-1 を確認するために、原材料から最終製品に至るまでの区分管理は、ロット番号の付与などで行うこと。
- 9-7-3 同一の製造加工施設、機械類によって有機とそれ以外の食品が製造加工される場合、その区別を明確にする管理システムを構築すること。
- 9-7-4 製造加工する食品の原材料、輸送業者、保管先、製造加工工程、製造場所、販売先等の変更で生産行程が変わる場合、必ず JONA 事務局へ事前に報告しなければならない。変更の内容によっては、再度申請及び検査を実施する場合がある。
- 9-7-5 JONA 認証については、有機食品のトレーサビリティに関する記録は、最低 5 年間保管しなければならない (有機 JAS 制度の格付に必要な認証関連記録、帳票類に関しては出荷から 1 年間以上とする)。

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。
網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。
点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

加工食品の物質リスト

有機加工食品に関する食品添加物及び加工助剤

使用許可物質

最新の有機加工食品の日本農林規格及び別表附属書 1-食品添加物表 A.1-添加物（有機酒類以外の有機加工食品）及び表 B.1-添加物（有機酒類）に準ずる。ただし、JONA IFOAM 認証においては、使用の条件が付加される物質と使用禁止とする物質がある。有機酒類については「有機酒類に関する食品添加物及び加工助剤」を参照すること。

使用の条件が付加される物質（括弧内が条件）

- ・炭酸アンモニウム及び炭酸水素アンモニウム（穀類製品、糖菓製品、ケーキ、ビスケットに使用する場合に限る。）
- ・水酸化カルシウム（トウモロコシ粉、砂糖、こんにやくに使用する場合に限る。）
- ・ゼラチン（果実、野菜製品に使用する場合に限る。）
- ・ベントナイト（果実及び野菜製品に使用する場合に限る。）
- ・塩化マグネシウム（大豆製品に限る）
- ・二酸化ケイ素（果実、野菜の加工に使用する場合に限る。）
- ・硫酸カルシウム（菓子類、豆類の調製品若しくはパン酵母に使用する場合に限ること。）
- ・ペクチン（改質していないものに限る。）

使用を禁止する物質

- ・畜産物の加工品の製造に使用される添加物及び加工助剤（クエン酸ナトリウム、L-アスコルビン酸ナトリウム、次亜塩素酸ナトリウム、フマル酸、フマル酸ナトリウム）
- ・DL-リンゴ酸
- ・タンニン
- ・水酸化カリウム
- ・L-酒石酸
- ・カラヤガム
- ・カゼイン
- ・次亜塩素酸水
- ・オゾン

（参考）有機加工食品の日本農林規格 別表附属書 1-表 A.1-添加物（有機酒類以外の有機加工食品）及び表 B.1-添加物（有機酒類）

https://www.maff.go.jp/j/as/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-438.pdf

https://www.maff.go.jp/j/as/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-271.pdf

EU 認証の場合、添加物、加工助剤は Regulation (EC) No 889/2008 の Annex VIII

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。
網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。
点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。
に準じる。

有機 JAS 規格以外の**有機酒類に関する食品添加物及び加工助剤**

使用許可物質

酒類における有機の表示基準（2025 年 10 月 1 日まで適用告示）**別表附属書 1 食品添加物**に準ずる。ただし、JONA IFOAM 認証においては、使用の条件が付加される物質と使用禁止とする物質がある。

使用の条件が付加される物質（括弧内が条件）

- ・ 酒石酸（ワインに使用する場合に限る。）
- ・ 二酸化硫黄（ワインに使用する場合に限る。）

使用を禁止する物質

- ・ リンゴ酸（補足：IFOAM 基礎基準付表 4 では該当なし。）
- ・ 炭酸アンモニウム（補足：IFOAM 基礎基準付表 4 では、ケーキ・ビスケット関係に限定。）
- ・ 塩化マグネシウム（補足：IFOAM 基礎基準付表 4 では、大豆製品に限定。）
- ・ DL-酒石酸水素カリウム（補足：IFOAM 基礎基準付表 4 では該当なし。）
- ・ L-酒石酸水素カリウム（補足：IFOAM 基礎基準付表 4 では該当なし。）
- ・ L-アスコルビン酸ナトリウム（補足：IFOAM 基礎基準付表 4 では該当なし。）
- ・ リン酸二水素カルシウム（補足：IFOAM 基礎基準付表 4 では、穀粉の膨張剤に限定。）
- ・ 硫酸カルシウム（補足：IFOAM 基礎基準付表 4 では、大豆製品関係に限定。）
- ・ アラビアガム（補足：IFOAM 基礎基準付表 4 では、乳製品・菓子・卵関係に限定。）
- ・ ベントナイト（補足：IFOAM 基礎基準付表 4 では、果実野菜製品に限定。）
- ・ 木灰（補足：IFOAM 基礎基準付表 4 では該当なし。）
- ・ 酵母細胞壁（補足：IFOAM 基礎基準付表 4 では該当なし。）

「酒類における有機の表示基準」の別表 1

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/hyoji/yuki/kokuji001226/03.htm>

施設薬剤使用許可物質

最新の有機加工食品の日本農林規格及び**別表附属書 2-薬剤表 C.1-薬剤**に準ずる。ただし、JONAIFOAM 認証においては、カプサイシンについて植物から抽出したものであることが条件として付加され、ケイ酸ナトリウムは除外される。

（参考）有機加工食品の日本農林規格 - 別表 2 表 C.1-薬剤

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。
網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。
点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-271.pdf

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。
網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。
点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

§§ 10 オーガニックコスメティクス認証基準 《JONA 独自認証》

書式変更：左揃え

序文

昨今のオーガニック食品の生産、販売量は世界的に見ても確実に伸びている。日本においては、2000 年より法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律。現在の日本農林規格等に関する法律）による基準に従った認証が開始され、食品分野によるオーガニックの認知は高まったといえる。また、これは食におけることだけでなく、衣類や、化粧品や住居など、様々な分野で消費者が健康や環境に配慮し、注目してきているかがことからうかがえる。

中でも、コスメティクス（人体に使用する化粧品及びボディケア用品。以下、コスメと略す）は、ナチュラルな製品への需要がここ数年で急激に伸びている。日本ではコスメのオーガニックの表示法制度はなく、消費者の需要が増えることにより、「オーガニック」や「ナチュラル」「自然派」などという言葉が濫用されている。更には海外からの「オーガニック」や「ナチュラル」と称する製品の輸入も増加しているが、その表示も多様でありオーガニックを求める消費者がその製品を選択することが難しい状態になってきているのが現状である。

このような背景のもと、日本オーガニック&ナチュラルフーズ協会（JONA）は、オーガニック・コスメティクス認証基準（JONA-OC 基準と略す）を策定した。

JONA-OC 基準の主な目的は以下の通りである。

- ・オーガニックコスメを求める消費者が選択しやすい環境を整えること
- ・オーガニックの農畜水産物の生産を促進し、環境負荷の低減に寄与すること
- ・人々の持続可能な生活スタイルの普及に寄与すること

JONA-OC 基準は、コスメ分野関係者（流通、メーカー、消費者、専門家）の協力の下、JONA 基準委員会が起案し、会員の承認を経て策定された。策定にあたっては、有機加工食品の考え方を基に、上記目的の達成に加え、日本で製造されているコスメの特徴への対応と、この基準の需要者にとって分かりやすい表示や告知となるよう配慮した。

JONA-OC 基準に基づく表示は、食品のみでなく、コスメを含めた商品表示の信頼性を守り、消費者が生活の中にオーガニックを取り入れる一助となると確信している。

10-1 原則

書式変更：レベル 2

- 10-1-1 使用する原材料は、有機農畜水産物や環境に配慮した資源(鉱物等)を用いて製造すること。シリコン・パラフィン・パラオキシ安息香酸エステル・石油系界面活性剤等の石油由来原料、合成着色料、合成香料の使用は認めない。
- 10-1-2 防腐剤は、安全性または安定性のために必要である場合、該当する原材料の要件を満たしたのみ使用することが出来る。
- 10-1-3 組換え DNA 技術を用いて得られた原材料および組換え DNA 技術を用いた製造方法(微生物、酵素等の機能を利用した方法を含む)の使用は認めない。その他、製造に必要な器具、包装資材等のすべてにおいて、組換え DNA 技術を用いて得られた物質の使用を避けること。

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

- 10-1-4 内分泌かく乱作用が疑われる物質は、原料及び製造工程、包装資材等のすべてにおいて、使用を避けること。
- 10-1-5 使用する原料については、人間の健康・肌（皮膚）に及ぼす負の影響が最小限であること。人体や環境への有害性が指摘されているナノ原料及びナノ技術は、予防原則の考えから、使用を認めない。ただし、自然に生産されたナノ分子、例として木材を燃やしたものの、火山灰、塩水噴霧や許可製造行程を通して意図せずに生産されたもの（小麦粉の副産物等）はこの限りではない。
- 10-1-6 原料から製品の製造に至るまで、殺菌、殺虫、防腐等の工程で放射線を照射することは認めない。
- 10-1-7 動物由来原材料は食品の副産物由来であること。コスメの原料用にと殺したものは認めない。
- 10-1-8 最終製品の安全性を確認する目的での動物実験は、認めない。

10-2 使用できる原材料区分

10-2-1 次に掲げるもの限り使用することができる。

- 有機原料：有機農畜水産物および有機農畜水産物加工品。§ 10-3 の要件を満たすもの。
- 鉱物および鉱物由来原料：§ 10-4 の要件を満たすもの。
- 水：原料として添加する水を指す。§ 10-5 の要件を満たすもの。
- 非有機農畜水産物由来原料：有機認証を受けていない農畜水産物およびその加工品。§ 10-6 の要件を満たすもの。
- 有機加工食品で使用が許可されている添加物：§ 10-7 の条件を満たすもの。

書式変更：レベル 2

10-3 有機原料の要件

10-3-1 有機原料は、本「オーガニック基準」に即して生産された JONA 認証マーク付き原料、有機 JAS 格付原料、日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められている格付制度を有する国の有機認証マーク付き原料であること。ただし、他の第三者認証機関によって認証された事業者が供給する有機原料のうち JONA が使用を許可したものはこの限りでない。他の第三者認証機関および有機原料の認証基準は、次のものがある。

- IFOAM-accredited を取得している団体であること。
- ISO17065 を取得している団体であり、認証基準は IFOAM Family of Standards、にある、または、JONA が同等と認めるもの（例：COSMOS 基準）であること。
- 政府系の第三者認証機関であり、認証基準は JONA が同等と認めるものであること。

10-3-2 有機原料の輸送及び保管中の管理は、使用禁止物質による汚染の危険性を排除すること。

10-3-3 有機原料は他の原材料が混入しないように視覚的、物理的に管理、保管すること。

書式変更：レベル 2

10-4 鉱物および鉱物由来原料の要件

書式変更：レベル 2

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

10-4-1 次の①から③の要件を全て満たすものにより使用することができる。

① § 10-9 で許可された行程のみで製造されたものであり、化学的に合成された物質が添加されていないものであること。

② 重金属やその他禁止物質による汚染がないこと。

③ 採取地の環境保全に十分な配慮が行われていること。

10-4-2 使用する場合には、§ 10-4-1 の要件を満たす資料と共に安全データシート (SDS) 等を JONA へ提出し、審査を受けること。

10-4-3 各原料の評価は、出資、取引、雇用などの利害関係のないコスメ分野関係者の意見を参考に基準委員が行う。

10-5 水の要件

書式変更: レベル 2

10-5-1 原料に使用する水は、食品製造用水であること。化学的な方法を用いて処理された水は使用を認めない。

10-6 非有機農畜水産物由来原料の要件

書式変更: レベル 2

有機原料が十分な品質または量で入手可能でない場合、同基準 (§ 10-6-1、10-6-2) を満たす原料を使用できる。JONA はこの入手可能性について定期的に確認することとする。

10-6-1 有機原料と同一種類の非有機農畜水産物由来原料を混合して使用することは認めない。

10-6-2 次の①から⑤の要件を全て満たすものにより使用することができる。

① 農産物、畜産物、水産物に由来するものであること (有機認証を受けていない採取物も含む)。

② § 10-8 で許可された行程のみで製造されたものであり、化学的に合成された物質が添加されていないものであること。

③ 環境・生態系に対する悪影響の原因となる恐れがないこと。

④ 使用用途・目的が明確であること。

10-6-3 使用する場合には、§ 10-6-2 の要件を満たす資料と共に安全データシート (SDS) 等を JONA へ提出し、審査を受けること。

10-6-4 各原料の評価は、出資、取引、雇用などの利害関係のないコスメ分野関係者の意見を参考に基準委員が行う。

10-7 有機食品で使用が許可されている添加物の要件

書式変更: レベル 2

有機原料が十分な品質または量で入手可能でない場合、同基準 (§ 10-7-1) を満たす「有機加工食品 JAS 規格」で使用が認められている [別表附属書 1・食品添加物表 A.1-1-添加物](#) に記載された物質を使用できる。JONA はこの入手可能性について定期的に確認することとする。

10-7-1 原材料に農畜水産物を使用して製造されたものを優先して使用すること。

10-7-2 使用する場合には、§ 10-7-1 の要件を満たす資料と共に安全データシート (SDS) 等を JONA へ提出し、審査を受けること。

10-7-3 各原料の評価は、出資、取引、雇用などの利害関係のないコスメ分野関係者の

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。
網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。
点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。
意見を参考に基準委員が行う。

10-8 製造方法

製造方法は、有機原料または自然界の再生可能な資源を主体とし、その他原料の使用を極力避ける方法を選択し、物理的、生物の機能を利用した手法を基本とする。

10-8-1 物理的、生物の機能を利用した方法であること。ただし、一部の化学的方法は認める。次の製造方法があげられる。

1) 物理的方法：

粉碎、混合、成型、加熱・冷却、加圧・減圧、乾燥、分離（ろ過、遠心分離、圧搾、蒸留）等

2) 生物の機能を利用した製造方法：

カビ、酵母、細菌の利用等

3) 化学的方法：

燃焼、焼成、溶融、乾留、けん化、水和、加水分解、中和、酸化／還元等

10-8-2 以下の製造方法は、認めない。

漂白-消臭（動物由来のサポート）、エトキシル化、スルホン化、硫化、硫酸化、エチレンオキシド処理、水銀を用いた処理（水銀ソーダ）、脱テルペン（蒸気以外）、電離放射線、石油化学溶媒の使用等

書式変更：レベル 2

10-9 製造工程の管理

10-9-1 製造工程及び施設では、原料が機械設備の洗浄剤、施設の有害動植物防除薬剤等からの汚染がないように管理すること。

10-9-2 有機と非有機製品が同一の設備、機械類によって製造される場合には、十分な管理のもとで切り替え清掃を行い、十分な洗浄、清掃等を行うこと。洗浄の適切性は、測定する手法を明らかにすること。洗浄剤を使用する場合には、使用目的、製造社名、使用方法、成分表、安全データシート（SDS）等を提出すること。

10-9-3 機械設備の洗浄剤、施設の有害動植物防除薬剤等化学的に合成された物質が付着した貯蔵用コンテナ、容器等を使用しないこと。

10-9-4 製造工程の全体にわたって、適切な衛生管理を行うこと。

10-9-5 製造工程で使用する水の水質基準、製造における薬機法、排水基準及び製造に関する一般的な基準については、それぞれ該当する国内法を遵守すること。

書式変更：レベル 2

10-10 有害動植物防除

防虫防鼠には細心の注意を払い、化学薬品による汚染を防止し、環境負荷を軽減するためにも、構造的、物理的対策がとられていることを基本とする。

10-10-1 防虫防鼠は、構造的、物理的な対策を最優先とする。施設の構造を工夫すること及び害虫、害獣の発生源となる残渣の除去によって、侵入、発生を防ぐこと

書式変更：レベル 2

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

物理的な対策として以下の方法を認める。

- ・物理的トラップ（粘着式、機械的等）
- ・音及び超音波
- ・誘導灯
- ・紫外線
- ・温度管理

10-10-2 § 10-10-1 によって、効果があげられない場合、オーガニックコスメの製造中又は、施設内で有機原料・製品が取り扱われている場合は、「有機加工食品の日本農林規格」[別表附属書 2 に挙げられる薬剤表 C.1-薬剤](#)のみ使用できる。これらの薬剤によって製造加工施設、機械類、原料及び製品倉庫等の有害動植物防除を行う場合は、有機品の汚染防止対策として以下の条件を遵守すること。また、汚染の危険性が指摘された場合には、残留検査を行い、JONA へ報告すること。

- 散布・空間噴霧する場合は、原料・製品に接触する施設の洗浄を行い、薬剤を除去した後に、有機品の製造を開始すること。
- 薬剤を設置する場合は、薬剤が原料・製品・施設に接触しないように管理すること。
- 農薬登録されている薬剤の使用は、登録された使用方法のみに限定する。

10-10-3 オーガニックコスメが製造されていない、又は、有機原料が施設内に保管されていない場合で、[別表附属書 2 の薬剤「有機加工食品の日本農林規格」表 C.1-薬剤](#)のみで効果が得られない場合は、それ以外の薬剤も使用することができる。汚染防止対策は以下を目安とし、使用する薬剤に関する情報（使用方法、使用量、残効性等）を入手し、それに応じた対策を講じること。

- 散布する場合、原則として、散布から 72 時間以上経過した上で、原料・製品に接触する施設の洗浄を行い、薬剤を除去した上で、オーガニックコスメの製造、又は、取り扱いを開始する。
- 空間噴霧する場合、原則として、噴霧から 120 時間以上経過した上で、原料・製品に接触する施設の洗浄を行い、薬剤を除去した上で、オーガニックコスメの製造、又は、取り扱いを開始する。
- 設置する場合、オーガニックコスメの製造を開始する前に撤去すること。殺鼠剤の使用は原則的に禁止する。

10-10-4 § 10-10-3、10-10-4 において使用する薬剤の安全データシート（SDS）、使用場所、使用時期、使用目的、薬品の使用に関する責任者を明確に提示すること。

汚染防止のためにも、すべての製造工程において、有機原料は明確に区別、識別し管理すること。

10-11 包装資材

包装資材は、それ自体から製品等を汚染する危険性がないこと。また、環境に負荷を与える資材、使用方法等は避けること。

10-11-1 包装資材は、それ自体からの化学物質及び金属等の内容物への移行、混入及

書式変更：レベル 2

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

び汚染等がないような物質で作られたものを使用すること。

10-11-2 包装資材は、コスメの包装に適したものが選択されていること。

10-11-3 包装資材等に関する安全データシート (SDS)、実物サンプル、製造方法説明書等の情報を、申請時に JONA へ報告すること。

10-11-4 過剰な包装は避け、環境への負荷を軽減すること。

10-11-5 包装資材、梱包用のダンボール、麻袋等を再利用する場合、オーガニックコスメ専用のもののみを使用し、非有機品との併用又は流用を避けること。

10-11-6 包装資材に使用するインクや接着剤は、人体および環境に配慮したものを使用すること。

10-11-7 包装資材には、リサイクル可能な材料が使われることが望ましい。

10-12 表示区分および原材料使用割合の計算

書式変更: レベル 2

10-12-1 コスメは種類により特徴的なものが多いことから、以下の 2 つを表示基準とする。

●オーガニックコスメ (Certified Organic Cosmetics) :

水、加工助剤を除く配合時重量のうち、95%以上が有機原料であり、それ以外は非有機農畜水産物由来原料、鉱物および鉱物由来原料、有機加工食品の JAS 規格で使用が許可されている添加物である。

●メイド ウィズ オーガニックコスメ (Made with Organic Cosmetics) :

以下の 1, 2 のいずれかを満たすこと。

1. 水、鉱物および鉱物由来原料、加工助剤を除く配合時重量のうち、95%以上が有機原料であり、それ以外は非有機農畜水産物由来原料、有機加工食品の JAS 規格で使用が許可されている添加物である。

2. 水、加工助剤を除く配合時重量のうち、70%以上 95%未満が有機原料であり、それ以外は非有機農畜水産物由来原料、鉱物および鉱物由来原料、有機加工食品の JAS 規格で使用が許可されている添加物である。

10-12-2 当該商品象徴する原料においては、その割合にかかわらず有機原料を用いること。

10-12-3 鹼化の為に使用する水酸化カリウム及び水酸化ナトリウムは、石鹼の製造上必要不可欠であることから、配合割合の計算から除外することができる。

10-12-4 生鮮状態のように水分を含んだまま原料となる場合は、その状態の重量で算出すること。

10-12-5 使用する有機加工原料に含まれる非有機原料の重量は、有機原料としてカウントしない。

10-13 商品表示

書式変更: レベル 2

10-13-1 使用しているすべての成分の表示は、公的規則に基づき使用したすべての成分の名称(用途)を正しく表示すること。

10-13-2 有機原料の割合表示は、任意とする。表示する場合は、有機原料割合の算出根拠を明示し消費者に誤解を与えないようにすること。

10-13-3 オーガニックコスメに関する広告等は該当する国内法 (医薬品等適正広告基

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

準)を遵守すること。認証製品への JONA に関する記述、協会名やロゴマークの使用は認証事業者のみに許可される。ただし、EC サイト販売などで認証製品の写真などにより二次的にロゴマーク等を使用する場合はこの限りではない。使用にあたっては消費者に誤認を与えないよう正しい情報を提供すること。また、販売を目的としない認証制度の説明などでロゴマーク等の使用を希望する場合は JONA へ届出ること。

10-13-4 明確な根拠なく、肌等の人体への作用が一般品より有効性・安全性が高いことを謳うことは認めない。

10-13-5 商品の品質保持に関する安全性に配慮し、品質保持に関する方法を取扱者に適切に伝達すること。

10-14 記録の作成と保管

書式変更：レベル 2

原料入荷時、保管、輸送過程、製造・精製工程、包装資材、製品保管及び出荷時、在庫管理、衛生管理等の各段階において、オーガニックリスクが排除されていることが確認できるシステムが確立され、遵守されていることが必要である。

10-14-1 製造にあたっては、原料から最終製品までの区分管理が管理記録等で明確であること。最終製品にどの原材料が使用され、どのような非有機原料又は添加物が加えられたのか、どのような保管状況にあったのか等の確認ができるシステムが確立されていること。

10-14-2 § 10-14-1 を確認するために、原材料から最終製品に至るまでの区分管理は、ロット番号の付与などで行うこと

10-14-3 同一の製造施設、機械類によって有機とそれ以外のコスメが製造される場合、その区別を明確にする管理システムを構築していること。

10-14-4 原材料、輸送業者、保管先、製造工程、製造場所、販売先等の変更で生産工程が変わる場合、必ず JONA 事務局へ事前に報告すること。変更の内容によっては、再度申請及び検査を実施する場合がある。

10-14-5 トレーサビリティに関する記録は、出荷の日から最低 5 年保管すること。

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。
網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。
点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。
 網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。
 点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

コスメティクスの物質リスト

別表 1

使用許可物質 有機加工食品の日本農林規格 ~~別表 附属書 1 (食品添加物) 表 A.1-1~~ 添加物 に準ずる。

INS 番号	有機加工食品の日本農林規格 別表 附属書 1 表 A.1-1 <u>添加物</u>	基準
330	クエン酸	
331 iii	クエン酸ナトリウム	
296	DL-リンゴ酸	
270	乳酸	
300	L-アスコルビン酸	
301	L-アスコルビン酸ナトリウム	
	タンニン (抽出物)	
500 i	炭酸ナトリウム	
500 ii	炭酸水素ナトリウム	
501 i	炭酸カリウム	
170 i	炭酸カルシウム	
503 i	炭酸アンモニウム	
503 ii	炭酸水素アンモニウム	
504 i	炭酸マグネシウム	
508	塩化カリウム	
509	塩化カルシウム	
511	塩化マグネシウム	
	粗製海水塩化マグネシウム	
524	水酸化ナトリウム	
525	水酸化カリウム	
526	水酸化カルシウム	
334	L-酒石酸	
335 ii	L-酒石酸ナトリウム	
336 i	L-酒石酸水素カリウム	
341 i	リン酸二水素カルシウム	
516	硫酸カルシウム	
400	アルギン酸	
401	アルギン酸ナトリウム	
407	カラギナン	
410	カロブビーンガム	
412	グアーガム	
413	トラガントガム	
414	アラビアガム	
415	キサントガム	
416	カラヤガム	
	カゼイン	
	ゼラチン	

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

440	ペクチン	
	エタノール	
307b	ミックストコフェロール	
322 i	レシチン（植物レシチン、卵黄レシチン、分別レシチン）	漂白処理をせずに得られたものに限る。
553 iii	タルク	
558	ベントナイト	
559	カオリン	
	ケイソウ土	
	パーライト	
551	二酸化珪素	
	活性炭	
901	ミツロウ	
903	カルナウバロウ	
	木灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものから化学的方法によらず製造されたものであること。
	香料	化学的に合成されたものでないこと。
941	窒素	
948	酸素	
290	二酸化炭素	
	酵素	
	一般食品添加物	
	次亜塩素酸ナトリウム	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。 <u>農産物の加工品に使用する場合 [食塩水 (99 %以上の塩化ナトリウムを含有する食塩を使用したものに限る。)] 又は食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。</u>
	次亜塩素酸水	農産物の加工品に使用する場合 (食塩水を電気分解して得られた次亜塩素酸水を使用する場合に限る。) <u>又は食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒若しくは卵の洗浄に使用する場合に限ること。</u> 農産物の加工品に使用する場合又は食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒若しくは卵の洗浄に使用する場合に限ること。
297	フマル酸	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。
365	フマル酸一ナトリウム	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

	オゾン	農産物の加工品に使用する場合（食塩水を電気分解して得られた次亜塩素酸水を使用する場合に限る。）又は食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒若しくは卵の洗浄に使用する場合に限ること。
--	-----	---

使用を禁止する物質の例：

- ・ 鉱物油および石油由来製品、フェノキシエタノール、第二リン酸ナトリウム、ベンジルアルコール、デビトロ酢酸及びその塩、化学合成された安息香酸およびその塩剤、テトラナトリウムグルタミン酸二酢酸、プロピオン酸及びその塩剤

別表 2

病害虫の防除に使用する薬剤

有機加工食品の日本農林規格 別表附属書 2 表 C.1-薬剤	基 準
除虫菊抽出物	共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
ケイソウ土	
ケイ酸ナトリウム	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
重曹	
二酸化炭素	
カリウム石鹼（軟石鹼）	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
エタノール	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ホウ酸	容器に入れて使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
フェロモン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
カブサイシン	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。

(注) 薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。
 網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。
 点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

§9 §11 オーガニックレストラン認証基準

書式変更: 左揃え

《JAS 認証》《JONA 独自認証》

オーガニックを取り扱うレストランは、数多の人々がオーガニックと出会うことができる貴重な場である。単に料理を楽しむにとどまらず、農家とシェフ、そして来店者がオーガニックを囲んでコミュニケーションすることが理想である。

本基準は、最終目標をオーガニックレストランに据えつつ、端緒の取り組みについてもオーガニックフレンドリーとして積極的に評価し、全体としてオーガニックの底上げを図る構成になっている。よって各レストランは、必須基準を満たすことでオーガニックフレンドリー認証を取得でき、さらに推奨基準に取り組むことでオーガニック認証に向けステップアップすることができる。

11-1 認証対象、評価

書式変更: レベル 2

11-1-1 …(認証対象)…

- ・ 認証の対象はレストランをはじめ、ケータリングサービス、惣菜店、給食など有機食品を調理し、消費者に提供するすべての事業者とする。

11-1-2 …(評価)…

- 下記 11-2 以降の必須基準を満たし、さらに推奨事項に高い適合性を示すものに対し、「オーガニックレストラン認証」を授与する。
- 下記 11-2 以降の必須基準を満たし、さらに推奨事項への取り組み意欲があるものに対し「オーガニックフレンドリーレストラン認証」を授与する。
- 認証申請者は推奨基準の到達度合に応じたポイントが付与され、このポイントの合計で下表の認証カテゴリおよび星の表記を決定する。推奨基準到達度合のポイントは 1 推奨項目 2 ポイントとするが、食材については使用割合に応じてポイントを付与する。【11-1-3 有機食材使用割合ポイント表参照】
- ポイントの合計に応じた星 (★) の数を認証書に記載する。

認証カテゴリ	ポイントの合計	星の表記
上級オーガニックレストラン	50 以上	★★★
中級オーガニックフレンドリー	21~49	★★☆
初級オーガニックフレンドリー	0~20	★☆☆

- JAS 認証の場合、本基準 § 11-1-1、11-2-1①⑥、11-2-3、11-2-6 (下線なし部分のみ)、11-8-1 の適合性 (下線なし部分のみ) により、評価する。

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。
 網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。
 点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

11-1-3 (有機食材使用割合ポイント表)

- 有機食材
 各食材カテゴリーにおいて使用される食材のうち有機食材が占める割合に応じて以下のポイントを付与する。(11-2-2 参照) (割合については、小数点以下を切り捨てる。)
 畜産物・水産物の取扱いがある場合は表 1、畜産物・水産物の取扱いがない場合は表 2 でポイントを付与する。

【表 1：畜産物または水産物の取扱い事業者の場合】

有機食材の割合		0~29%	30%~49%	50%~69%	70%~89%	90%~99%	100%
食 材 カ テ ゴ リ の ポ イ ン ト	農産物	2	3	6	10	15	24
	畜産物	2	3	6	10	15	24
	水産物	2	3	6	10	15	24
	加工品	2	3	6	10	15	24

【表 2：水産物の取扱いがない事業者の場合】

有機食材の割合		0~29%	30%~49%	50%~69%	70%~89%	90%~99%	100%
食 材 カ テ ゴ リ の ポ イ ン ト	農産物	5	6	10	15	20	30
	加工品	5	6	10	15	20	30

機
材

各食材カテゴリーにおいて使用される食材のうち、本基準 11-2-3 に定める次善の非有機食材が占める割合に応じて以下のポイントを付与する。(11-2-3 参照) (割合については、小数点以下を切り捨てる。)

11-2
材と
メニュー
11-2-1

次善の非有機食材の割合		0~29%	30%~49%	50%~69%	70%~89%	90%≤
食 材 カ テ ゴ リ の ポ イ ン ト	農産物	1	2	3	4	5
	畜産物	2	3	6	8	10
	水産物	2	3	6	8	10
	加工品	1	2	3	4	5

書式変更：レベル 2

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

- ① 本基準に定める有機食材は、有機 JAS 格付品または有機 JAS 格付対象外品については第 3 者から有機認証されたものとする。
- ② 非有機の食材を使用する場合、「遺伝子組み換え表示義務食品と、油、醤油」については裏面の原材料表示に、「遺伝子組み換えでない」と表示された食材を使用すること。尚、油、醤油については表示義務がないので、できるだけ有機の食材を使用することが望ましい。また非有機食材の選定において、より本基準の主旨に沿うものを優先的に選択すること。
- ③ 食品添加物を使用する場合、有機加工食品の日本農林規格 [別表附属書 1 表 A.1-1 添加物](#) にあり、その使用は必要最低限であること。
- ④ 使用する水は食品製造用水であること。化学的な方法を用いて処理された水は使用することができない。
- ⑤ 使用する塩は国内法の基準に適合したものであれば使用できる。食塩については、旨味調味料、食品添加物、各種ミネラル（海水や岩塩から得られた天然のにがりを除く。）などを添加した添加物塩は使用不可とする。
- ⑥ JAS 認証の場合は有機食材の配合割合 80%以上の料理が 5 品以上あること。JONA 独自認証の場合は有機食材が 95%以上の料理が常時 1 品以上あること。ただし、当該料理では、同一品目の有機食材と一般食材を混入させないこと。一時的に有機料理の提供ができない場合はその間顧客にその旨情報提供しなければならない。

11-2-2 (推奨)

- 使用する有機食材の割合を高めていくこと。【11-1-3 有機食材使用割合ポイント表参照】
- 入手可能な限り地場の食材を使用すること。
- 食材は旬のものを優先すること。

11-2-3 (次善の非有機食材)

やむを得なく非有機食材を使用する場合は、環境への負荷を低減した食材を使用することが奨励される。例として、以下の食材が推奨される。【11-1-3 有機食材使用割合ポイント表参照】

- ① 農産物
 - 農薬や化学肥料を使用せずに栽培されたもの。
- ② 畜産物
 - 【以下すべてを満たすこと】
 - 遺伝子組み換え由来の飼料を供与していない。
 - 家畜が自由に動けるスペースがある。
 - 要診察医薬品、抗生物質を投与されていない。また、投与されていても認めるが休薬期間を 2 倍設ける。
- ③ 水産物
 - 【天然物の場合、以下いずれかを満たすこと】
 - 資源量に配慮した漁業より漁獲されたもので第 3 者認証をうけたもの。
 - 従来の漁獲方法と比較し、特に資源や環境に配慮した漁法と評価される。

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

漁法により漁獲されたもの。(評価は毎年 JONA 基準委員会で評価する)...

- これまで投棄されていた混獲魚や駆除対象となった外来魚介類...

【養殖物の場合以下いずれかを満たすこと】

- 非遺伝子組み換えの飼料で養殖されたもの。(もともと遺伝子組み換え由来の飼料を使わない場合は評価しない。第三者認証は必要としないが、文書で非遺伝子組み換えであることを証明する必要あり)...
- 抗菌性物質不使用の養殖で第三者認証をうけているもの...
- 資源量に配慮した養殖で第三者認証をうけているもの...
- 従来の養殖方法などに比べて、環境に配慮した取組を導入し養殖していると評価される養殖物。(例：複合養殖、酸処理していない海苔など。評価は毎年 JONA 基準委員会で評価する)...

④ 加工品

- 有機食材を原料として本基準 §9 に準じて製造されたもの...

11-3 調理法

11-3-1 (必須)

- 調理法は物理的または生物的な方法で調理すること。物理的な調理方法とは加熱(ガス、電気(電子レンジ含む)、炭等)、冷却、蒸煮、粉碎等を指し、生物的な調理方法とは発酵等を指す。調理は本基準 9-3 を満たすこと...
- 食材が化学的な合成された薬剤、洗剤等で汚染されないように管理すること。保管及び輸送上使用される資材(パレット等)、機械類(フォークリフト等)...

書式変更: レベル 2

11-4 食器・包装材

11-4-1 (必須)

- 食器や包材については、清潔でそれ自体からの化学物質及び金属等の内容物への移行、混入及び汚染等がないような物質で作られたものを使用すること...

11-4-2 (推奨)

- 過剰な包装は避け、環境への負荷を軽減すること...
- 食器、包材はリユースすること。または、リサイクル可能な材料が使われること...

書式変更: レベル 2

11-5 衛生管理、施設、空間

11-5-1 (必須)

- 施設、器具は適切に清掃・洗浄すること...
- 施設内の防虫防鼠は物理的防除を基本とすること。これでも効果がない場合、有機加工食品の日本農林規格「別表附属書 2-表 C.1-薬剤の薬剤」を使用することができる。「別表附属書 2-表 C.1-薬剤」以外の薬剤を使

書式変更: レベル 2

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

用する場合、その薬剤が有機食材を汚染しない対策をとること。

11-5-2 (推奨)

- 施設や器具にホルムアルデヒド等の人体に悪影響を与える可能性がある物質の使用がないかを確認すること。
- 店内で使用する繊維製品は、オーガニック繊維を積極的に使用すること。
- バリアフリーの施設を目指した取り組みを持つこと。
- HACCP の視点を取り入れた衛生管理が望ましい。

11-6 廃棄物、環境

書式変更: レベル 2

11-6-1 (必須)

- 国、地方自治体の取り決めに基づいた廃棄物処理を行っていること。
- 事業者は省エネや省資源の取り組み計画を策定し、実施すること。

11-6-2 (推奨)

- 提供する食品は、廃棄物が最低限になるように量や調理法を工夫すること。また、客に対して、極力食事を残さないように呼びかけること。
- 廃棄物や副産物については、可能な限り堆肥化や飼料化などの方法で生産現場に返すこと。
- 洗剤や薬剤などは分解しやすいものを選択すること。

11-7 労働環境

書式変更: レベル 2

11-7-1 (必須)

- スタッフに対して、有機食品の取り扱いや調理に関する十分な教育、訓練を行い、消費者からの問い合わせに十分に答えられるようにすること。

11-7-2 (推奨)

- 本オーガニック基準 14-2 に示す社会正義に関する事項を満たすこと。

11-8 消費者とのコミュニケーション

書式変更: レベル 2

11-8-1 (必須)

- 本認証の認証書を店内で掲示すること。
- 食材について説明（生産者、作り方、有機農法等）をメニュー等に表示すること。
- 消費者に誤認を与える可能性のある表示を極力避けること。

11-8-2 (推奨)

- レストランおよびその関連施設で、オーガニック製品を消費者に販売できること。
- JAS 認証においては、有機料理に占める有機食材の割合は記号により表示できる。この場合、記号は次の事項を満たさなければならない。
 - a) 有機食材の配合割合と対応する表 1 の区分に応じた記号の数を適用
 - b) 大きさ、形状及び配色の統一

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。
網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。
点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

c) 記号の数が示す有機食材の配合割合の表示

表 1 有機食材の割合の区分に応じた記号の数

区分	記号の数
95%以上	4 個
80%～95%未満	3 個
50%以上 80%未満	2 個
50%未満	1 個

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。
網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。
点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

§10 §12 保管・輸送・取扱認証基準

《JAS 認証》《JONA IFOAM 認証》《JONA 独自認証》《EU 認証》

有機食品を取り扱う全ての事業者は、有機食品の信頼性確保のため、保管等施設、輸送、流通等のプロセスについて、認証を取得すること。JONA の有機認証マークが付いた有機農産物、畜産物、水産物及び製造加工食品を搬入し、販売、保管、輸送する場合、他の一般品と明確に区別できる方法で取り扱い、化学薬品等の汚染がないように管理すること。本 § 12 に定める基準は、委託保管、委託輸送等に限らず、自社保管、自社輸送等における管理方法等にも適用される

12-1 保管・輸送・取扱上申請を必要とする場合

- 生産者の農産物保管用倉庫、製造加工業に付帯する倉庫、及び有機食品の輸送、取扱については、それぞれ有機農産物認証基準、及び食品製造加工認証基準等に準じて認証プログラムを実施する。ただし、以下の細目に該当する場合は、それぞれ「倉庫・輸送業認証」及び「食品取扱業認証」を受けること。また、JONA 独自認証では認証をうけることが望ましい。
- 12-1-1 有機認証マーク付き原料、及び有機食品の小売、卸売業務を専門とし、有機食品に係わる製造加工等（再包装、切断等の簡単な作業も含む）を一切行わない場合、「食品取扱業認証」の申請を行うこと。また、JONA 独自認証では申請を行うことが望ましい。
 - 12-1-2 有機食品の生産、製造、及び保管は行わないが、物流を行う上で所有権を持つ場合、「食品取扱業」の申請を行うこと。また、JONA 独自認証では申請を行うことが望ましい。
 - 12-1-3 生産圃場及び製造加工施設等に付帯する直売所等は、「食品取扱業認証」を必要としない。また、JONA 独自認証では申請を行うことが望ましい。
 - 12-1-4 倉庫保管業務を専門とし、認証品目に係る製造加工等（再包装、切断等の簡単な作業も含む）を一切行わない場合、「倉庫・輸送業認証」の申請を行うこと。また、JONA 独自認証では申請を行うことが望ましい。
 - 12-1-5 輸送業務を専門とし、有機食品の輸送専用手段（車両等）の認証を希望する場合も、「倉庫・輸送業認証」の申請を行うことが望ましい。また、有機食品の生産、及び製造は行わないが、物流を行う上で、保管する施設を持つ場合、「倉庫・輸送業認証」の申請を行うこと。また、JONA 独自認証では申請を行うことが望ましい。
 - 12-1-6 一般的な最終小売業者の認証は、有機食品の包装にまったく手を加えない場合、とくに必要としない。ただし、包装の開封、再洗浄等の作業が行われる場合には、小分け業として、認証の申請を必要とする。
 - 12-1-7 有機食品に記載される販売業者は、JAS マーク以外の表示を行う場合、「食品取扱業」の認証を申請しなければならない。
 - 12-1-8 認証を必要としない輸入者、販売者等から製品製造を受託する場合、商品パッケージに該当する輸入者や販売業者名称のほかに、JONA の認証を受けている製造業者名称が判別できるように表示すること。

書式変更：左揃え

書式変更：レベル 2

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。
網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。
点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

12-2 取扱上の一般的注意点

書式変更: レベル 2

- 保管、輸送及び販売上、有機食品の取扱は他の一般品が混入しないように十分管理され、化学薬品等に汚染される危険性を排除すること。
- 12-2-1 有機食品が保管される場所、輸送手段、販売場所では、化学薬品等による害虫駆除、ネズミ対策等避け、可能な限り構造的、物理的対策を選択すること。ただし、構造的、物理的対策で効果がない場合は、本「JONA オーガニック基準」9-5-3、および、9-5-4 に定める有機食品への汚染防止策が適切に実施されていること。
- 12-2-2 有機食品は、時間的、空間的及び視覚的に、他の一般品と明確に区別して取り扱われなければならない。
- 12-2-3 有機食品と他の一般品との接触を避けること。
- 12-2-4 重大な汚染源となる場所の付近で有機食品の保管、輸送、販売等の行為を行わないこと。空気から汚染の危険が指摘される場合、残留化学薬品等の検査が要求される場合がある。
- 12-2-5 有機食品の取扱には細心の注意を払わなければならない。保管、輸送及び取扱中に水濡れ、梱包の破損等があった場合は、汚染の危険があるので有機食品として認められない場合がある。
- 12-2-6 EU 認証の場合、有機品は封を操作したり損なうことなしに中身がすり替えられたりすることができないように、適切に閉じられた包装、容器、車両で他の場所に運ばれること。その際、法律の定めるところに従い、かつ以下について表示されていること。
- ① 事業者の名称および住所、事業者と異なる場合は所有者または販売者の名称および住所
 - ② 認証機関の名称とコード番号
 - ③ ロット番号
- 12-2-7 EU 認証において、上記 12-2-6 に定められた容器、車両を適切に閉じることは次の場合には必ずしも行わなくてよい。
- ① 有機管理下にある事業者間の直接の輸送
 - ② 12-2-6 の必要表示事項の情報を記載した書類が製品に添付されている。
 - ③ 出荷する事業者と受け取る事業者の双方が輸送についての記録を残し、認証機関や監督官庁に示すことができる。

12-3 保管及び輸送方法

書式変更: レベル 2

- 保管場所（倉庫等）及び輸送手段（車両等）は、有機食品の取扱上適切な手段によって、浄化、清掃、消毒等を行うこと。原則としてくん蒸処理や化学薬品の使用は認めない。
- 12-3-1 保管及び輸送手段において、害虫並びに小動物対策には、物理的手段（トラップ、紫外線、誘導灯等）が選択されなければならない。

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

12-3-2 保管場所及び輸送手段に対して、「くん蒸に関する誓約書」及び「運搬車両の洗浄に関する誓約書」の提出が求められる場合がある。有機食品の取扱上、汚染防止の記録となるので、申請者は積極的に提出すること。

12-3-3 以下の特別な保管、貯蔵方法及び輸送手段は許可される。

- 冷蔵保管 ●飲料水で作った氷を用いた保存 ●保冷
- 二酸化炭素、窒素、酸素等のガスを使った貯蔵 ●冷凍

12-3-4 保管及び輸送上使用される資材（パレット等）、機械類（フォークリフト等）からの汚染防止対策が実施されていること。

12-3-5 保健所からの行政指導等の理由により、やむを得ずくん蒸処理や化学薬品を使用した場合、処理された有機食品は、その資格を失う。必ず一般品として取り扱うこと。

12-3-6 有機食品の所有者にあたるものは、輸送業者が独自に認証を受けていない場合、輸送時に有機性を保つ責任がある。

12-4 物流確認及び記録の作成と保管

有機食品の取扱を行う場合は、有機食品の入荷時、保管、輸送過程、出荷時、在庫管理、衛生管理等の各段階において、明確な区分管理が確認できるシステムが確立され、遵守されていること。

12-4-1 倉庫・輸送業及び食品取扱業の認証を得るためには、有機食品の受納から搬出に至るまで、管理記録が明確にされ、監査追跡を可能にしなければならない。有機食品が納入相手先又は販売先に渡るまで、責任を持って管理をすること。

12-4-2 前項を確認するために、入荷から出荷に至るまで、ロットナンバー管理が明確に行われること。

12-4-3 同一の倉庫内、及び輸送手段によって、有機とそれ以外の食品が取り扱われる場合、その区別を明確にする管理システムが実施されること。その際、空間的、時間的及び視覚的な区分が必要である。

12-4-4 有機食品に関する記録は、最低 5 年間保管しなければならない。（JAS を除く）

書式変更：レベル 2

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。
網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。
点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

§11 §13 認証表示／報告／禁止事項

《JAS 認証》《JONA IFOAM 認証》《JONA 独自認証》《EU 認証》

有機食品は、消費者への正確な情報提供を行うためにも、明確に区別され、表示されなければならない。

JONA は、生産行程管理者、製造業者、小分け業者、輸入業者だけでなく、最終販売者や中間業者（販売者、輸入者、等を含むブランドオーナー及び卸売業）等にも、商品の有機性を保持する義務があると考えられる。したがって、生産や製造、小分けに関与しない最終販売者や中間業者であっても、原則として JONA 食品取扱業認証を必要とする。

書式変更：フォント：太字

13-1 認証表示上の原則

13-1-1 JONA の認証マークは、①有機 JAS マーク(JONA 名称)、②JONA IFOAM 認証マーク、③JONA 独自認証マークの3種類に区分される。

①有機 JAS マーク(JONA 名称入り)

登録認証機関 JONA により、JAS 認証を受けた事業者が、有機 JAS 規格及び JONA オーガニック基準(IFOAM の要求事項を除く)に定められた方法で生産した有機食品に貼付する。「有機」と「転換期間中有機」を明確に区分して使用すること。

②JONA IFOAM 認証マーク

IFOAM Accredited 認証機関 JONA により、IFOAM Accredited レベルの認証を受けた事業者が、JONA オーガニック基準に定められた方法で生産した有機食品に貼付する。「転換期間中有機」の表示には、使用できない。JONA IFOAM 認証マークを貼付した食品には、当該製品の法的責任者を明記すること。

③JONA 独自認証マーク

第三者認証機関 JONA により、JONA 独自認証を受けた事業者が、JONA オーガニック基準(IFOAM の要求事項を除く)に定められた方法で生産した有機食品に貼付する。「有機」と「転換期間中有機」を明確に区分して使用すること。

13-1-2 JONA の EU 認証基準に定められた方法で認証事業者が生産した有機食品は EU 有機基準に則って「有機」と表示することができる。詳細は『有機食品を輸出する際の表示の手引き』を参照すること。

書式変更：スタイル5, タブ位置： 3.38 字(なし)

書式変更：インデント：左： 0 mm, 最初の行： 0 字

●有機農産物等(一次産品)の表示

13-1-3 JAS 法で指定農林物資に指定されている有機農産物等の一次産品には、農林物資ごとに定められた有機 JAS 規格・第5条簡条6に準拠した表示を行い、有機 JAS マークを貼付すること。同等性合意に基づいて同等国に有機 JAS 格付品を輸出する場合は、相手国の制度で定められた有機表示基準に準拠すること。同等性のない国で有機 JAS 格付品を有機品として輸出できる国の場合、相手国の表示基準に従う他農林物資ごとに定められた有機 JAS 規格・第5条簡条6に準拠した表示を行い、有機 JAS マークを貼付することが望ましい。

13-1-4 前記 13-1-2 のうち、IFOAM Accredited レベルに達している有機農産物等の一次産品には、有機 JAS マークに加え、JONA IFOAM 認証マークを貼付すること

書式変更：インデント：左： 0 mm, 最初の行： 0 字

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

ができる。ただし、「転換期間中有機」の表示には、使用できない。

13-1-5 JAS 法の指定農林物資に指定されていない農産物等の一次産品には、JONA 独自認証マークを貼付することができる。

●有機加工食品(酒類を含む)の表示

13-1-6 JAS 法で指定農林物資に指定されている有機加工食品には、農林物資ごとに定められた有機 JAS 規格・[第5条簡条6](#)に準拠した表示を行い、有機 JAS マークを貼付すること。同等性合意に基づいて同等国に有機 JAS 格付品を輸出する場合は、相手国の制度で定められた有機表示基準に準拠すること。同等性のない国で有機 JAS 格付品を有機品として輸出できる国の場合、相手国の表示基準に従う他農林物資ごとに定められた有機 JAS 規格・[第5条簡条6](#)に準拠した表示を行い、有機 JAS マークを貼付することが望ましい。

13-1-7 IFOAM Accredited レベルに達している有機加工食品には、JONA IFOAM 認証マークを貼付することができる。ただし、「転換期間中有機」の表示には、使用できない。JONA-IFOAM 認証マークを貼付した食品は、どの原材料が IFOAM 認証されたものか明記すること。また添加物は省略せずに記載すること。

13-1-8 JAS 法の指定農林物資に指定されていない有機加工食品(酒類を含む)には、JONA 独自認証マークを貼付することができる。

13-1-9 JONA の認証マーク付き原料を 70%以上 95%未満で使用している加工食品には、認証マークを貼付することはできない。ただし、裏面の説明書き等で「JONA 認証原材料使用」を表示することができる。

13-1-10 認証製品への JONA に関する記述、協会名やロゴマークの使用は認証事業者のみに許可される。ただし、EC サイト販売などで認証製品の写真などにより二次的にロゴマーク等を使用する場合はこの限りではない。使用にあたっては消費者に誤認を与えないよう正しい情報を提供すること。また、販売を目的としない認証制度の説明などでロゴマーク等の使用を希望する場合は JONA へ届出ること。

13-2 報告義務事項

JONA 会員及び認証事業者は、有機食品の販売、製造加工、取扱等において、さまざまな報告義務を負う。また、会員・非会員を問わず、パンフレット、宣伝広告等において JONA の協会名称、ロゴマーク、認証証明書等を無許可で使用してはならない。

13-2-3 JONA 会員及び認証事業者は、JONA 有機認証に関するパッケージ上の表現、表示等について、事前に JONA の表示審査を受けなければならない。また、取引先又は関係会社等が JONA の協会名称、ロゴマーク等を不正に使用しないよう留意すること。

13-2-4 JONA 会員及び認証事業者は、JONA の名称及びロゴマーク、有機 JAS マークが不正に使用されている事実を発見した場合、直ちに JONA へ報告すること。

13-2-5 商品のカタログ、パンフレット等に JONA の活動や組織、その認証プログラム、オーガニック基準等を紹介する場合、必ず JONA へ報告すること。

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

13-2-6 JONA は、有機 JAS 規格に関する格付表示、JONA の名称使用等に関する表示、表現などの確認作業及び審査等を行うが、他の法令に関する審査等に責任を負うものではない。

13-3 禁止事項

JONA 会員及び認証事業者は、消費者に誤解を招くような行為、優良誤認にあたる表示を行ってはならない。

13-3-1 JONA 会員及び認証事業者は、JAS 法、食品衛生法、その他の関連法規に反した行為を行ってはならない。また同様に、虚偽の報告や証言、認証申請と異なる行為、JONA との基本契約及び認証プログラムに反する行為を行ってはならない。

13-3-2 JONA より発行された「有機認証証」を、有機食品以外のものを販売する際に使用してはならない。

13-3-3 本 13-3「禁止事項」に違反した場合、直ちに JONA 紛争処理規程を適用する（有機 JAS 認証については、関係省庁に報告）。社会的責任が重い場合は、JONA からの除名処分、損害賠償等が課せられることもある。

13-3-4 有機食品認証、及び JONA の権威を著しく損なう表現、表示及び偽りの販売行為を行ってはならない。

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。
 網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。
 点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

§ 14 付帯項目

14-1 生物の多様性

0-4 <<JAS 認証>><<JONA IFOAM 認証>><<JONA 独自認証>>

有機農業は、本来農業に備わる自然循環機能を最大限に活用し、周辺への環境負荷をできるだけ低減したものでなければならない。そのため有機農業の関連施設は、周辺の環境を破壊、汚染するものであってはならず、その存在によって、自然環境の豊かさを提供できるように、生物の多様性や景観の保持に留意すること。

14-1-1 JONA 会員及び認証事業者は、関連する生産施設、製造施設等において適切な環境保全に努めなければならない。

14-1-2 適切な環境保全を実施するためには、以下に留意すること。

- 荒地や山林、湿地等のみだりに開墾、開発しないこと。保護価値の高い地域の開墾・破壊は禁止する。5 年以内に保護価値の高い地域を開墾した土地にある圃場は JONA-IFOAM 基準に適合していると見なさない。
- 地域の基本的地形を活用し、地形に適した作物を選択すること。
- 適切に森林や樹木を保護すること。
- 生産施設等は、廃棄物、排煙、汚水等の処理を適切に実施すること。
- 防風林や被覆植物等を適切に配置し、必要最小限の耕うん、等高線耕作、土壌侵食を防止し、表土の流出を最小限にすること。
- 資材の使用量及び種類は、必要最小限に留めること。
- 圃場の植物を焼くことによる土づくりは、病気の蔓延の抑制、種子発芽の促進、処理しにくい残渣の除去など例外的な場合にのみ認められる。
- 水資源を使い過ぎないこと。水質を守ることに努め、可能であれば雨水のリサイクルや採水状況の観察すること。

14-1-3 地域の生態系に貢献するためには、以下に留意すること。

- 生産施設等は、山林や樹木等と連結していること。
- 生産施設等は、湿地や河川、湖沼等と連結していること。
- 生産施設等の畦畔、休耕地、周辺は、豊かな自然環境を提供していること。
- 生産圃場には、粗放的な自然環境を 10%以上確保すること。
- 生産圃場は、すべての動植物の保護を可能とする環境にあること。

0-5 14-2 社会正義

<<JONA IFOAM 認証>><<JONA 独自認証>>

有機食品の生産、製造、取扱等は、反社会的な行為によってはならない。生産や製造等に従事する者が、不当に差別されることがないように、管理責任者は留意すること。

14-2-1 JONA 会員及び認証事業者が、作業の従事者に不当な労働行為を強要した場合、不当な差別を行った場合は、会員の除名及び認証の取消しをする。

14-2-2 会員は雇用の際に、以下の条項を適切に実施すること。

- その地域の雇用条件に合致した賃金で雇用契約を結ぶこと。
- 国や地方自治体の定めた社会保険制度の事業者負担分を、正しく負担すること。

書式変更: 強調斜体
 書式変更: 見出し 1
 書式変更: スタイル5, アウトライン番号 + レベル : 2 + 番号のスタイル : 1, 2, 3, ... + 開始 : 1 + 配置 : 左 + 整列 : 0 mm + インデント : 0 mm
 書式変更: 行頭文字または番号を削除

書式変更: 左揃え

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

- と。
- 国籍、学歴、性別、出身地、宗教等に基づく差別をしないこと。
 - 研修目的でくる外国人を不当な低賃金で雇用しないこと。
 - 雇用条件、作業環境等につき被雇用者の苦情、訴えを考慮し経営すること。
 - 児童が労働する場合は、危険な仕事をさせず、児童は成人の監督または法的な保護者の許可を受けること。また、教育の機会を与え、労働が精神的、社会的、肉体的な成長を妨げないこと。
 - 従業員、供給業者、生産農家や契約者に連携、組合の結成、集団的な交渉をする自由を保障すること。権利を妨害してはならない。
 - 強制労働させたり、賃金や書類などによって圧力をかけてはならない。
 - 停職・解雇の前に事前に警告する仕組みを含む懲戒手順を保持すること。解雇された者にその理由について詳細な説明を行うこと。
 - 従業員が 6 日連続で勤務したら少なくとも 1 日休みを保障すること。契約時間あるいは国や地方自治体の法規制を超えて勤務させてはならない。時間外勤務は追加の支払いか代休により報いなければならない。
 - 病気または治療が必要な従業員を働かせてはならない。また病気で仕事を休んだことにより従業員を処罰してはならない。
 - 正社員、臨時従業員に対し理解できる言語と方法で雇用条件を書面で提供し、その条件を順守すること。雇用条件は少なくとも以下について明記しなければならない。
 - 賃金
 - 支払頻度と方法
 - 勤務地、職務内容、勤務時間
 - 組合の結成の自由
 - 懲戒手順
 - 安全衛生手順
 - 超過勤務の資格と条件、有給休暇、病気手当、産休・育休その他手当
 - 従業員が雇用を解除できる権利
 - 雇用期間が 6 日未満や、不測の事態に対応するために緊急で雇用する場合は口頭で契約条件に合意しておくこと。
 - 10 人以上の従業員がいる場合、書面で雇用規程を保持し、13-2 で定められた基準をすべて遵守していることがわかるよう記録しなければならない。
- 14-2-3 生産施設、製造施設等において、適切な作業環境を維持し、提供すること。作業環境は、作業員の安全性を第一義に保たなければならない。
- 14-2-4 作業環境には、以下のことを留意すること。
- 生産及び加工等の施設は、照明や告示等により危険箇所を回避できるように配慮し、作業者の安全を確保すること。
 - 騒音、粉塵、空気の循環、過度の温度変化等に対する適切な対策を実施し、作業者の負担を軽減すること。
 - 化学物質、放射線等の暴露対策を適切に実施し、作業者の安全性を確保すること。

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

- 作業員に対し、適切な安全教育及び訓練を実施すること。
- 飲料水が十分に確保されていること。
- 居住する従業員に対し、居住用住宅や飲料水、衛生・調理設備、基本的な医療へのアクセスを提供しなければならない。家族も居住する場合、家族が基本的な医療を受けられ、子どもたちが学校に通うことができる環境を提供すること。

14-2-5 土着の土地の権利を侵害してはならない。

書式変更: スタイル6, インデント: 左: 0 mm

0-614-3 他の認証機関の評価

《JAS 認証》《JONA IFOAM 認証》

JONA は認証の対象範囲を全世界としている。そして JONA は、環境の保全や食品の安全性確保、正しく有機認証を確立するためにも、多くの認証機関等と信頼関係を築く必要があると考える。JONA は、多くの認証機関と連携し、相互の情報交換、信頼性の確立をすすめるものである。

14-3-1 JONA は、すでに他の認証機関により認証を受けている外国の生産行程管理者、製造業者、小分け業者の有機 JAS 認証を実施する場合、他の認証機関の評価を実施する。

14-3-2 上記 14-3-1 のうち、すでに他の認証機関により認証を受けている外国の生産行程管理者、製造業者、小分け業者を、有機 JAS 制度に基づいて、JONA が認証する場合は、JONA と当該認証機関との間に、検査データの交換手順、守秘義務、相互の情報交換、当該申請者の情報提供、結果の報告義務、発生する費用の分担、免責事項、紛争解決手順等にかかわる「検査代行契約」が結ばれていなければならない。検査代行契約の詳細は、別途「検査代行契約文書」に定める。

14-3-3 JONA と、当該認証機関との間に結ばれる検査代行契約は、双方の合意のもとに策定される。検査代行契約は、本来 JONA が実施すべき外国における生産行程管理者、製造業者、小分け業者の検査を、当該認証機関が JONA に代わって実施するものであり、検査及び認証にかかわる一切の情報が、JONA に提供されるものでなければならない。

14-3-4 JONA が、外国の有機 JAS 認証を実施する場合には、JONA は検査代行契約の締結を第一とし、次に他の認証機関の検査データ及び認証にかかわる情報を評価し、認証の可否を判定する。検査代行契約の締結手順と、他の認証機関の検査データ及び認証にかかわる情報の評価、判定は以下の手順で実施される。

- JONA は、外国の生産行程管理者、製造業者、小分け業者を認証している認証機関が、

- ① IFOAM の認証を受けた団体であること
- ② ISO17065 の認証を受けた団体であること
- ③ 当該国の政府機関により、認証機関として許認可を受けていることを確認する。

- 上記のうち①については、IFOAM の ACB (Accredited Certification

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

Bodies) の相互承認プログラムに基づいて、検査代行契約を速やかに締結するよう、JONA より当該認証機関に働きかける。

- 上記のうち②及び③の場合は、JONA は当該認証機関の基準、認証プログラム等の関連書類を入手する。この場合、JONA の認証取得を希望する事業者が、同書類を手配するものとする。これらの書類は、英文又は中国文でも可とする。
- JONA は、入手した他の認証機関の基準、認証プログラム等の書類を、JONA の「オーガニック基準」「認証プログラム」及び、有機 JAS 認証制度の「有機 JAS 規格」「認証の技術的基準」に照らし、検査代行契約の締結相手として、当該認証機関が十分な能力を持つかどうか、検討し判断する。
- 検査代行契約の相手としての評価は、その認証機関に対する外部監査の有無、認証機関としての実績等を加味する。
- JONA は、上記の手順によって検査代行契約を締結した認証機関から、JONA の実施する有機 JAS 認証の取得を希望する事業者に関する、「検査レポート」「認証条件」「認証結果」「監査結果」等の情報提供を受ける。
- JONA は、提供された情報に基づいて、当該事業者が JONA 「オーガニック基準」「認証プログラム」及び、有機 JAS 認証制度の「有機 JAS 規格」「認証の技術的基準」に合致しているかどうか判定する。以下は、JONA の「認証プログラム」にしたがって、認証業務が実施される。
- 判定の結果は、JONA から検査代行契約を締結している当該認証機関、及び認証申請者の事業者に通知される。

14-3-5 JONA は、以下の基準に照し合せて、提携、契約等の関係を結ぶ認証機関を選択する。

- IFOAM の認証を受けた団体であること。
- ISO17065 の認証を受けた団体であること。
- 当該国の政府機関により、認証機関として許認可を受けていること。
- 当該認証機関の「基準」「認証プログラム」等の内容が、JONA の「オーガニック基準」「認証プログラム」及び、有機 JAS 制度の「有機 JAS 規格」「認証の技術的基準」と同等性があると認められること。
- 当該認証機関は、IFOAM、ISO 審査機関、当該国政府機関等によって、認証業務の外部監査を受けていること。
- 当該認証機関が、有機食品等の認証機関として、5 年以上の経験を有し、かつ 100 件以上の認証実績を有すること。
- 当該認証機関が、すでに JONA と検査代行契約を締結している認証機関と、業務提携等の契約を有すること（3 者間契約が締結できる条件にあること）。
- 当該認証機関が契約している検査員の教育、及び採用内容等が、国際的に評価できるものであること（ISO9000 の審査員、IFOAM 及び IOIA の検査員養成プログラムの修了者等）。

14-3-6 JONA 及び認証申請者は、本 14-3 の規定によって交わされた文書類、記録等を、3 年間保持すること。

14-3-7 JONA は、検査代行契約を締結した認証機関を、会報及び総会において、

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

JONA 会員に公表する。JONA 会員は委託事業者等の関係者に、JONA の検査代行契約認証機関等にかかわる情報を通知すること。

- 14-3-8 本オーガニック基準 9-2-1 に示された IFOAM の認可を受けている認証機関の IFOAM-Accredited のプログラムについて、JONA は当該原料の認証機関の IFOAM 認証の認可状況を、IOAS の場合は、認証機関データベースで、認証機関が IOAS 以外の認可機関で認可されている場合は、認証機関に連絡し、認可の証明書のコピーを入手して確認する。

書式変更：左揃え

0-714-4 使用物質等の評価

《JAS 認証》《JONA IFOAM 認証》《JONA 独自認証》《EU 認証》

JONA は、本「JONA オーガニック基準」 § 4～ § 10 で定める物質リストの改定に当たって、以下のような判断基準を持つ。物質リストに定める物質は、JONA 認証及び、JONA の実施する有機 JAS 認証への使用許可物質として、評価されたものである。

JONA は、基準委員会によって新たに評価された物質について、JONA 会員に発表する。

JONA 会員は、発表されてから 30 日の間に、当該物質に対する異議、質問を提出することができる。会員からの異議、質問に関しては、「物質リスト」追加訂正の手順に準拠して処理される。

書式変更：左揃え

- 14-4-1 物質リストに加えられる新規の物質は、全ての場合に以下の一般基準を満たすものとする。

- 本「JONA オーガニック基準」 § 4～ § 10 に示す有機的生産の原則に矛盾しないものであること。
- JAS 法で指定農林物資に指定されている有機農林物資については、農林物資ごとに定められる有機 JAS 規格・[第4条簡条5](#)・[別表附属書附属書](#)と整合するものであること。
- 予定される用途において当該物質の使用が必要不可欠であること。
- 当該物質の製造、使用及び廃棄が環境に対する悪影響の原因となり、又はそれに寄与するものではないこと。
- 人間又は動物の健康及び生活の質に及ぼす負の影響が最低限なものであること。
- 既に認められている物質では、量的又は質的に十分に代替されないこと。

- 14-4-2 JONA は、物質リストに定める個別の資材（商品）について適合性を確認することができる。資材の確認を申請できるのは、物質リストに定める個別の資材を製造する事業者である。適合性を確認した資材は、「内容確認済み資材」といい、当該資材を使用する認証事業者及び認証申請者は、当該資材に関する説明資料の提出を省略することができる。資材の確認の申請に関する手続きは、JONA 認証プログラムに定める。

0-814-5 検査項目・検出基準

書式変更：左揃え

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

《JAS 認証》《JONA IFOAM 認証》《JONA 独自認証》《EU 認証》

14-5-1 以下のような状態の時、認証プログラムを進める上で、JONA より申請者に対し、各種検査の実施を指示する場合がある。それぞれ、「検査項目・検出基準」を設定しているので、細目の指示に従うこと。「検査項目」として、実施すべき検査の内容と検査対象物質、「検出基準」として、超えてはならない基準値を設定している。

- 申請圃場および施設等に周囲からの汚染、使用される洗剤・薬品等の残留が強く懸念される場合、「残留化学物質検査」。
- 申請圃場に周囲からの農薬による汚染が懸念される場合、「残留農薬分析」。
- 申請圃場および施設等において、地下水、自然水（雨水は除く）等の使用、又は水道水の水質改善等を行っている場合「水質検査」。
- 扱っている農産物等が遺伝子組換え技術が確立された品目と同じである場合、「遺伝子組換え食品含有分析」。
- 天然の鉱物等を申請圃場および施設等に使用する場合、「成分分析」及び「重金属含有量分析」。
- 水産物の生産水域の「重金属含有量分析」。
- 輸送、及び倉庫保管時に、くん蒸、薬剤散布等による汚染が懸念される場合、「残留化学物質検査」。
- 温室栽培を実施する場合、塩類集積の状況、硝酸塩被害の防止を目的として、「電気伝導度及び塩類分析」。
- 水耕栽培を実施する場合、排水中の「塩類分析」。
- 野生植物を採取する地点では、「大気汚染分析」「土壌分析」及び「水質検査」。

14-5-2 JONA が残留農薬、遺伝子組換え等の分析を実施するのは、以下のような場合である。

- 申請圃場または食品から、農薬、遺伝子組換え等の禁止物質が検出されたとの情報提供があった場合。ただし、信頼に足る客観的証拠が提示された場合に限る。
- 30名以上の生産者で構成される生産行程管理者。
- 多品目を格付対象とする生産行程管理者／小分け業者。
- 有機農産物と一般慣行農産物を分離生産（特に並列生産）する生産行程管理者
- 頻繁に原材料を仕入れる生産行程管理者／小分け業者／輸入業者。
- 過去に疑義があった検査対象事業者。
- 出入庫の頻度が高い保管・輸送業者
- 社会的に注目度の高い農産物／加工食品の生産行程管理者。
- 前回調査で不適合があった事業者
- クレームがあった事業者

JONA は JONA-IFOAM 認証、COR 認証、EU 認証事業者について、上記項目に基づいてリスク分析を行い、汚染リスクが高い場合は分析を行う。

年間を通じて、JONA 認証事業者数の 3%（対象は JONA が選択）。EU 認証

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

事業者については 5%以上に対して分析を実施する。

14-5-3 検査対象及び検査項目は、JONA が決定する。検出された値については、食品衛生法第 13 条 3 項及び関連告示で定める基準値や、申請者の検出項目に該当する物質の使用状況、周囲からの汚染状況から総合的に評価する。

14-5-4 遺伝子組換え食品含有分析については、原則として検出されないこと。

14-5-5 検査項目は、食品衛生調査会の調査基準、食品衛生法、農薬取締法、肥料取締法等の関連諸法令により、上記以外にも適用される。

14-5-6 農薬等の分析には、参考として当該農産物等の生産地域の農業試験場、改良普及センターのデータが活用される。

14-5-7 検査項目は、検査対象によって基準委員会により決定される。

14-5-8 本規定に定められる残留農薬等の分析用サンプルは、原則として JONA が適当な技能を有すると判断した者があたる。

分析結果の活用

14-5-9 本規定に定める残留農薬等の分析により、JONA の定める検出基準値を超えた化学物質、重金属等が検出された場合、JONA は次の手順により対応する。

ア) 申請者が、当該物質を使用していないことを確認するため、当該農産物等の生産施設、土壌、環境等を調査する。また、JONA が必要と認めた場合は、認証事業者に対し、有機農産物等の出荷自粛を要請する。

イ) 原因が特定された場合、原因の改善を指示する。ただし、不正使用の場合は、本項エ)を適用する。

ウ) 原因が特定された場合、認証内容の変更（圃場の変更、施設の変更等）を実施する。ただし、不正使用の場合は、本項エ)を適用する。

エ) 原因が不正使用によるものと判断した場合、認証の取消し処分、所轄官庁への報告、その他必要な措置を実行する。

オ) 前記ア)～エ)の各段階において、JONA が必要と判断した場合は、当該農産物等の回収を指示する。

14-5-10 JONA は、本規定に定める残留農薬等の分析結果を、サンプリングを受けた認証事業者に対して開示する。

肥料総投入量

14-5-11 生産行程管理者は、有機認証対象圃場が、窒素過多の環境汚染源とならないように留意すること。作物ごとに窒素の総投入量は、当該産地の存在する自治体・地域の関連法令で定める慣行レベルの投入量以下であること。ただし、以下の表の品目に関しては、上記の各自自治体・地域で定める投入量と以下の表で定める投入量の低いほうの投入量以下であること。

農産物	窒素総投入量
コメ	8 kg/10a・作期
茶	60kg/10a・年
レタス	20kg/10a・作期

無印は、章やセクションで明記する基準の共通要件。

網掛は JONA IFOAM 認証のみの要件。

点線下線は、JONA 独自認証のみの要件。波線下線は、EU 認証のみの要件。

キャベツ	25kg/10a・作期
キュウリ	30kg/10a・作期

※上記の数値は、暫定的な基準であり、順次作物ごとに追加・変更・見直しが行われる。

JONA オーガニック基準 2024

1993年4月	策定
1997年3月	一部改定
1999年3月	一部改定
2000年3月	一部改定
2000年6月	一部改定
2001年2月	一部改定
2004年2月	一部改定
2005年3月	一部改定
2006年2月	一部改定
2007年3月	一部改定
2008年3月	一部改定
2009年3月	一部改定
2010年3月	一部改定
2012年3月	一部改定
2012年9月	一部改定
2013年3月	一部改定
2013年7月	一部改定
2014年3月	一部改定
2014年4月	一部改定
2015年4月	一部改定
2016年4月	一部改定
2017年4月	発効
2017年6月	一部改定
2018年1月	一部改定
2018年4月	一部改定
2018年10月	一部改定
2019年4月	一部改定
2020年4月	一部改定
2021年4月	一部改定
2022年4月	一部改定
2023年4月	一部改定
2024年4月	一部改定
2024年7月	一部改定

著作 日本オーガニック&ナチュラルフーズ協会©
発行 日本オーガニック&ナチュラルフーズ協会

無断複製 無断転載を禁ず